

財 政 白 書

わかりやすい流山市の財政

（平成23年度決算版）

平成25年2月

流山市

〇はじめに

市民の皆様には流山市の財政状況をお知らせするために、「財政白書（平成23年度決算版）」を作成しました。

流山市を取り巻く財政環境は、依然として厳しい状況にありますが、今後の市の行財政運営のあるべき姿と行財政改革の必要性や方向性について、市民の皆様が議論する際に、「財政白書」を活用していただきたいと考えています。

この白書では、従来の決算数値のほかに、新たな公会計制度に基づき「発生主義」や「複式簿記」の考え方を取り入れて作成した財務諸表（「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」、「資金収支計算書」）についても解説しています。

こうした情報公開を通じて、市民の皆様に対して市の財政状況を分かりやすく説明し、従来よりも説明責任を高めることを目指しました。また、財務諸表は単に作って終わりということではなく、自治体経営のためのインフラとして、今後も整備を進めていく予定です。

なお、本文中では専門用語の使用をなるべく避けるようにしましたが、固有名詞である専門用語については財政白書の性格上やむなく使用しています。このため、随所に解説を書き添えたほか、巻末に財政用語の説明を掲載しています。本書をお読みになる際の一助として、ぜひご活用ください。



○ 目次

第1部 市の財政ってどんなもの？

1 総論～財政ってどんなもの？～

(1) 市役所の財政とは「入るを量って出るを制す」.....	9
(2) 予算と決算「1年間の計画と結果」.....	10
①予算とは.....	10
②予算の特徴.....	11
③補正予算とは.....	11
④決算とは.....	11
(3) 一般会計と特別会計「二つの財布」.....	12

2 流山市の概況

(1) 流山市の家計簿 ～ながれやま家はやりくり上手？.....	13
(2) 流山市の財政状況～「貯金は？借金は？」主な財政指標～.....	15
(3) 健全財政に向けた主な取り組み.....	18

3 平成23年度の決算 「収入と支出の結果はどんなの？」

(1) 決算の概況.....	19
①一般会計の収支結果.....	19
②全会計の収支結果.....	20
(2) 歳入「どんな収入があるの？」.....	21
①歳入にはどんなものがあるの？.....	21
②23年度決算の特徴.....	22
③自主財源と依存財源.....	23
④市税の状況.....	24
⑤地方交付税の状況.....	27
⑥市債の状況.....	29
(3) 目的別歳出「どんな目的に使っているの？」.....	31
①歳出の区分の仕方.....	31
②どんな目的に使っているの？.....	32
③23年度決算の特徴.....	33
④目的別歳出の推移.....	34
(4) 性質別歳出「どんなことに使っているの？」.....	35
①どんなことに使っているの？.....	35
②23年度決算の特徴.....	36
③性質別歳出の推移.....	37

(5) 人件費について.....	38
①職員数と人件費の推移（一般会計）.....	38
(6) 基金・市債の残高「貯金と借金はどうなっているの？」.....	39
①一般会計基金の内訳・残高の推移.....	39
②一般会計市債の内訳・残高の推移.....	40
③一般会計基金残高と市債残高.....	40
④特別会計市債の内訳と市債残高.....	41
⑤全会計の内訳と市債残高.....	42
(7) 市民一人あたりに換算すると？～近隣市との比較～.....	43
①市民一人あたりの歳入.....	43
②市民一人あたりの目的別歳出.....	44
③市民一人あたりの性質別歳出.....	45
④市民一人あたりの市債残高.....	46
⑤市民一人あたりの財政調整積立基金残高.....	47
(8) 主な財政指標～近隣市との比較～.....	48
①財政力指数.....	48
②経常収支比率.....	49
③公債費負担比率.....	50
④人口千人あたりの職員数.....	51
⑤市税に占める人件費の割合.....	52

4 健全化判断比率等の状況～「流山市は大丈夫なの？」～

(1) 財政健全化法.....	53
①イエローカードとレッドカード.....	53
②健全化判断比率.....	54
(2) 流山市の状況.....	55
①実質赤字比率.....	55
②連結実質赤字比率.....	55
③実質公債費比率.....	56
④将来負担比率.....	57
⑤資金不足比率.....	58

第2部 新地方公会計制度による財政の解説

1 総論 ～発生主義の本当の役立ち～

(1) 発生主義の代表選手～減価償却費.....	60
--------------------------	----

2 新地方公会計の財務書類

(1) 貸借対照表 (BS).....	6 2
(2) 行政コスト計算書 (PL).....	6 3
(3) 純資産変動計算書 (NWM).....	6 4
(4) 資金収支計算書 (CF).....	6 5

3 連結財務書類

(1) 財務書類の作成範囲.....	6 6
(2) 貸借対照表.....	6 8
①貸借対照表の概要.....	6 8
②貸借対照表の中身を見てみよう.....	6 9
③昨年度との比較.....	7 0
(3) 行政コスト計算書.....	7 1
①行政コスト計算書の概要.....	7 1
②行政コスト計算書の中身を見てみよう.....	7 2
③昨年度との比較.....	7 3
(4) 純資産変動計算書.....	7 4
①純資産変動計算書の概要.....	7 4
②純資産変動計算書の中身を見てみよう.....	7 4
③昨年度との比較.....	7 5
(5) 資金収支計算書.....	7 6
①資金収支計算書の概要.....	7 6
②資金収支計算書の中身を見てみよう.....	7 6
③昨年度との比較.....	7 7

4 財務指標を用いた分析

(1) 財務指標分析の前提.....	7 8
(2) 世代間の負担割合について.....	7 9
①純資産比率.....	7 9
(3) 財務状態の安全性について.....	8 1
①安全比率.....	8 1
(4) 財政の硬直性について.....	8 3
①固定比率.....	8 3
(5) 行政サービスの効率性について.....	8 5
①市民一人あたり人件費.....	8 5
②市民一人あたり純経常行政コスト.....	8 5
(6) 行政サービス利用者の費用負担について.....	8 6
①受益者負担率.....	8 6
(7) まとめ.....	8 7

資料編

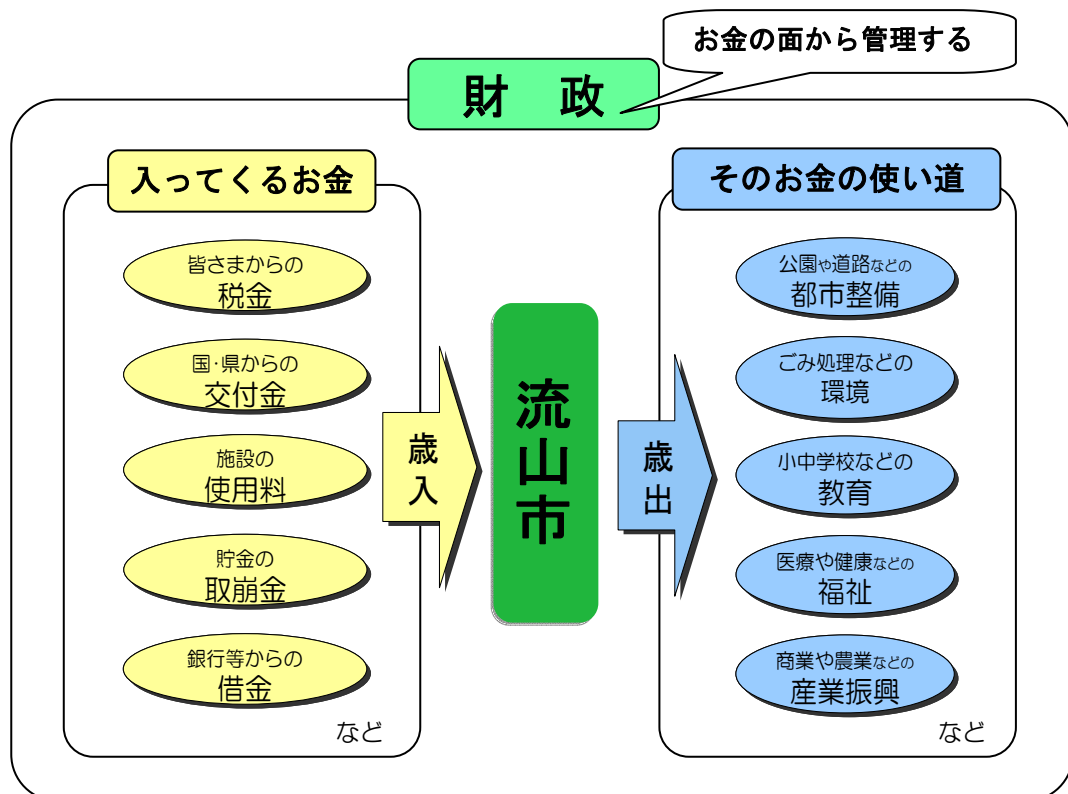
・ 要約財務書類と流山市財務書類（基準モデル）の表示科目対応表.....	9 2
・ 平成 2 3 年度 流山市財務書類（基準モデル）～単体会計.....	9 4
・ 平成 2 3 年度 流山市財務書類（基準モデル）～連結会計.....	9 8
・ 財政用語の説明.....	1 0 2

第 1 部 市の財政ってどんなもの？

1 総論 ～財政ってどんなもの？～

(1) 市役所の財政とは 「入るを量って出るを制す」

- ・市役所では、皆様からお預かりした税金などの収入を、皆様の生活に欠かせない『都市基盤の整備』『環境』『教育』『福祉』『産業振興』などの様々な事業のために使っています。
- ・『収入』のことを『歳入』、『支出』のことを『歳出』といいます。
- ・こうした『歳入』や『歳出』をお金の面から管理することを『財政』といいます。
- ・財政の大きな仕事の一つは、一般の家庭と同様に、入ってくるお金をしっかり踏まえて、使うお金を決めることといえます。



【参考】「出るを量って入るを制す？～地方分権と財政～」

地方分権一括法の成立以降、地方分権改革が進められております。この地方分権改革に関連し、地方も、歳入に対して責任を持つべきだとの議論があります。これまでの様に、国の定めた制度の中であてがいぶちの歳入に甘んじること無く、必要な歳入はそれぞれの地域で市民の皆様と合意の基に確保すべきであるとの議論です。その中で、国と地方の税収のあり方の抜本的な見直しが議論され始めています。

その際には、必要な行政サービスに基づいた財政需要に応じ、市民の皆様 서비스에 見合った負担をお願いするという。「出(い)ずるを量って入(い)るを制す」という型に地方財政も変わっていくべきだとの議論があります。

(2) 予算と決算 「1年間の計画と結果」

①予算とは・・・

- ・ 1年間の「入ってくる予定のお金（歳入）」を予測して、「そのお金の使い道（歳出）」を決めています。このようなお金の『計画』を見積もったものを『予算』といいます。
- ・ 市民の皆様により良い生活を送っていただくためにはどうしたら良いか、また、そのために必要なお金の確保と使い道をどうするか、市役所の様々な部署で検討します。その結果に『市長』が総合的な判断を加えて、予算の案を作ります。
- ・ 予算の案は、『市議会』に提出され、『市議会』の議決を受けて、初めて予算が決まります。
- ・ つまり、予算は皆様が選んだ『市長』と『市議会議員』が決めているということになります。



●ポイント

- ・ 「予算」とは、1年間の計画です。
- ・ 「予算」は、皆様が選んだ「市長」と「市議会議員」が決めています。

【参考】「基本計画と予算」

平成22年度から平成31年度の10年間を計画期間とした、『流山市総合計画・後期基本計画（後期基本計画）』を平成22年3月に策定しました。

『後期基本計画』は、10年間に実施する施策や事業の目標や内容を定めている、流山市のまちづくりの実現に向けた道筋を示す、重要な計画です。

予算は1年間の計画ですが、10年間の後期基本計画に基づいた内容になっています。

②予算の特徴

- ・ 予算では、『歳入』と『歳出』を同額とします。
- ・ 歳入予算は、入ってくるお金の見積もりであり、歳出予算は、支出の見積もりと同時にその限度や使い道を決めるものです。歳出予算を上回って支出することはできません。
- ・ そのため、歳入を見誤らない限り、赤字にはならないようになっています。

③補正予算とは・・・

- ・ 当初予算を作るときに予測できなかったことが起こることがあります。
- ・ 台風などの災害で、すぐに対応しなければならない場合は、予算を変更し、その事態に対応することが必要です。
- ・ 市長が変更する予算案をつくり、市議会で審議し、議決によって成立します。
- ・ この予算のことを『補正予算』といいます。
- ・ 補正予算を審議する議会は、定例で年4回（6月、9月、12月、3月）ですが、緊急のときは、臨時的に議会を開会し、審議します。
- ・ 特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がない場合には、市長が議会の議決を待たずに処理することができます。これを、『専決処分』といいます。専決処分をした場合には、地方自治法第179条により次の議会に報告し承認を受けることになっています。

④決算とは・・・

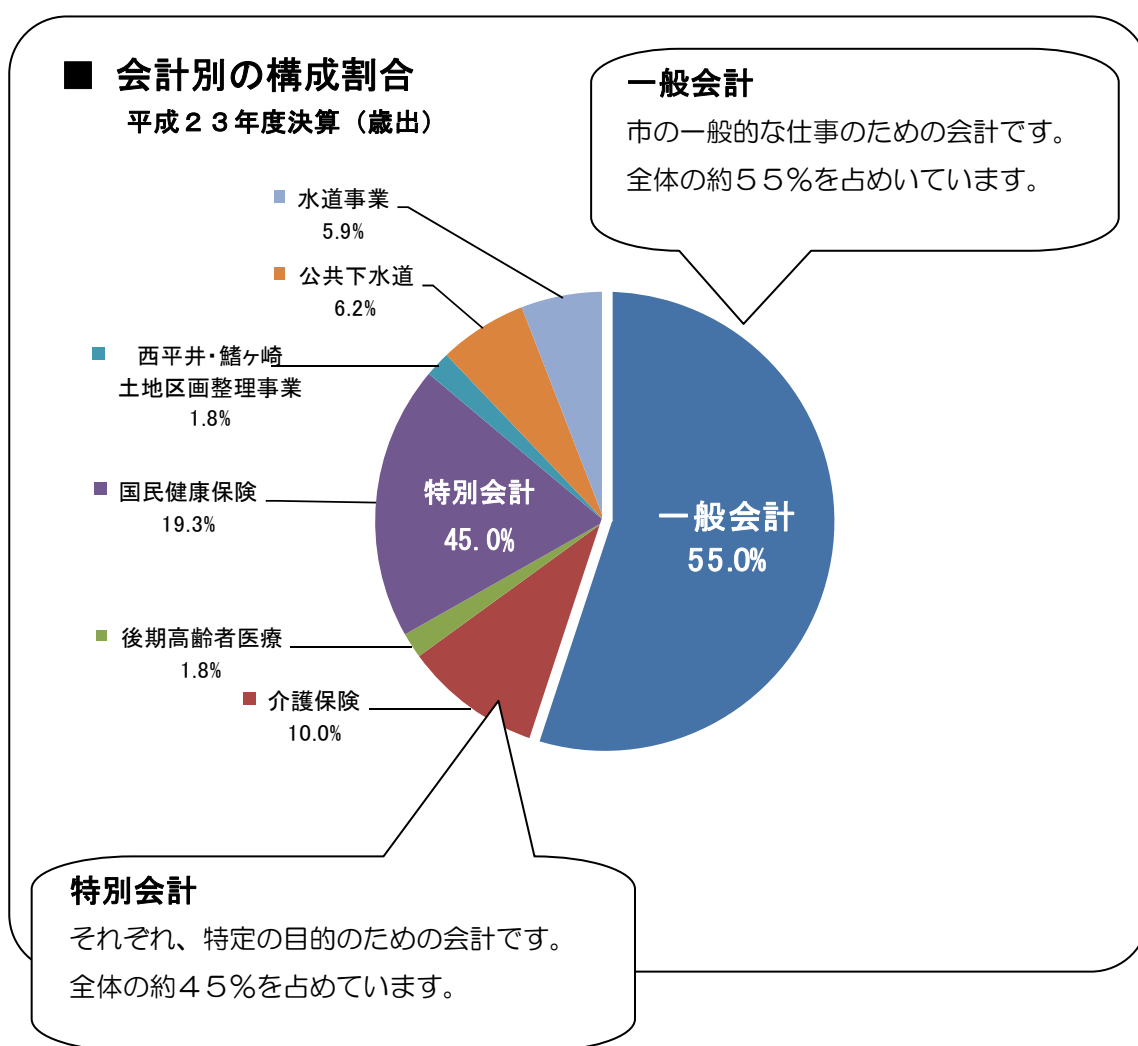
- ・ 「入ってくる予定のお金（歳入）」と「そのおかねの使い道（歳出）」が「予算でした。
- ・ その予算を使った結果を『決算』といいます。
- ・ 決算は、実際に「入ったお金」と「使ったお金」をまとめたものです。
- ・ 1年間に予算の範囲内で行った行政サービスをあらわしています。
- ・ 決算書は、会計管理者がつくり、市長が市議会の認定を受けることになります。

【参考】「予算書・決算書の書き方の決まり」

予算書や決算書での「歳入」や「歳出」の区分の仕方は、どこの市町村の予算書、決算書でも比較できるように、地方自治法施行規則によって全国一律に定められています。

(3) 一般会計と特別会計 「二つの財布」

- ・どの自治体にも、『一般会計』と『特別会計』の二種類の会計があります。
- ・『一般会計』は、市の基本的な仕事のための会計です。皆様から納付していただく税金や、国・県からの補助金などが主な財源です。
- ・『特別会計』は、特定の事業を行うための会計で、保険料や使用料などの特定の収入で賄われており、独立採算制が基本となっています。
- ・『特別会計』は、法律によって決められたものがほとんどです。流山市でも、西平井・鰯ヶ崎土地区画整理事業特別会計と、下水道特別会計は市の条例で設置していますが、それ以外は、法律で決められたものです。



- ・第1部では、特別にことわらない限り、一般会計の決算状況について説明します。

2 流山市の概況

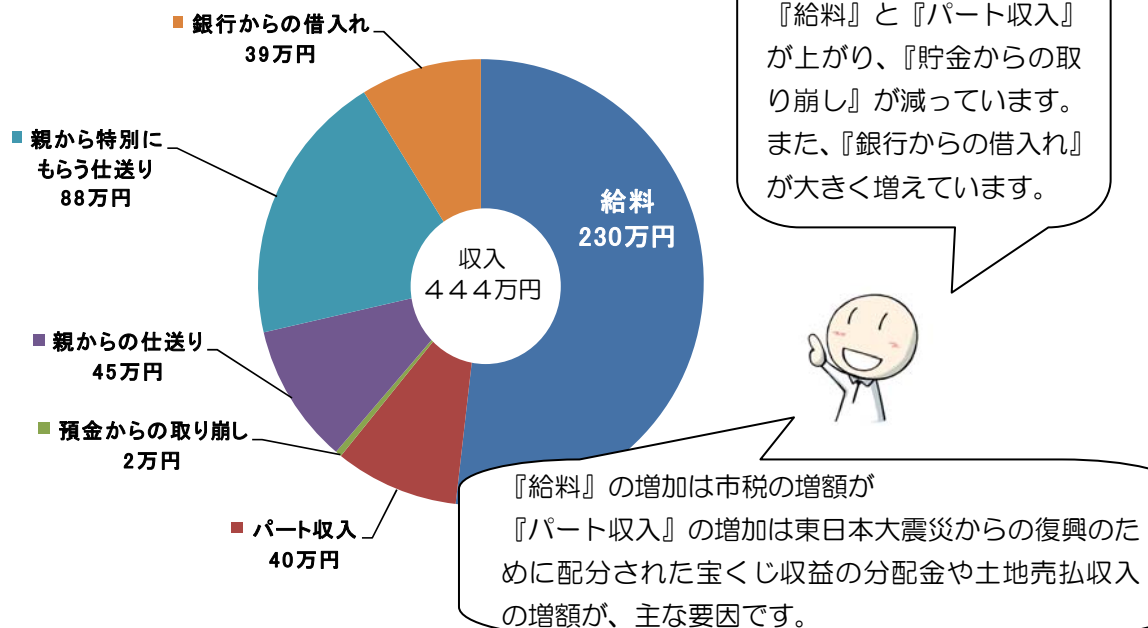
(1) 流山市の家計簿 ～ながれやま家はやりくり上手?～

・流山市の財政を身近に感じていただくために、平成22年度と平成23年度の一般会計の決算を10,000分の1の家計簿に置き換えてみました。

■入ったお金 ⇒ 収入

入ったお金	平成23年度	平成22年度	対前年度比	増減率
給料	230万円	225万円	5万円	2.2%
パート収入	40万円	29万円	11万円	37.9%
預金からの取り崩し	2万円	7万円	△5万円	△71.4%
親からの仕送り	45万円	42万円	3万円	7.1%
親から特別にもらう仕送り	88万円	83万円	5万円	6.0%
銀行からの借入れ	39万円	30万円	9万円	30.0%
計	444万円	416万円	28万円	6.7%

■平23年度に入ったお金の内訳



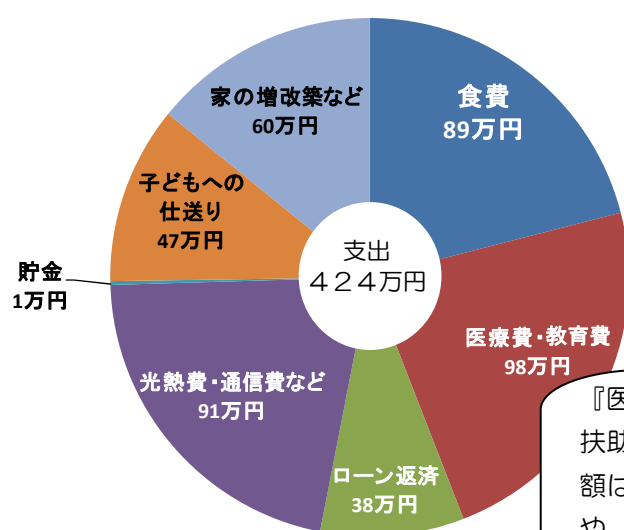
■家計簿に例えたものは実際にどんなお金になるの? (収入)

- 給料・・・市税：市民税や固定資産税など、皆様に市へ納めていただく税金です。
- パート収入・・・分担金及び負担金／使用料及び手数料／繰越金等
 - 分担金及び負担金：特定の事業に必要な経費を負担していただくお金です。(例：保育所の保育料)
 - 使用料及び手数料：市の施設を利用した時などに負担していただくお金です。
 - 繰越金：前年度から繰り越したお金です。
- 預金からの取り崩し・・・繰入金：主に、基金(貯金)を取り崩すお金です。
- 親からの仕送り・・・地方交付税／地方譲与税・交付金など
 - 地方交付税：自治体間での市税のばらつきを調整して、どこに住んでいても同じ水準のサービスを受けられるように、国や県を通じて、流山市に入ってきます。使い道は自由です。
 - 地方譲与税・交付金など：国に納められたお金を一定のルールで地方に配分したお金です
- 親から特別に貰う仕送り・・・国・県支出金：国や県を通じて流山市に入ってくる、使い道が決められたお金です。
- 銀行からの借入れ・・・市債：事業費に充てるための、銀行などからの借金です。

■使ったお金 ⇒ 支出

使ったお金	平成23年度	平成22年度	対前年度比	増減率
食 費	89万円	88万円	1万円	1.1%
医 療 費 ・ 教 育 費	98万円	87万円	11万円	12.6%
ロ ー ン 返 済	38万円	38万円	0万円	0.0%
光 熱 費 ・ 通 信 費 など	91万円	81万円	10万円	12.3%
貯 金	1万円	2万円	△1万円	△50.0%
子 ども へ の 仕 送 り	47万円	48万円	△1万円	△2.1%
家 の 増 改 築 など	60万円	58万円	2万円	3.4%
計	424万円	402万円	22万円	5.5%

■平23年度に使ったお金の内訳



前年度と比べて、『医療費・教育費』と『光熱費・通信費など』が大きく増えています。



『医療費・教育費』の増額は、生活保護費等の扶助費の増加が、『光熱費・通信費など』の増額はヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンや、子宮頸がんワクチンの接種に係る費用や、放射能対策費用などの増加が主な要因です。

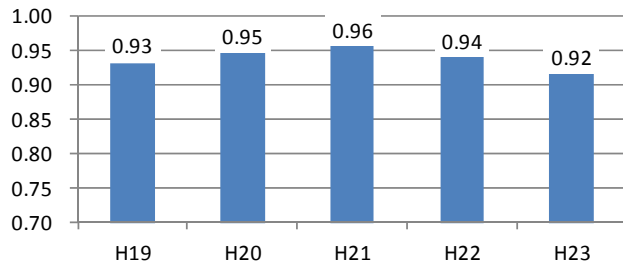
■家計簿に例えたものは実際にどんなお金になるの？（支出）

- 食費・・・人件費：特別職と職員の給与、議員報酬、審議会委員の報酬等に要するお金です。
- 医療費・教育費・・・扶助費：高齢者、障害者、生活保護が必要な人等を援助するお金です。
- ローン返済・・・公債費：市債の元金や利子の返済等に要するお金です。
- 光熱費・通信費など・・・物件費／補助費等
物件費：委託料、臨時職員の賃金等のお金です。
補助費等：各種団体への補助金、負担金等に要するお金です。
- 貯金・・・積立金：基金へ積み立てるお金です。
- 子どもへの仕送り・・・繰出金：各種団体への出資金、市民への貸付金に要するお金です。
- 家の増改築など・・・投資的経費／維持補修費
投資的経費：学校や道路、河川、公園等の整備に要するお金です。
維持補修費：施設の修繕等に要するお金です。

(2) 流山市の財政状況～「貯金は？借金は？」主な財政指標～ ■お金は足りているの？

①財政力指数（収入と支出を、国の基準に基づいて比べたもの）

高いほど良い

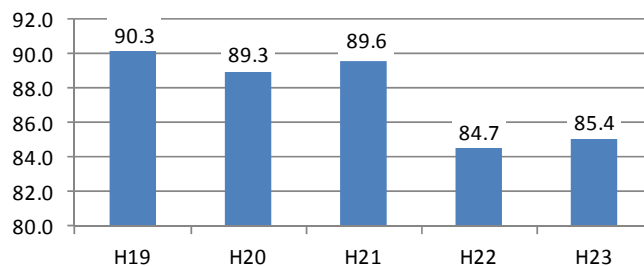


社会保障費や臨時財政対策債の償還額の増加により、基準財政需要額が増加したため、平成23年度は数値が下がっています。

- ・地方公共団体の『財政力』を示す指標で、標準的な収入の見込み（基準財政収入額）を、標準的な支出の見込み（基準財政需要額）で除して得られた数値の3年間の平均値のことです。
- ・この数値が大きいほど、財源に余裕があることを示し、1を超えると普通地方交付税の不交付団体になります。

②経常収支比率（市税などの常に見込める収入と、公債費など支払い義務のある支出を比べたもの）

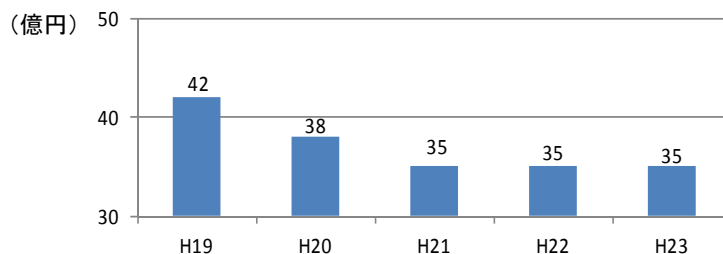
低いほど良い



90%を超えないように努めています。

- ・この値が高いほど「臨時的な経費に使えるお金が少ない」ことを意味します。
- ・千葉県平均や類似団体平均が90%を超えていますが、流山市では90%を超えることがないように、常に経常経費の抑制に努めています。
- ・平成23年度は扶助費の増加により、経常収支比率は増加しました。

③財政調整積立基金（市の貯金）



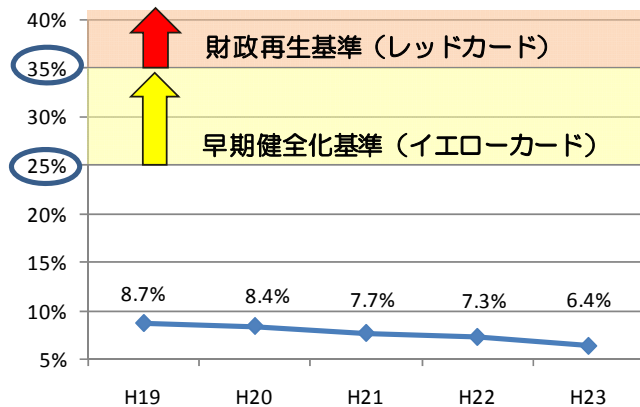
残額は減ってきていますが、今後も一定額以上の確保に努めていきます。

- ・急にお金が必要になったり、収入が落ち込んだりした時に対応できるように、市でも貯金をしています。これを『財政調整積立基金』といいます。
- ・昨今の経済不況などにより、残額を減らしてきていますが、今後も人口増加に対応するため、各種社会資本の整備が必要となることから、しばらくの間は減少していくことが予想されますが、計画的な財政運営に努め、一定額以上確保できるようにしていく考えです。

■借金をしすぎていない？

①実質公債費比率（収入に対する公債費（借金の返済費用）の占める割合）

低いほど良い



・市が借金をしすぎないように、国の基準で1年間の返済額のイエローカード・レッドカードのラインが決められています。

ラインを大きく下回っています。

※早期健全化基準・財政再生基準については、平成23年度の基準を標記しています。

②新公会計制度の貸借対照表で見ると…

■貸借対照表

(億円)

【資産の部】	連結会計	【負債の部】	連結会計
1. 公共資産 (1) 事業用資産 (2) インフラ資産	807 2,833	流動負債・固定負債 (市債や退職手当引当金など)	857
2. 投資等 (出資金や基金など)	182		
		【純資産の部】	
3. 流動資産	136	純資産合計 (資産と負債の差額)	3,101
資産合計	3,958	負債及び純資産合計	3,958

■インフラ資産を0円とした場合

(億円)

【資産の部】	連結会計	【負債の部】	連結会計
1. 公共資産 (1) 事業用資産 (2) インフラ資産	807 0	流動負債・固定負債	857
2. 投資等	182		
		【純資産の部】	連結会計
3. 流動資産	136	純資産合計	268
資産合計	1,125	負債及び純資産合計	1,125

仮にインフラ資産を無価値としても、資産が負債を上回っています。



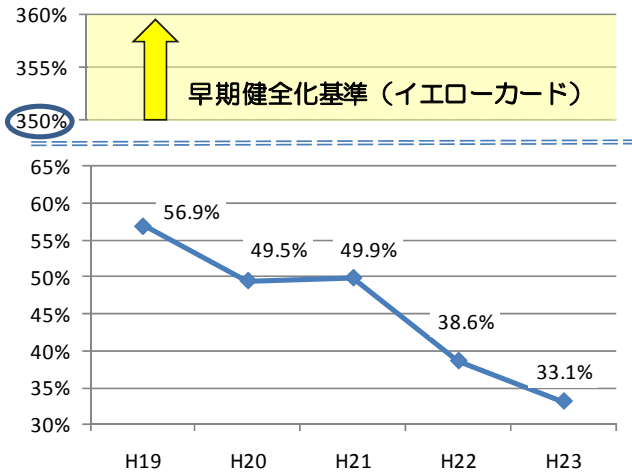
※表示単位未満四捨五入のため、総額と内訳の合計とが一致しない場合があります。

・流山市は、資産合計が負債合計（流動負債・固定負債）を大きく上回っています。

■借金はちゃんと返せるの？

①将来負担比率（将来に渡って払う必要がある経費の総額を、1年間の収入総額で割ったもの）

低いほど良い



- ・一般の家庭に例えると、ローンの残高が年収の何倍になるかを計算したものと似た指標です。
- ・国の基準で一定以上になった場合は、借金削減の計画を立てなければなりません。

ラインを大きく
下回っています。

※早期健全化基準については、平成23年度の基準を標記しています。

特別な財政需要の創設等により、財政力指数は下がりましたが、各指標の数値は良好です。
今後も行財政改革に取り組み、健全な財政運営に努めてまいります。

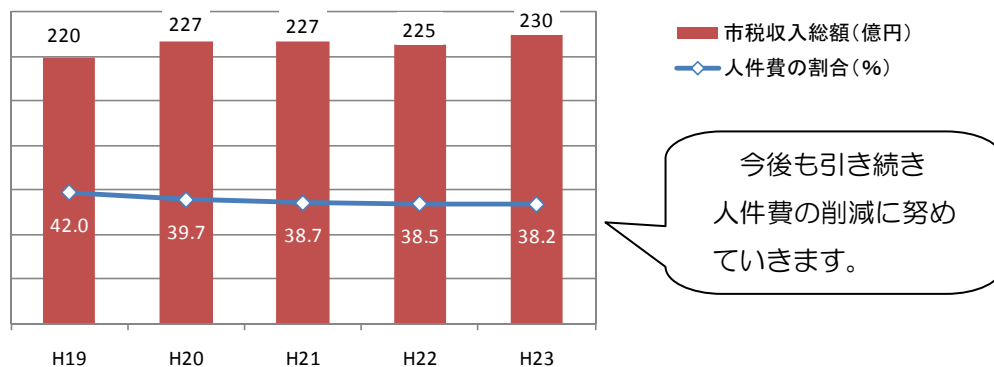


(3) 健全財政に向けた主な取り組み

①人件費の削減

- ・定員適正化計画に基づき、職員数の削減に努めてきたことから、市税収入に占める人件費の割合は下がってきています。

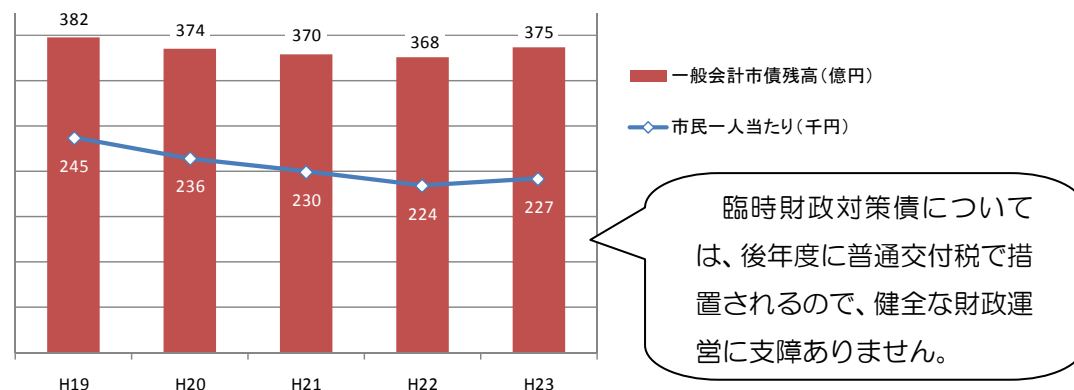
■市税収入と人件費の推移



②市債の計画的な発行

- ・各年度の借入額を、可能な限りその年度の償還元金以内に抑制することを目標としてきたため、一般会計の市債の残高は減ってきていましたが、平成23年度は臨時財政対策債の発行が増えたので、市債の残高は増加しています。

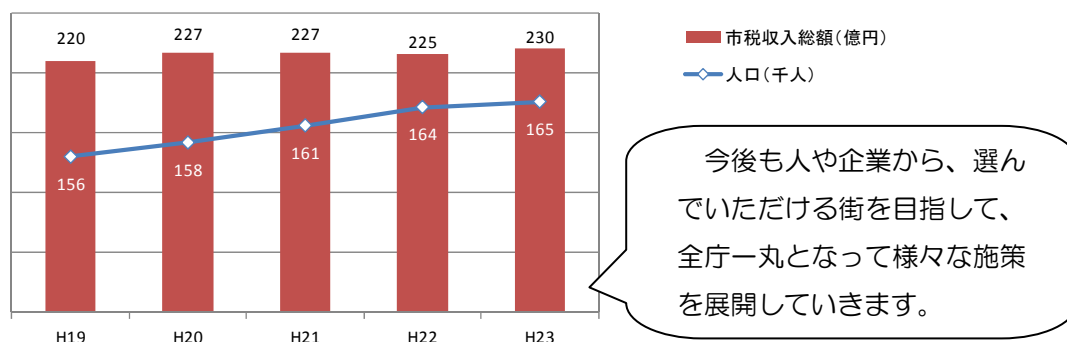
■市債残高の推移（一般会計）



③自主財源の確保

- ・今後も、市税を増やし、自主財源を増やすためには、TX沿線整備を予定通り進めることや、住民誘致や企業誘致を積極的に進めることが必要です。

■市税収入と人口の推移



3 平成23年度の決算 「収入と支出の結果はどうか？」

(1) 決算の概況

①一般会計の収支結果 「歳入は444億円、歳出は424億円です。」

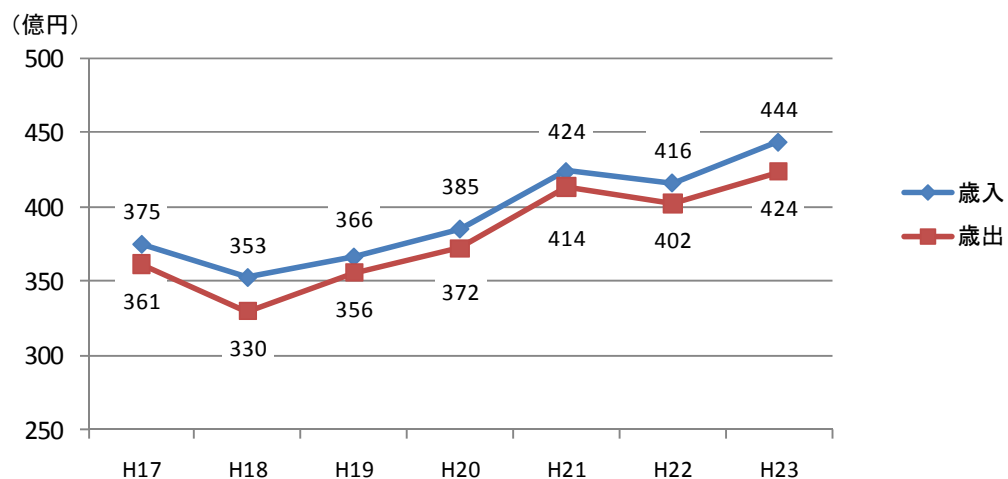
会 計 名	区分	平成23年度	平成22年度	対前年度比較	増減率
一 般 会 計	歳入	443億9,221万円	416億4,292万円	27億4,929万円	6.6%
	歳出	423億6,768万円	402億1,738万円	21億5,030万円	5.3%
	差引	20億2,453万円	14億2,554万円	5億9,899万円	

- ・平成23年度は、歳入も歳出も、平成22年度に比べて増加しています。
- ・それぞれどんな要因があったのかについては、後に説明があります。

歳入について・・・21ページから

歳出について・・・31ページから

■ 一般会計の歳入・歳出総額の推移



歳入、歳出ともに、
平成22年度は前年度に比べ減少しましたが、
平成23年度は増加し、全体的な傾向としては、
平成18年度以降増加しています。



②全会計の収支結果 「歳入751億円・歳出は725億円」

■一般会計・特別会計

会 計 名		区分	平成23年度	平成22年度	対前年度比較	増減率
一 般 会 計		歳入	443億9,221万円	416億4,292万円	27億4,929万円	6.6%
		歳出	423億6,768万円	402億1,738万円	21億5,030万円	5.3%
		差引	20億2,453万円	14億2,554万円	5億9,899万円	
特別会計	介 護 保 険	歳入	78億3,790万円	71億5,086万円	6億8,704万円	9.6%
		歳出	77億 207万円	70億8,360万円	6億1,847万円	8.7%
		差引	1億3,583万円	6,726万円	6,857万円	
	老 人 保 健 医 療	歳入	-	460万円	皆減	-
		歳出	-	460万円	皆減	-
		差引	-	0万円	-	
	後期高齢者医療	歳入	13億8,134万円	13億1,469万円	6,665万円	5.1%
		歳出	13億7,744万円	13億969万円	6,775万円	5.2%
		差引	390万円	500万円	△110万円	
	国民健康保険	歳入	149億9,667万円	141億4,649万円	8億5,018万円	6.0%
		歳出	148億3,273万円	141億1,399万円	7億1,874万円	5.1%
		差引	1億6,394万円	3,250万円	1億3,144万円	
	西平井・鯖ヶ崎 土地区画整理事業	歳入	14億7,223万円	12億4,941万円	2億2,282万円	17.8%
		歳出	13億9,549万円	11億8,586万円	2億 963万円	17.7%
		差引	7,674万円	6,355万円	1,319万円	
	公 共 下 水 道	歳入	50億4,597万円	50億3,905万円	692万円	0.1%
		歳出	47億9,546万円	47億3,901万円	5,645万円	1.2%
		差引	2億5,051万円	3億 4万円	△4,953万円	
	小 計	歳入	307億3,411万円	289億 510万円	18億2,901万円	6.3%
		歳出	301億 319万円	284億3,675万円	16億6,644万円	5.9%
		差引	6億3,092万円	4億6,835万円	1億6,257万円	
合 計		歳入	751億2,632万円	705億4,802万円	45億7,830万円	6.5%
		歳出	724億7,087万円	686億5,413万円	38億1,674万円	5.6%
		差引	26億5,545万円	18億9,389万円	7億6,156万円	

- ・老人保健医療制度は、平成20年度で既に廃止され、新たに後期高齢者医療制度が創設されています。老人保健医療特別会計は、一部審査事務の遅れにより残っている医療費の支払いが残っていましたが、平成22年度末で廃止されました。

■水道事業会計

区分		平成23年度	平成22年度	対前年度比較	増減率
収入	収益的収入	35億3,804万円	35億8,895万円	△5,091万円	△1.4%
	資本的収入	3億1,518万円	5億1,392万円	△1億9,874万円	△38.7%
	計	38億5,322万円	41億287万円	△2億4,965万円	△6.1%
支出	収益的支出	31億6,806万円	30億4,683万円	1億2,123万円	4.0%
	資本的支出	13億4,704万円	19億9,589万円	△6億4,885万円	△32.5%
	計	45億1,510万円	50億4,272万円	△5億2,762万円	△10.5%

- ・収益的収入が減少し、収益的支出が増加しています。
- ・資本的支出の減少の主な要因は、企業債、工事負担金が減額したことによるものです。

(2) 歳入 「どんな収入があるの？」

①歳入にはどんなものがあるの？

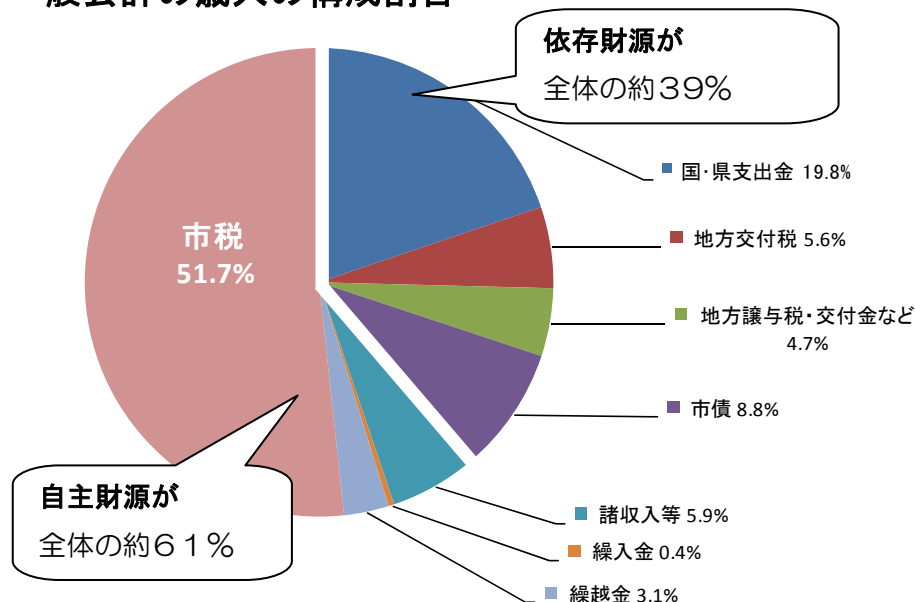
- ・『歳入』は次のようなものに分けられます。

■ 歳入の内訳

区分		主な内容	決算額
自主財源	市 税	市民税や固定資産税など、皆様に市へ納めていただく税金です。	229億7,514万円
	繰 越 金	前年度の決算で余ったお金です。	14億2,503万円
	繰 入 金	主に、基金(貯金)を取り崩すお金です。	1億6,958万円
	諸 収 入 等	使用料・手数料(市の施設を利用する時に支払うお金)、財産収入(土地などの貸付収入)、寄附金、諸収入(貸付けたお金の返済金や上記にあてはまらないもの)	26億2,297万円
	小計		271億9,272万円
依存財源	国・県支出金	皆様が国や県へ納めていただく税金の一部です。国や県を通じて、流山市に入ってきます。これは、使い道が決められています。	87億7,436万円
	地方交付税	皆様が国へ納めていただいた税金の一部です。自治体間での市税のばらつきを調整して、どこに住んでいても同じ水準のサービスを受けられるように、国や県を通じて、流山市に入ってきます。使い道は自由です。	24億7,112万円
	地方譲与税・交付金など	国に納められたお金を一定のルールで地方に配分したお金です。	20億6,681万円
	市 債	事業費に充てるため、銀行などからの借金です。	38億8,720万円
	小計		171億9,949万円
合 計			443億9,221万円

- ・歳入の中で一番大きいのが『市税』で、全体の約52%を占めています。
- ・上の表をグラフにすると、下のようになります。

■ 一般会計の歳入の構成割合



②23年度決算の特徴 「全体で6.6%増」

■ 歳入の前年度比較

区分		平成23年度	平成22年度	対前年度比較	増減率
自主財源	市 税	229億7,514万円	225億3,857万円	4億3,657万円	1.9%
	繰 越 金	14億2,503万円	10億5,204万円	3億7,299万円	35.5%
	繰 入 金	1億6,958万円	7億5,662万円	△5億8,704万円	△77.6%
	諸 収 入 等	26億2,297万円	18億 853万円	8億1,444万円	45.0%
	小計	271億9,272万円	261億5,576万円	10億3,696万円	4.0%
依存財源	国・県支出金	87億7,436万円	83億2,834万円	4億4,602万円	5.4%
	地方交付税	24億7,112万円	21億 842万円	3億6,270万円	17.2%
	地方譲与税・交付金など	20億6,681万円	20億4,900万円	1,781万円	0.9%
	市 債	38億8,720万円	30億 140万円	8億8,580万円	29.5%
	小計	171億9,949万円	154億8,716万円	17億1,233万円	11.1%
合計		443億9,221万円	416億4,292万円	27億4,929万円	6.6%

【主な特徴】

- ・平成23年度と22年度を比較して一番大きな違いは、『市債』の約9億円（29.5%）の増加です。これは、小中学校や幼稚園の耐震改修・大規模改造に係る事業債約7.3億円の増や、臨時財政対策債約4千万円の増が主な要因です。
- ・『諸収入等』が約8億円（45.0%）増加しています。これは、東日本大震災からの復興のために千葉県市町村振興協会市町村交付金（宝くじ分配金）が約1.1億円増加したことや、土地売却収入が約1.4億円増加したことなどが主な要因です。
- ・『繰入金』が約6億円（77.6%）減額となっています。これは、平成22年度では5億円の取崩を行った減債基金の取り崩しを、平成23年度では行わなかったことが主な要因です。
- ・合計では、約27億5千万円（6.6%）増となっています。

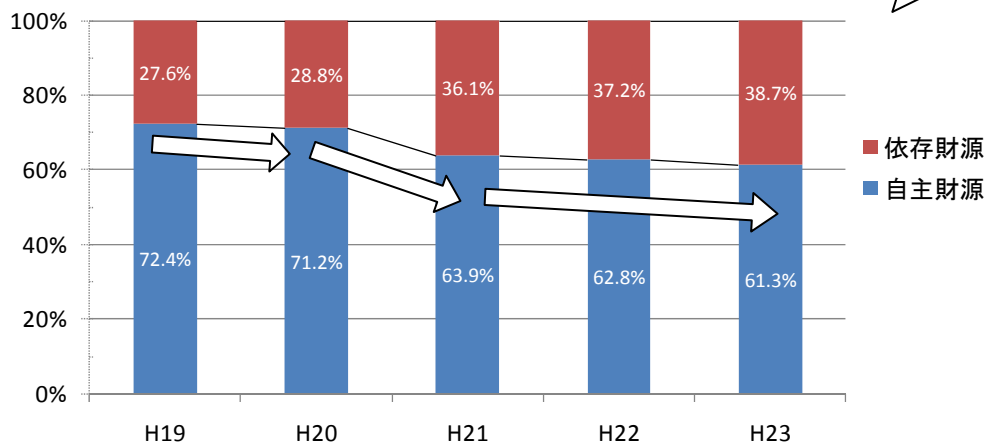
基金（貯金）の取崩や、前の年からの繰越金も収入に入ります。



③自主財源と依存財源 「自主財源が多い方が強い」

- ・『自主財源』は、市税や施設の使用料など、市が自主的に収入することのできる財源です。
- ・『依存財源』は、国や県の意思によって定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入のことです。
- ・『自主財源』の割合が高い方が、「歳入の自主性・安定性が高い」といえます。

■ 自主財源・依存財源の割合の推移



- ・平成19年度以降、『自主財源』の割合は減少傾向にあります。
- ・平成21年度は、定額給付金支給のための国庫支出金が一時的に増加したため相対的に自主財源の割合が大きく減少しました。
- ・平成22年度は、地方交付税が大幅に増加したことにより依存財源が増加した一方、財政調整積立基金からの繰り入れを行わなかったことなどにより、自主財源の割合が減少しました。
- ・平成23年度では、市債の発行が増加したことなどにより、自主財源の割合が減少しました。

【参考】「自主財源を確保するために」

今後も、市税を増やし、自主財源を増やすためには、TX沿線整備を予定通り進めることや、住民誘致や企業誘致を積極的に進める必要があります。平成22年度からは、そのための組織として、誘致推進課を立ち上げています。

人や企業から、選んでいただける街を目指すため、全庁一丸となって様々な施策を展開していきます。

④市税の状況 「一番大きな歳入です」

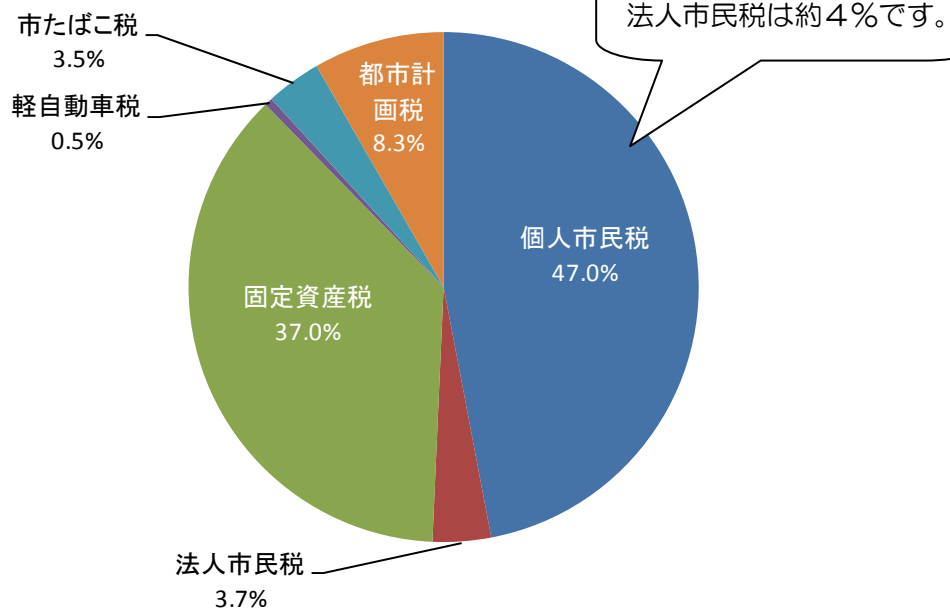
- ・市税には、次のようなものがあります。

■ 市税の内訳

区分	主な内容	平成23年度
個人市民税	市内に住む人が所得に応じて納める税金です。	107億8,908万円
法人市民税	市内の会社が利益に応じて納める税金です。	8億6,577万円
固定資産税	市内に土地や家屋などを持っている人が納める税金です。	84億9,811万円
軽自動車税	軽自動車を持っている人が納める税金です。	1億1,042万円
市たばこ税	たばこを買ったときにかかる税金です。	8億1,172万円
都市計画税	市街化区域内に土地や家屋を持っている人が納める税金です。	19億 4万円
合 計		229億7,514万円

- ・一番大きいのが、個人市民税です。
- ・上の表をグラフにすると、下のようになります。

■ 市税の構成割合



【参考】「個人市・県民税の税率はどの自治体でも同じ」

市・県民税の税率は前年の所得の10%（市民税6%・県民税4%）と法律で決まっているので、税率はどの自治体でも同じです。

■ 市税の前年度比較

区分	平成23年度	平成22年度	対前年度比較	増減率
個人市民税	107億8,908万円	108億5,639万円	△6,731万円	△0.6%
法人市民税	8億6,577万円	7億5,819万円	1億 758万円	14.2%
固定資産税	84億9,811万円	82億4,794万円	2億5,017万円	3.0%
軽自動車税	1億1,042万円	1億 662万円	380万円	3.6%
市たばこ税	8億1,172万円	7億 136万円	1億1,036万円	15.7%
都市計画税	19億 4万円	18億6,807万円	3,197万円	1.7%
合 計	229億7,514万円	225億3,857万円	4億3,657万円	1.9%

【主な特徴】

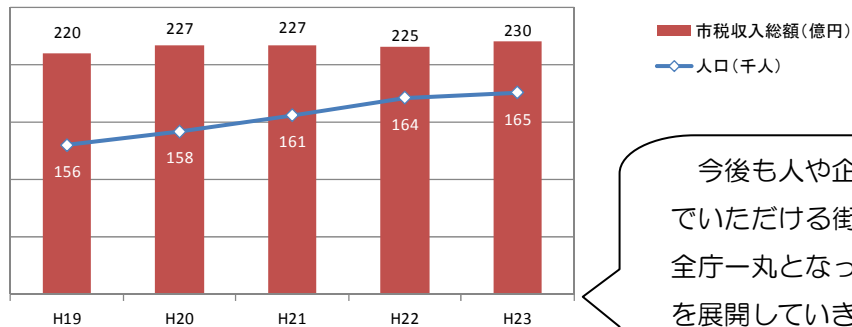
- ・『個人市民税』が、経済状況の影響や、所得階層や世帯構成の変化、住宅ローン控除の拡充等の税制改正など、様々な影響により、約7千万円（0.6%）減少しました。
- ・『法人市民税』は、約1億円（14.2%）増加し、個人・法人を合わせた市民税合計では、増となりました。
- ・一方、TX 沿線開発に伴う宅地造成などにより、『固定資産税』、『都市計画税』は、併せて約2億8千万円（2.8%）増となった他、『たばこ税』は、約1億（15.7%）増となりました。
- ・『市税』全体では、約4億4千万円（1.9%）前年度を上回りました。
- ・平成23年度は、近隣市では前年度を下回っているか、ほぼ横ばいの団体が多くなっています。

市税収入は、前年度を下回っているか、ほぼ横ばいの団体が多いです。

■ 近隣市の市税の前年度比較

区分	平成23年度	平成22年度	対前年度比較	増減率
流山市	229億7,515万円	225億3,857万円	4億3,658万円	1.9%
松戸市	670億 992万円	669億6,985万円	4,007万円	0.1%
柏市	620億8,954万円	622億6,546万円	△1億7,592万円	△0.3%
市川市	773億4,105万円	772億4,967万円	9,138万円	0.1%
我孫子市	176億9,284万円	178億7,167万円	△1億7,883万円	△1.0%
野田市	219億6,648万円	219億9,273万円	△2,625万円	△0.1%
鎌ヶ谷市	130億3,219万円	129億7,908万円	5,311万円	0.4%
習志野市	252億2,677万円	252億8,744万円	△6,067万円	△0.2%
八千代市	266億3,776万円	266億1,601万円	2,175万円	0.1%
浦安市	365億1,459万円	391億1,239万円	△25億9,780万円	△6.6%

■ 市税収入と人口の推移



今後も人や企業から、選んでいただける街を目指して、全庁一丸となって様々な施策を展開していきます。

- ・ T×沿線整備や、子育てにやさしいまちづくりによる生産人口の増加などによって、市税収入も増加してきましたが、平成22年度では、市税収入が前年度を下回りました。
- ・ 平成23年度では、平成22年度、21年度を上回っています。

【参考】「国や県の税金」

税金には、国に納める「国税」と、県や市に納める「地方税」があります。国税を大きく分けると、所得に対する税（所得税、法人税など）、消費に対する税（消費税、酒税、自動車重量税など）、資産等に対する税（相続税、贈与税など）があります。

「地方税」には「県税」と「市税」があり、「県税」には県民税、自動車税、地方消費税などがあります。

「市税」には前ページの表にあるように、個人市民税、法人市民税、固定資産税などがあります。

【参考】「都市計画税の用途」

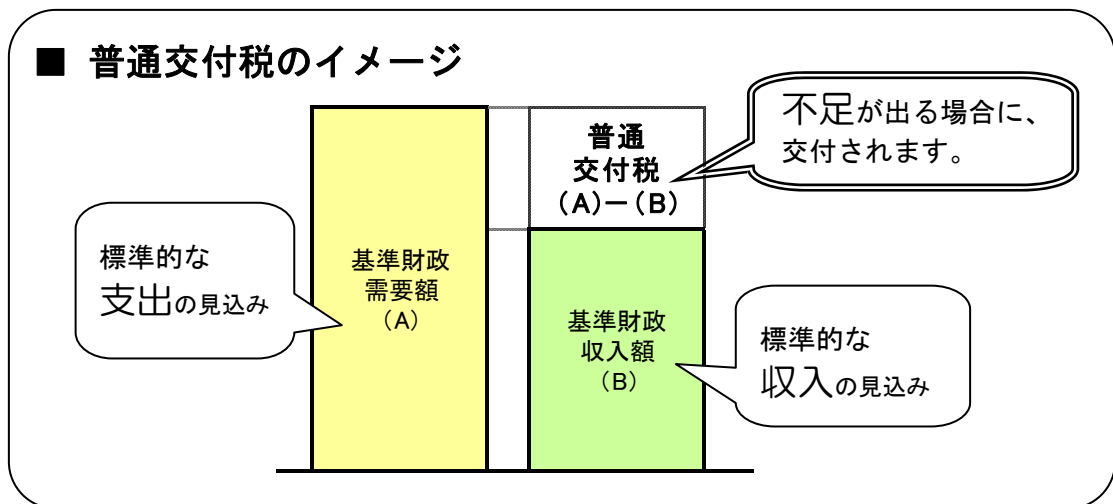
都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てることを目的とした市税です。

平成23年度は、市街地開発事業、下水道事業、公園整備事業、街路整備事業などの都市計画事業や、これらのために借入れた市債の償還に充てられています。

なお、都市計画税が充当される事業には、他に市税等の一般財源や国・県の支出金、地方債等も充てられています。

⑤地方交付税の状況 「どこに住んでも同じサービスが受けられるように」

- ・市税収入が少ない地域でも、一定水準の行政サービスが受けられるようにするため、国から交付されるお金です。
- ・地方交付税には、税収の不足を補う『普通交付税』と、災害などの特別の事情に対応するための『特別交付税』があります。



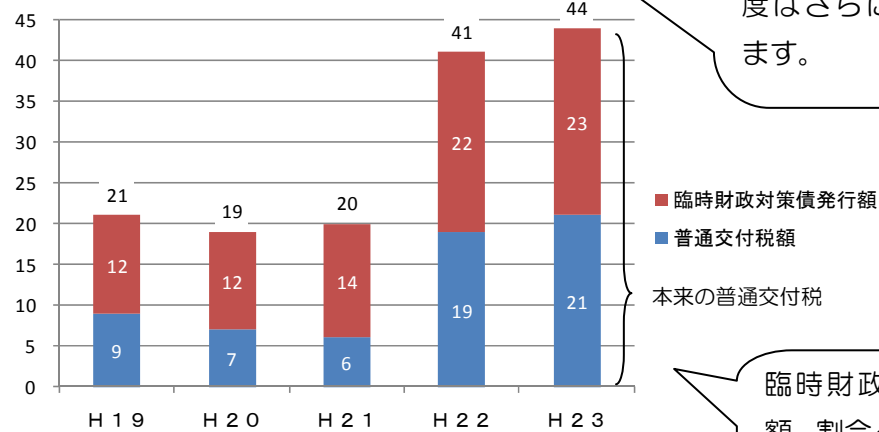
- ・普通交付税は、『基準財政需要額』が、『基準財政収入額』を上回る場合に交付されます。
- ・流山市は、普通交付税の交付を受けています。

区 分	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
普 通 交 付 税 額	8億5,394万円	7億1,271万円	5億6,859万円	18億5,612万円	21億2,004万円
臨時財政対策債発行額	12億4,280万円	11億6,400万円	14億 円	22億 円	22億3,800万円
合 計	20億9,674万円	18億7,671万円	19億6,859万円	40億5,612万円	43億5,804万円

- ・『普通交付税』は、平成22年度に、市税の落ち込みや雇用対策、地域資源活用臨時特例費が創設されたことなどにより大きく増加し、平成23年度にさらに増加しています。
- ・『臨時財政対策債』は、平成13年度から国が地方に交付する地方交付税に代わる財源措置として制度化された市債で、投資的経費以外にも充てることができるものです。その元利償還金相当額は、後年度、普通交付税として交付されます。
- ・臨時財政対策債が、額、割合ともに大きくなっています。

■ 普通交付税の推移

(億円)



交付税は、国からの仕送りのようなものです。平成22年度に大きく増え平成23年度はさらに増えています。

臨時財政対策債が、額、割合ともに大きくなっています。

【参考】「普通交付税と臨時財政対策債」

地方税は、偏在性の極めて高い税です。地方税だけでは、必要な市民サービスを行えない地域もあります。普通交付税は、市税収入が少ない地域でも、一定水準の行政サービスが受けられるようにするため、国から交付されるお金です。

国税5税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合を財源に、一定の算式によって地方に交付すると、法律によって定められています。国が地方に代わって徴収する地方税で、地方の固有財源といわれています。

近年では、国が地方に交付する普通交付税の交付に必要な財源が不足しているため、臨時財政対策債という特別な市債を発行してその財源を確保する制度が、国によって創設されています。

国は、普通交付税と、臨時財政対策債を合わせた額が、本来の普通交付税額だと説明しています。

⑥市債の状況 「なぜ借金をするの？」

【なぜ借金をするの？（二つの側面）】

- ・一つ目は『資金繰り』です。小中学校やリサイクルプラザなどの大規模施設は、用地費を含めて多額の資金が必要になります。その資金を1年間で賄うのはとてもむずかしいので、資金繰りのために借金をします。
- ・二つ目は『世代間の公平性の確保』です。「将来の市民の皆様にも、受益に対して応分の負担をしていただく」という考え方から市債を発行しています。本来、その年度に使う経費はその年度の収入で賄うのが原則ですが、学校や道路など将来にわたって使用するものは、将来の市民にも負担していただくのが公平と考えられます。

このように、市債を発行することにより、人口の増加している流山市においては、世代間の負担の公平を図ることができます。

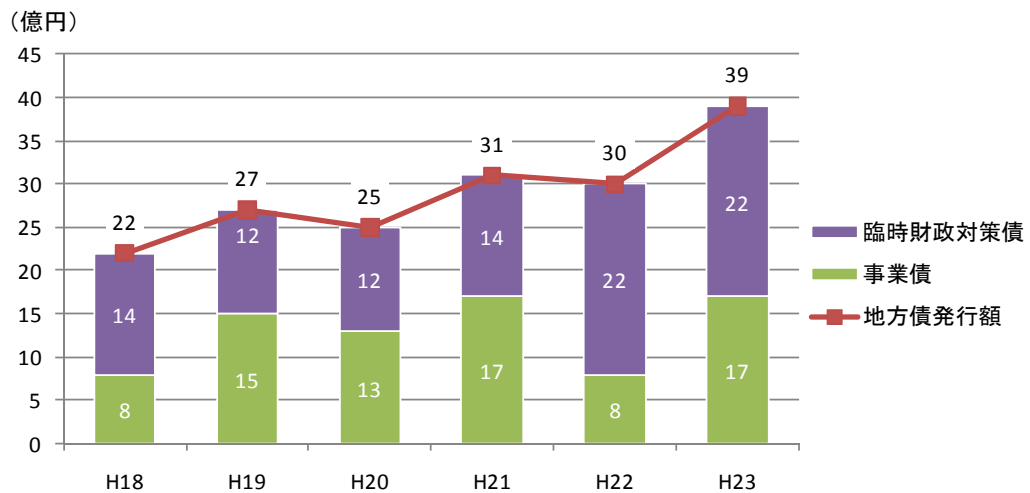
■ 平成23年度発行市債の内訳

区 分		借入額	構成比
事業債	小中学校大規模改造・耐震改修事業	3億8,290万円	9.9%
	運動公園地区一体型土地区画整理事業	2億2,330万円	5.7%
	東部地域図書館建設事業	1億7,000万円	4.4%
	新市街地地区公園新設事業	1億6,740万円	4.3%
	木地区一体型土地区画整理事業	1億5,250万円	3.9%
	文化会館耐震改修事業	1億 160万円	2.6%
	その他の事業	4億5,150万円	11.6%
小計		16億4,920万円	42.4%
臨時財政対策債		22億3,800万円	57.6%
合 計		38億8,720万円	100.0%

臨時財政対策債の発行が大きな割合を占めています。



■ 市債の発行額の推移



- ・流山市では、一般会計の各年度の市債の発行額を、可能な限り各年度の償還元金以内に抑える方針に則って、計画的な市債の発行に努めてきましたが、平成23年度では償還元金を上回って発行しました。
- ・国が地方に交付する普通交付税の交付に必要な財源が不足しているため、臨時財政対策債という特別な市債を発行しており、大きな割合を占めています。
- ・市債（借金）と基金（貯金）の残高については、39ページへ。

【参考】【市の借金の特徴（三つの制限）】

市の借金には、「地方財政法」という法律によって、国よりも厳しい制限があります。その内容は、大きく分けて、次の3つです。

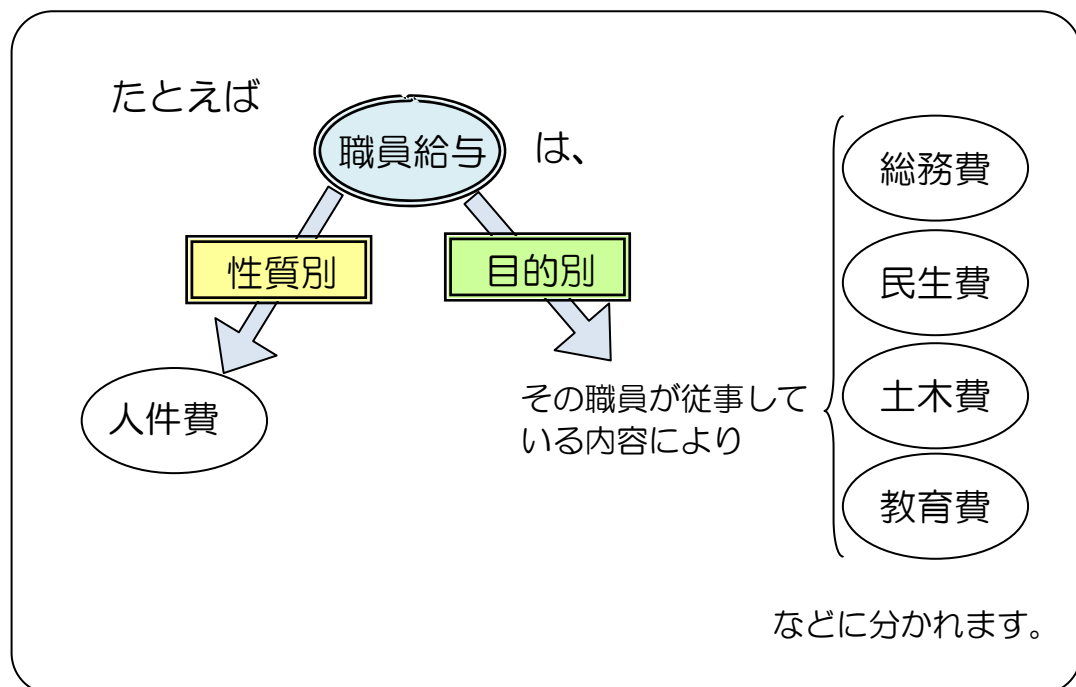
- ①国と違い、市は赤字の市債は発行できません。市は、公共又は公用施設の建設や用地の取得のためにしか借金が出来ないことになっています。
- ②借金の償還年限は、借り入れ目的の施設の減価償却期間より、短く設定されています。固定資産の価値は、使用したり、時間の経過によって徐々に目減りしていきます。この価値の目減り分を減価償却費といいます。資産の価値がなくなるまでが減価償却の期間とすると、必ずそれよりも早く借金を返し終わることになります。
- ③市債の発行率は事業費に対して100%以内とされています。平均は90%ですが、国庫補助金等の特定財源を除くと、事業費に対しての発行率は50%程度になります。こうした制限によって、市が債務超過にならないようにしています。

(3) 目的別歳出 「どんな目的に使っているの？」

①歳出の区分の仕方

【目的別歳出と性質別歳出】

- ・歳出には、『目的別』と『性質別』の二つの分け方があります。
- ・『目的別』では、お金が何のために使われたか（たとえば「福祉」や「教育」など）が分かるように区分します。
- ・『性質別』では、使うお金がこういった性質をもっているか（「人件費」や「建設」、「借金の返済」など）が分かるように区分します。

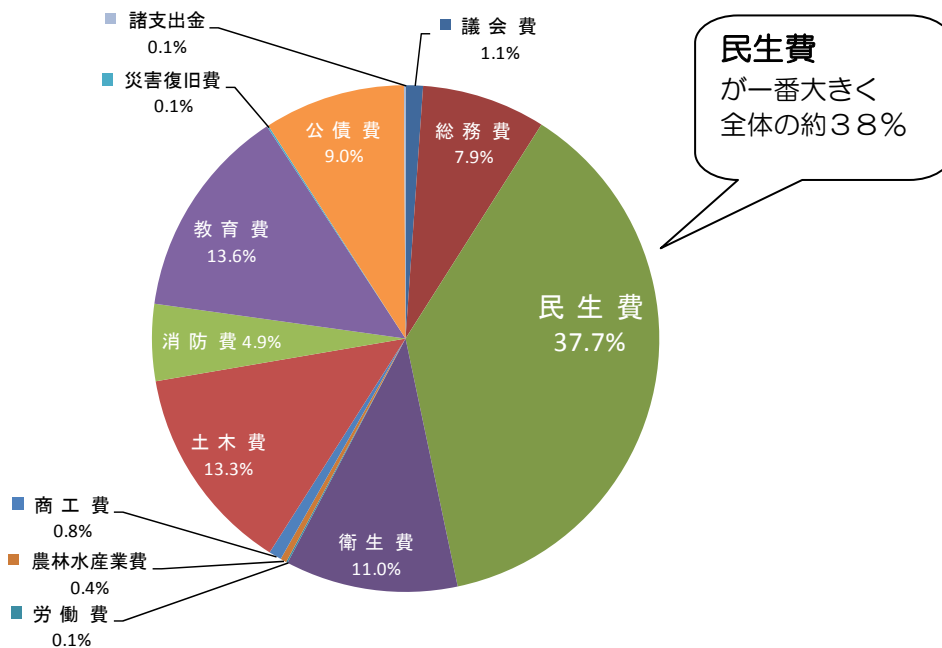


②どんな目的に使っているの？「福祉のため、教育のため・・・」

■ 目的別歳出の内訳

区分	主な内容	平成23年度
議会費	議会運営のために使われたお金です。	4億5,732万円
総務費	市役所の全般的な事務や、戸籍、徴税などに使われたお金です。	33億6,157万円
民生費	幼児やお年寄り、体の不自由な人のために使われたお金です。	159億7,233万円
衛生費	健康診断や各種健診事業、ごみ処理などに使われたお金です。	46億5,946万円
労働費	失業対策や労働者のための施設に使われたお金です。	3,915万円
農林水産業費	農業や土地改良のために使われたお金です。	1億8,659万円
商工費	商業や工業の発展のために使われたお金です。	3億2,948万円
土木費	道路や河川、公園などの土木工事に使われたお金です。	56億4,543万円
消防費	消防活動や災害を防ぐために使われたお金です。	20億6,641万円
教育費	小中学校の経費、生涯学習、スポーツ活動に使われたお金です。	57億3,966万円
災害復旧費	災害の被害を復旧するために使われたお金です。	4,471万円
公債費	借入金を返済するために使われたお金です。	38億2,464万円
諸支出金	公有財産の購入に使われるお金です。	4,093万円
合 計		423億6,768万円

■ 目的別歳出の構成割合



③23年度決算の特徴 「衛生費が20.2%増」

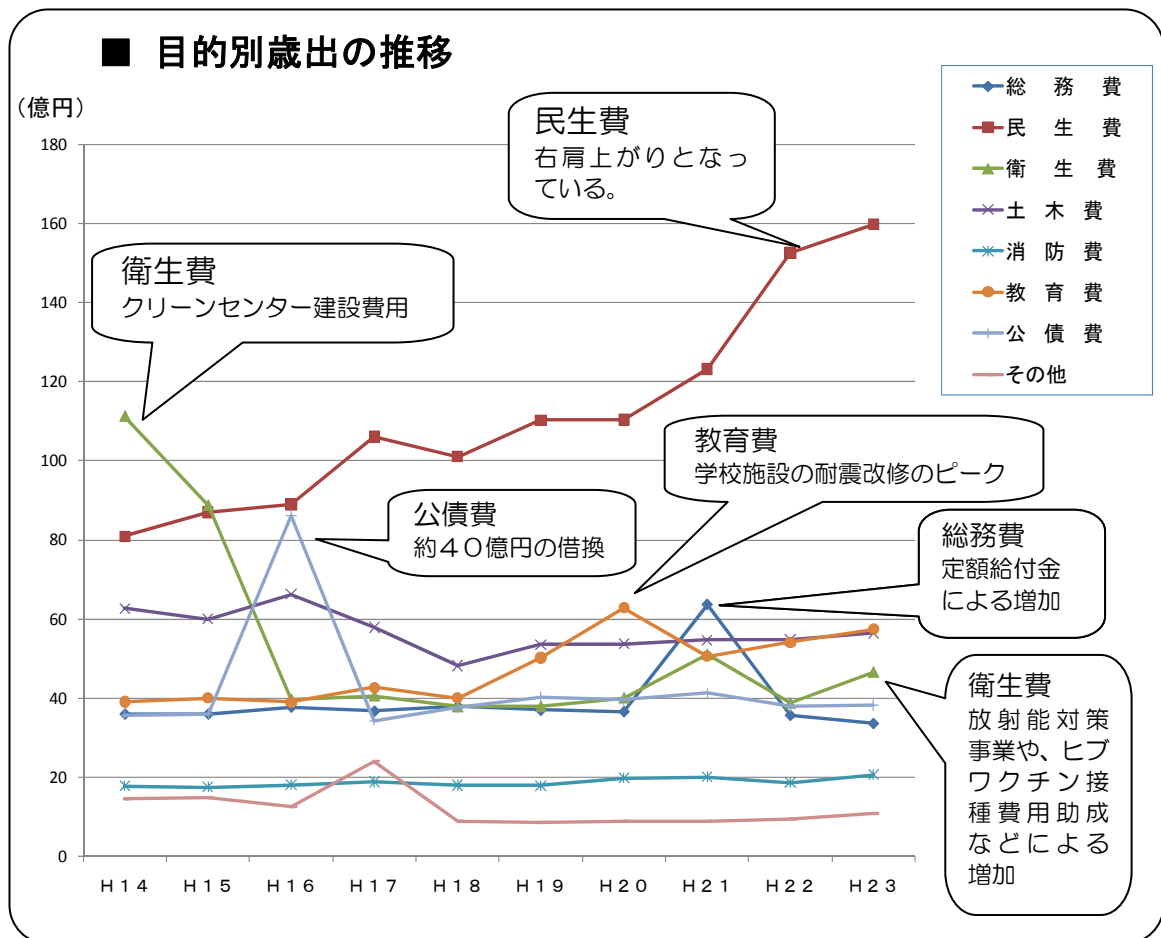
■ 目的別歳出の対前年度比較

区分	平成23年度	平成22年度	対前年度比較	増減率
議会費	4億5,732万円	3億5,729万円	1億 3万円	28.0%
総務費	33億6,157万円	35億6,899万円	△2億 742万円	△5.8%
民生費	159億7,233万円	152億5,935万円	7億1,298万円	4.7%
衛生費	46億5,946万円	38億7,644万円	7億8,302万円	20.2%
労働費	3,915万円	8,267万円	△4,352万円	△52.6%
農林水産業費	1億8,659万円	1億7,871万円	788万円	4.4%
商工費	3億2,948万円	2億9,123万円	3,825万円	13.1%
土木費	56億4,543万円	54億8,066万円	1億6,477万円	3.0%
消防費	20億6,641万円	18億6,628万円	2億 13万円	10.7%
教育費	57億3,966万円	54億1,170万円	3億2,796万円	6.1%
災害復旧費	4,471万円	597万円	3,874万円	649.1%
公債費	38億2,464万円	37億9,716万円	2,748万円	0.7%
諸支出金	4,093万円	4,093万円	0万円	0.0%
合計	423億6,768万円	402億1,738万円	21億5,030万円	5.3%

【主な特徴】

- ・平成23年度と22年度を比較して最も大きな違いは、『衛生費』の約7.8億円（20.2%）の増です。これは、放射性物質を含んだ焼却灰の処理や保管に関する費用が約3億円増加したこと、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンや、子宮頸がんワクチンの接種費用助成に係る約2.3億円の増加などが主な要因です。
- ・『民生費』の約7億円（4.7%）の増は、子ども手当や、生活保護費の支給に係る費用の増加や、保育園児の増加に伴う児童運営業務委託の増加などが主な要因です。
- ・『教育費』の約3.3億円（6.1%）の増は、小・中学校の大規模改造事業、耐震改修事業や、文化会館の耐震改修事業、木の図書館の建設などによる増が主な要因です。
- ・『総務費』の約2億円（5.8%）の減は、市役所の旧第2庁舎の解体撤去と、駐車場整備が平成22年度に完了したことが主な要因です。
- ・『議会費』の約1億円（28.0%）の増は、地方議会議員年金制度の廃止に伴う議員共済給付費負担金の増加約1億円が主な要因です。

④目的別歳出の推移 「民生費（福祉関係）が右肩上がり」



- ・今後、右肩上がりとなっている民生費や、クリーンセンターの維持補修等にかかる衛生費の増加、さらには除染にかかる費用の増加などが懸念されますが、限りある財源の中で優先順位をしっかりと決めて事業を行っていく必要があります。
- ・また、増え続ける社会保障費については、健康づくりによる医療費の削減や介護保険費用の削減が必要となります。治療から予防への転換も大切なポイントになります。



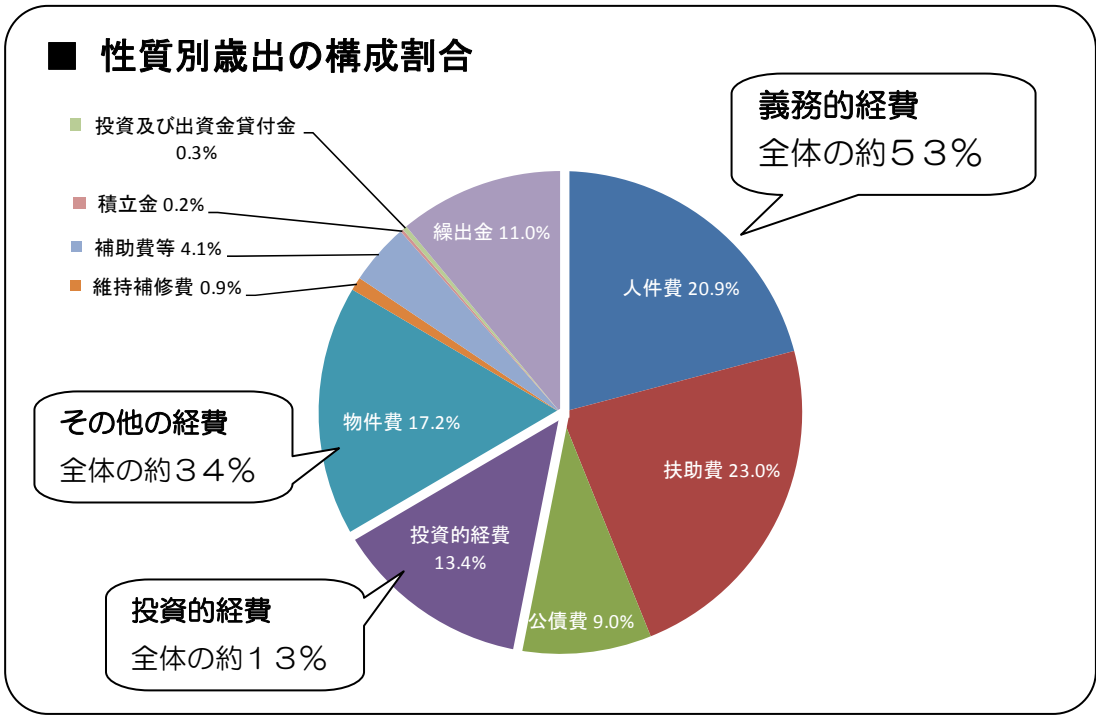
(4) 性質別歳出 「どんなことに使っているの？」

①どんなことに使っているの？

■ 性質別歳出の内訳

区分			主な内容	平成23年度
義務的経費	人件費	特別職と職員の給与、議員報酬、審議会委員の報酬等に要するお金です。	88億6,020万円	
	扶助費	高齢者、障害者、生活保護が必要な人等を援助するお金です。	97億6,154万円	
	公債費	市債の元金や利子の返済等に要するお金です。	38億2,464万円	
	小計		224億4,638万円	
投資的経費		学校や道路、河川、公園等の整備に要するお金です。	56億8,817万円	
その他の経費	物件費	委託料、臨時職員の賃金等のお金です。	72億7,448万円	
	維持補修費	施設の修繕等に要するお金です。	3億6,087万円	
	補助費等	各種団体への補助金、負担金等に要するお金です。	17億2,704万円	
	積立金	基金へ積み立てるお金です。	6,423万円	
	投資及び出資金貸付金	各種団体への出資金、市民への貸付金に要するお金です。	1億4,672万円	
	繰出金	一般会計から他の会計へ支出するお金です。	46億5,979万円	
	小計		142億3,313万円	
合計			423億6,768万円	

・『義務的経費』とは、法律で義務付けられているなど、削減が難しい経費です。



②23年度決算の特徴 「扶助費が12.3%増」

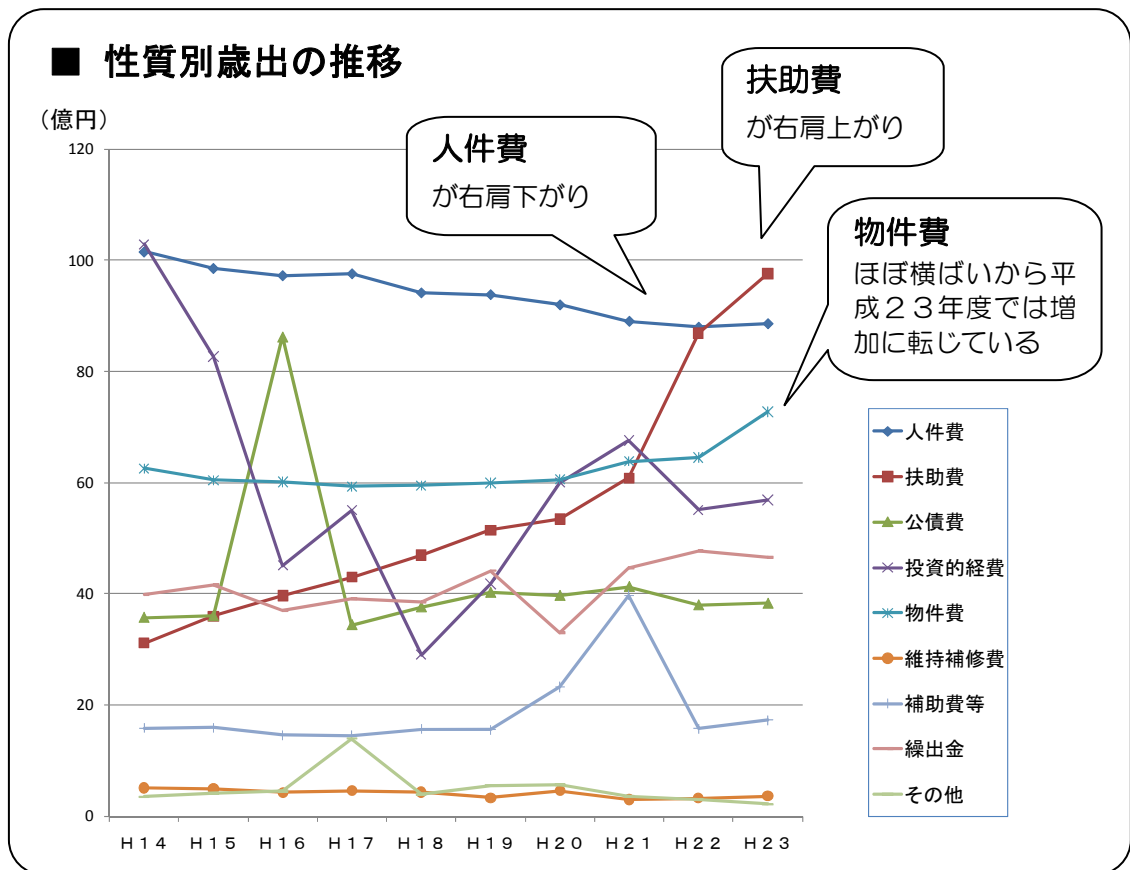
■ 性質別歳出の対前年度比較

区分		平成23年度	平成22年度	対前年度比	増減率
義務的経費	人件費	88億6,020万円	87億9,802万円	6,218万円	0.7%
	扶助費	97億6,154万円	86億8,934万円	10億7,220万円	12.3%
	公債費	38億2,464万円	37億9,716万円	2,748万円	0.7%
	小計	224億4,638万円	212億8,452万円	11億6,186万円	5.5%
投資的経費		56億8,817万円	55億929万円	1億7,888万円	3.2%
その他の経費	物件費	72億7,448万円	64億5,106万円	8億2,342万円	12.8%
	維持補修費	3億6,087万円	3億2,464万円	3,623万円	11.2%
	補助費等	17億2,704万円	15億7,435万円	1億5,269万円	9.7%
	積立金	6,423万円	1億5,346万円	△8,923万円	△58.1%
	投資及び出資金貸付金	1億4,672万円	1億5,008万円	△336万円	△2.2%
	繰出金	46億5,979万円	47億6,998万円	△1億1,019万円	△2.3%
	小計	142億3,313万円	134億2,357万円	8億956万円	6.0%
合計		423億6,768万円	402億1,738万円	21億5,030万円	5.3%

【主な特徴】

- ・『扶助費』が約11億円（12.3%）増加しています。子ども手当や、生活保護費の支給に係る費用の増加や、保育園児の増加に伴う児童運営業務委託の増加などが主な要因です。
- ・『人件費』が約6千万円（0.7%）増加しています。これは、地方議会議員年金制度の廃止に伴う議員共済給付費負担金の増加約1億円などが主な要因です。
- ・『物件費』の約8億円（12.8%）の増は、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンや、子宮頸がんワクチンの接種費用助成に係る費用が約2.3億円増加したことや、放射能対策に係る費用の増加などが主な要因です。
- ・全体で約21.5億円増加していますが、そのうち扶助費と物件費の増加が大きな割合を占めています。

③性質別歳出の推移



- ・『人件費』は、これまでの行財政改革の効果で右肩下がりとなっています。
- ・『扶助費』は、生活保護世帯数の増加などにより右肩上がりとなっています。
- ・『補助費等』は定額給付金の影響で、平成21年度で大幅に伸びていますが、平成22年度では、元の水準に戻っています。
- ・『物件費』は、これまでほぼ横ばいでしたが、平成23年度ではヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンや、子宮頸がんワクチンの接種費用助成に係る費用や、放射能対策に係る費用などにより、増加しています。

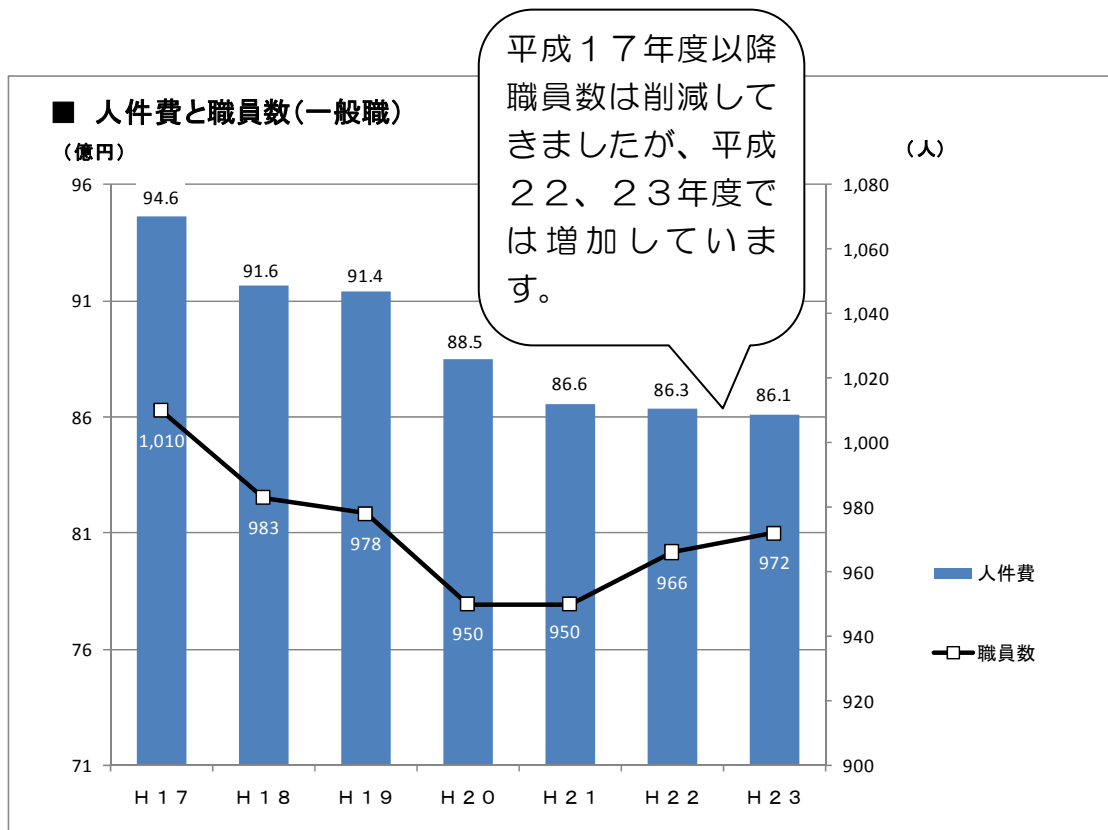


(5) 人件費について

①職員数と人件費の推移（一般会計）

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人 件 費	95億8,921万円	92億9,142万円	92億7,095万円	89億8,202万円	87億8,744万円	87億5,811万円	88億3,607万円
うち一般職	94億5,899万円	91億6,184万円	91億3,834万円	88億4,584万円	86億5,729万円	86億3,269万円	86億1,007万円
職員数（人）	1,044	1,017	1,008	980	980	996	1,002
うち一般職	1,010	983	978	950	950	966	972

※人件費及び職員数の欄には、特別職の市長、副市長及び市議会議員が含まれています。



- ・流山市では、平成17年度に策定された定員適正化計画に基づき、一般職の職員数の削減を進めてきました。
- ・平成17年度と平成23年度を比較すると、職員数は38人減、人件費総額では、約7.5億円減少していますが、近年の人口増による行政需要に対応するため、平成22年度からは増加しています。

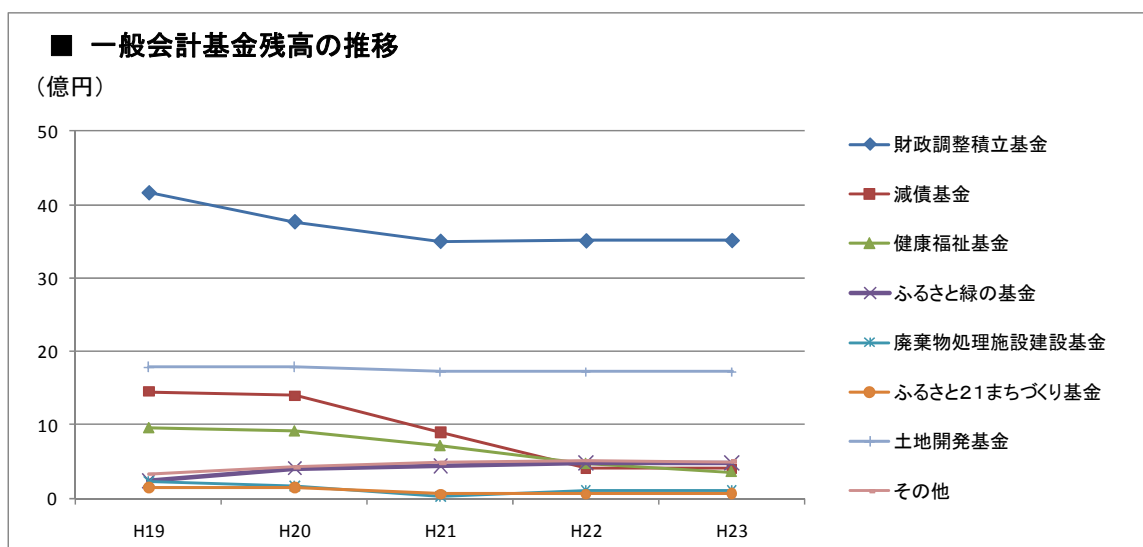
(6) 基金・市債の残高「貯金と借金はどうなっているの？」

①一般会計基金の内訳・残高の推移

- ・『基金』とは、市の貯金に当たるものです。次の3つに区分できます。
- ・『財政調整積立基金』は年度間における収支を調整するためなどに貯えている基金です。
- ・『減債基金』は借入金を計画的に返済していくために貯えている基金です。
- ・『特定目的基金』は福祉や施設建設など、特定の目的のために貯えている基金です。

基金名称		平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
財政調整積立基金		41億6,237万円	37億6,968万円	35億400万円	35億1,000万円	35億1,430万円
減債基金		14億5,236万円	13億9,638万円	9億円	4億171万円	4億300万円
特定目的基金	健康福祉基金	9億5,533万円	9億1,066万円	7億962万円	4億6,620万円	3億5,770万円
	ふるさと緑の基金	2億3,730万円	4億355万円	4億4,079万円	4億7,780万円	4億8,030万円
	廃棄物処理施設建設基金	2億2,585万円	1億6,343万円	1,904万円	1億110万円	1億140万円
	ふるさと21まちづくり基金	1億4,300万円	1億4,342万円	5,779万円	5,790万円	5,810万円
	土地開発基金	17億9,000万円	17億9,000万円	17億2,000万円	17億2,000万円	17億2,000万円
	その他	3億3,541万円	4億2,344万円	4億8,250万円	5億471万円	4億9,976万円
合 計		93億162万円	90億56万円	78億3,374万円	72億3,942万円	71億3,456万円

- ・平成23年度末現在で、約71億3千万円の基金残高です。
- ・平成19年度末に比べ、約21億7千万円減少しました。これは、市民サービスの維持、向上を図るための財源不足を補うために、基金を活用したものです。
- ・財政調整積立基金は、今後の財政需要に備え、一定額以上は確保しなければならないと考えています。

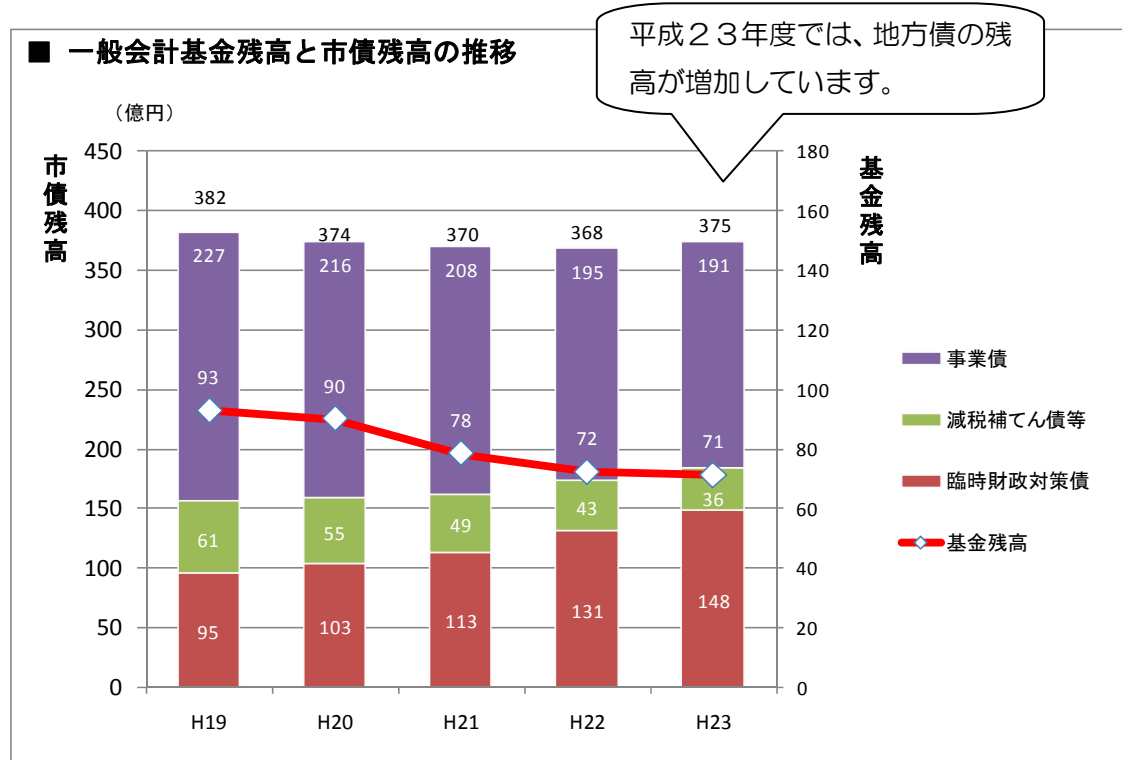


②一般会計市債の内訳・残高の推移

- ・『市債』は、市が公共事業等を行う際に借り入れる借金です。
- ・本来、その年度に使う経費はその年度の収入で賄うのが原則ですが、学校や道路など将来にわたって使用するものは、将来の市民にも負担していただくのが公平と考えられます。
- ・このように、市債を発行することにより、世代間の負担の公平を図ることができます。
- ・流山市では、市債残高を減らすために、可能な限り各年度の借入額が、その年度に返す償還元金の額を超えることがないように、市債の発行額を抑えるようにしてきたため、平成22年度までは一般会計の市債の残高は減少してきましたが、平成23年度では増加に転じました。
- ・この理由の一つは、『事業債』の残高は減少していますが、国の交付税の不足を補うために発行している『臨時財政対策債』の残高が増加する傾向にあることなどが挙げられます。

区 分	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
事 業 債	226億9,292万円	216億1,787万円	208億3,441万円	195億1,530万円	190億7,499万円
臨 時 財 政 対 策 債	94億7,358万円	103億3,573万円	113億1,538万円	130億5,421万円	147億5,897万円
減 税 補 て ん 債 等	60億8,052万円	54億9,580万円	48億8,734万円	42億5,904万円	36億2,224万円
合 計	382億4,702万円	374億4,940万円	370億3,713万円	368億2,855万円	374億5,620万円

③一般会計基金残高と市債残高

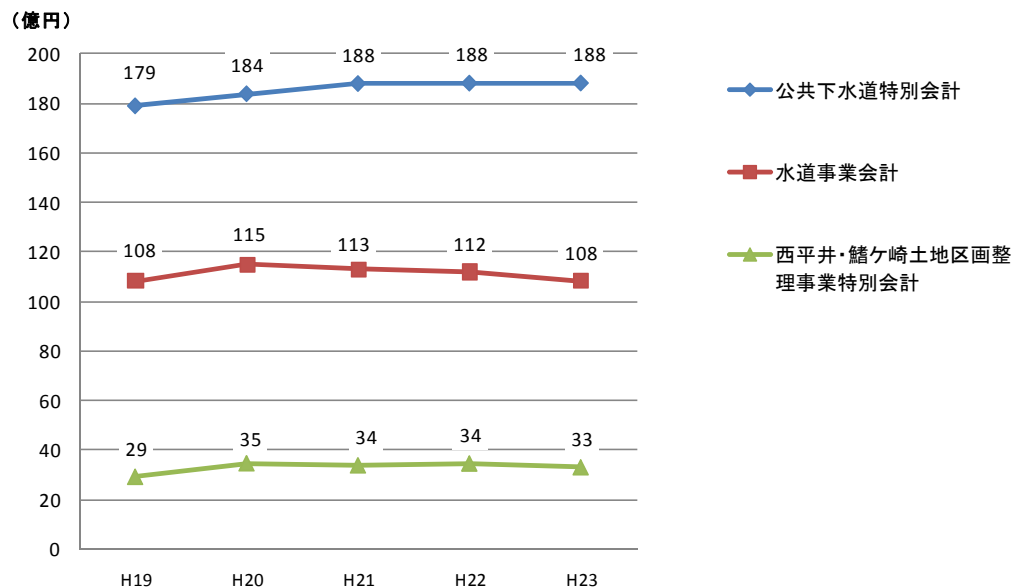


- ・『事業債』とは、文教施設、厚生施設や道路、河川などの公共、公用施設の建設事業などの投資的経費のために充てる市債です。
- ・『臨時財政対策債』は、平成13年度から地方交付税の交付に代わる財源措置として制度化された市債で、投資的経費以外にも充てることができるものです。その元利償還金相当額は、後年度、普通交付税として交付されます。
- ・『減税補てん債等』は、平成11年度に実施された個人市民税、法人事業税の恒久的な減税による減収額を埋めるため発行した市債などを指します。減税補てん債の元利償還金相当額は、後年度、普通交付税として交付されます。

④特別会計市債の内訳と市債残高

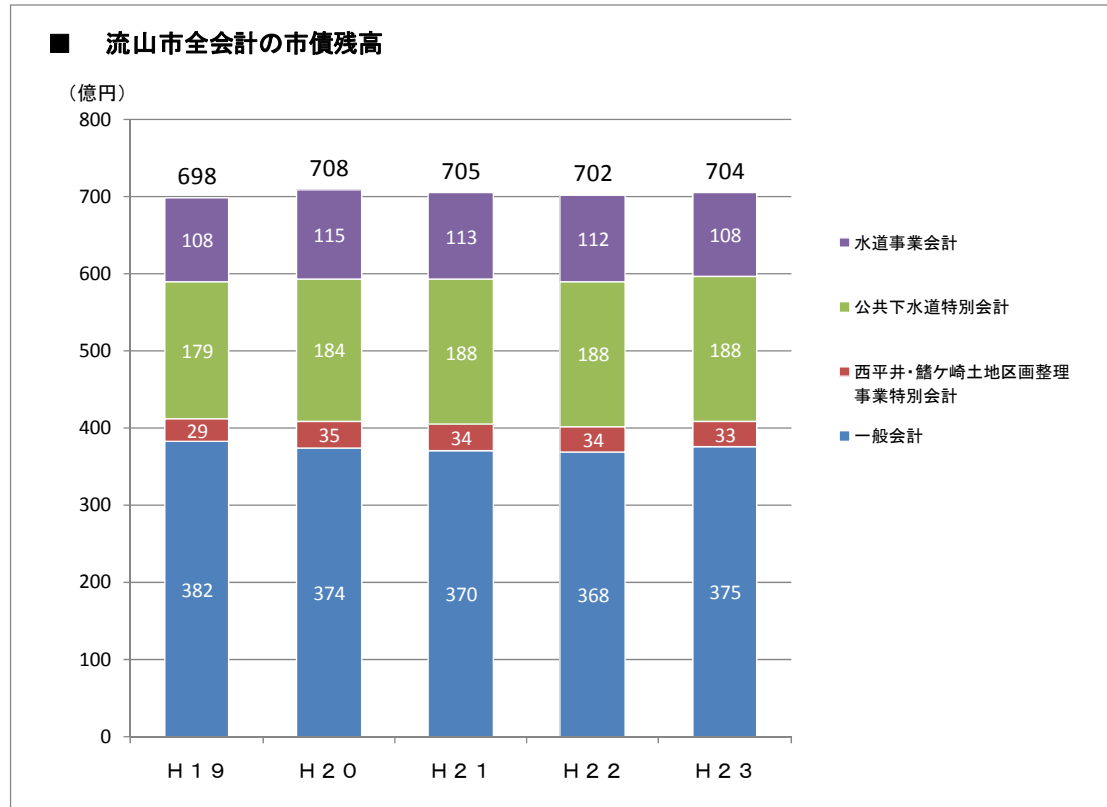
区 分	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
西平井・鯉ヶ崎土地区画整理事業特別会計	29億1,424万円	34億5,510万円	33億7,157万円	34億4,512万円	32億9,343万円
公共下水道特別会計	179億 466万円	183億7,991万円	187億8,131万円	187億9,656万円	188億 140万円
水道事業会計	108億3,532万円	114億8,123万円	113億 170万円	111億7,966万円	108億2,163万円
合 計	316億5,422万円	333億1,624万円	334億5,458万円	334億2,134万円	329億1,646万円

■特別会計 市債残高の推移



⑤全会計の内訳と市債残高

- ・一般会計では、臨時財政対策債の発行により市債残高が増えましたが、特別会計では、水道事業会計、西平井・鱈ヶ崎土地区画整理事業特別において償還が進んだことから、全会計では、前年度を2億円上回る残高にとどまりました。
- ・現在、流山市では若い世代の方に選んでいただける市を目指し、必要な社会資本の整備を進めております。社会資本の整備には、多額の費用がかかりますので、その費用全てを現在お住まいの市民の方々からの税負担のみで支払うことは困難であることや、人口の増加している流山市においては、世代間の公平性の観点から合理性がありますので、市債を発行して財源をまかなっています。このため市債残高の増加はある程度やむを得ないものと考えています。
- ・これからも、全会計の市債残高を把握しながら、決して財政悪化を招かないよう財政運営を行っていきます。
- ・なお、平成23年度末における市民一人あたりの市債残高は、人口が増加していることから前年度より2千円減のおよそ42万6千円となっています。（平成22年度末 42万8千円）



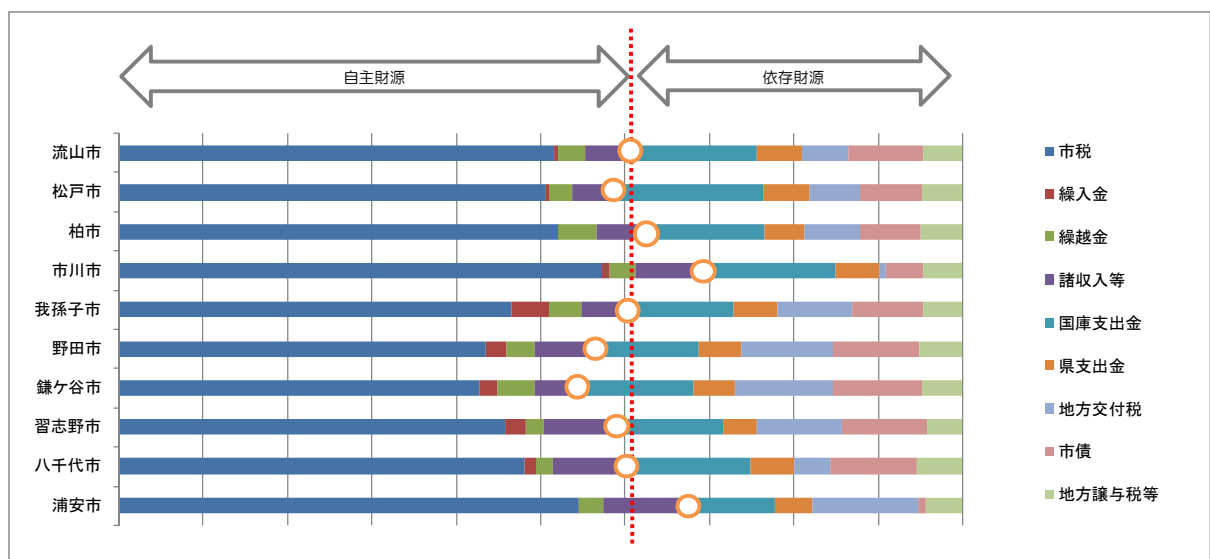
(7) 市民一人あたりに換算すると？～近隣市との比較～

- ・平成23年度の決算額を市民一人あたりに置き換え、他市と比較するとどのようになるか見てみましょう。
- ・人口は、平成24年3月末日現在の住民基本台帳人口を採用しています。
- ・決算額は、全国一律の基準により比較できるように集計した、『普通会計』の決算額を採用しています。
- ・『普通会計』とは、独自に特別会計を設置するなど、各地方公共団体で会計の範囲が異なるなかで、全国的に比較を行う統計処理のために、一定のルールで作り上げる仮想の会計です。一般会計と、一定の条件の下にある特別会計を合算し算出します。
- ・近隣市のデータにつきましては、各市のご協力により掲載させていただくことができました。

①市民一人あたりの歳入

単位：円

区分	流山市	松戸市	柏市	市川市	我孫子市	野田市	鎌ヶ谷市	習志野市	八千代市	浦安市
市税	139,079	140,513	156,693	168,617	132,284	141,380	119,766	156,642	140,878	229,152
繰入金	1,027	1,280	159	2,902	13,020	8,363	5,929	8,377	4,322	270
繰越金	8,757	7,660	13,837	8,735	10,675	10,635	12,557	7,569	5,573	12,166
諸収入等	14,700	13,297	17,210	20,257	15,292	22,362	12,921	28,530	24,808	42,145
国庫支出金	39,794	49,270	42,369	49,456	35,875	40,830	39,866	43,975	43,766	43,363
県支出金	14,558	15,500	14,353	15,650	14,674	16,637	13,636	13,555	15,333	18,063
地方交付税	14,959	16,405	19,575	1,891	25,243	35,115	32,548	34,382	12,325	53,070
市債	23,531	20,368	21,482	13,212	23,849	33,223	29,402	34,736	29,982	3,611
地方譲与税等	12,511	13,293	14,905	13,471	13,204	16,409	13,295	13,867	15,681	18,078
合計	268,916	277,586	300,583	294,191	284,116	324,954	279,920	341,633	292,668	419,918



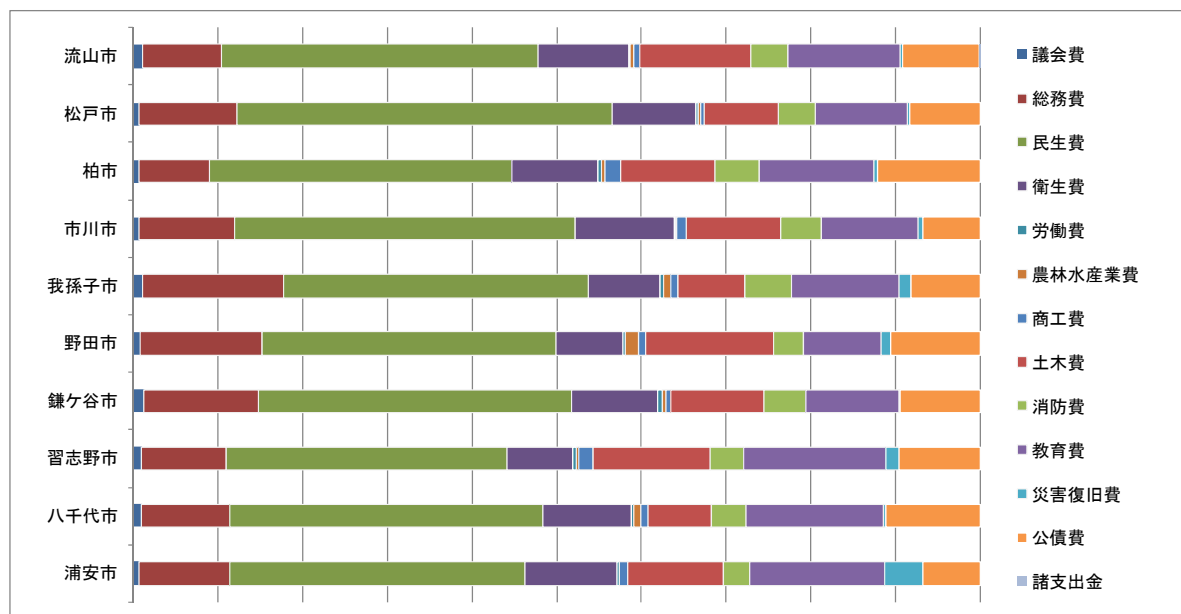
- ・流山市は、市民一人あたりの歳入総額がこの中で最も低くなっています。
- ・『市税』は、下から3番目に低い水準です。
- ・どの市も、市税の割合が最も高くなっています。
- ・『地方交付税』については、東日本大震災の影響で大きな被害のあった「浦

安市」、「習志野市」、「我孫子市」、「柏市」などで、震災復興特別交付税が交付されたため、前年度を大きく上回りましたが、本市では、東日本大震災の被害が少なかったことから震災復興特別交付税の交付が少なく、大きな増加はありませんでした。

②市民一人あたりの目的別歳出

単位：円

区 分	流山市	松戸市	柏市	市川市	我孫子市	野田市	鎌ヶ谷市	習志野市	八千代市	浦安市
議 会 費	2,714	1,994	1,825	2,044	2,894	2,844	3,355	3,169	2,687	2,520
総 務 費	24,108	30,498	23,475	32,651	44,695	44,801	35,923	31,772	29,728	40,024
民 生 費	95,755	117,688	100,018	115,306	95,933	108,295	98,172	104,981	104,371	130,632
衛 生 費	27,706	26,386	28,313	33,846	22,644	24,675	27,018	24,574	29,651	40,727
労 働 費	237	725	1,076	381	1,076	614	1,268	1,481	676	1,131
農 林 水 産 業 費	1,060	668	1,374	614	2,295	5,028	1,258	515	2,328	110
商 工 費	1,940	1,065	4,949	3,239	2,243	2,760	1,422	5,523	2,477	3,810
土 木 費	33,495	23,136	31,481	31,790	21,264	46,846	29,057	43,932	21,294	42,222
消 防 費	11,421	11,938	14,503	13,922	14,504	11,105	13,236	12,360	11,338	11,755
教 育 費	33,812	28,562	37,914	33,014	34,224	28,596	29,277	52,985	45,975	59,672
災 害 復 旧 費	862	979	1,148	1,547	3,514	3,466	180	5,176	638	16,737
公 債 費	23,152	22,030	33,921	19,440	21,988	32,992	25,213	30,315	31,700	25,356
諸 支 出 金	248	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	256,510	265,669	279,997	287,794	267,274	312,022	265,379	316,783	282,863	374,696



- ・歳入同様、流山市は歳出総額が一番低くなっています。
- ・流山市は、『土木費』が比較的高くなっています。
- ・どの市も、『民生費』が大きな割合を占めています。

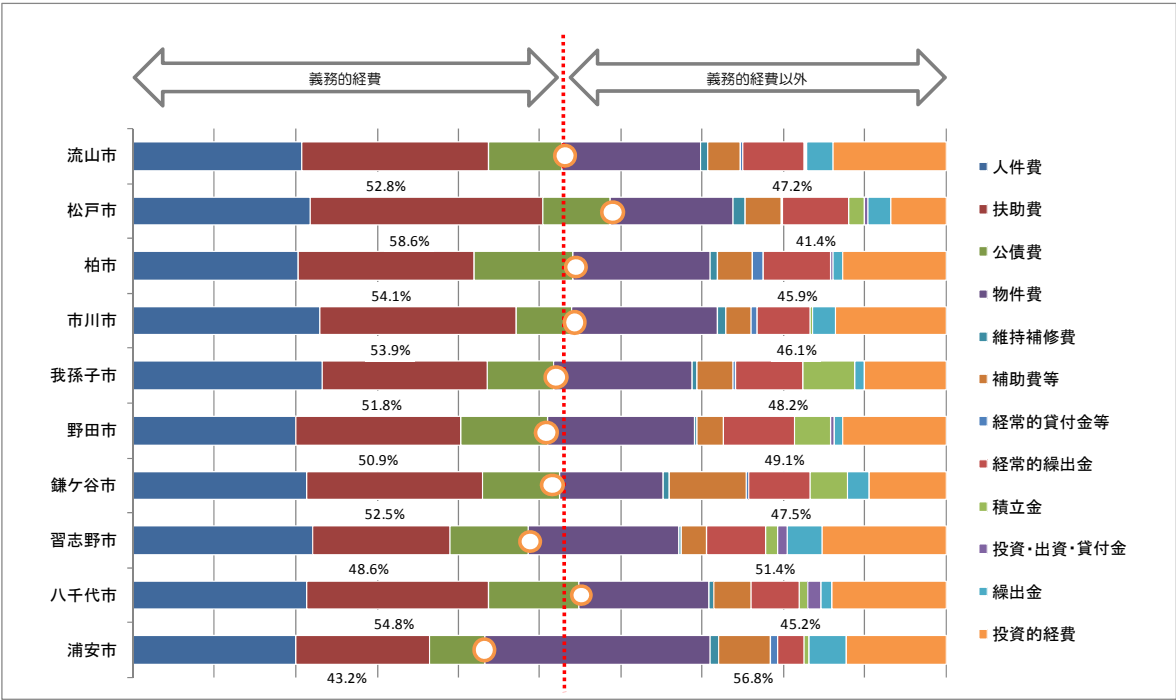
どの市も、民生費が大きな割合を占めています。



③市民一人あたりの性質別歳出

単位：円

区 分	流山市	松戸市	柏市	市川市	我孫子市	野田市	鎌ヶ谷市	習志野市	八千代市	浦安市
人 件 費	53,188	57,867	56,787	66,067	62,267	62,236	56,465	70,160	60,316	74,804
扶 助 費	59,090	75,817	60,810	69,581	54,077	63,607	57,554	53,351	63,115	61,690
公 債 費	23,152	22,030	33,920	19,431	21,988	32,992	25,213	30,296	31,700	25,356
物 件 費	43,564	40,343	47,277	51,679	45,490	56,414	33,849	58,961	45,286	104,077
維 持 補 修 費	2,185	3,751	2,230	2,874	1,441	882	1,684	877	1,465	3,841
補 助 費 等	10,230	11,784	12,000	9,202	11,735	10,498	25,338	9,770	13,271	23,805
経 常 的 貸 付 金 等	726	378	3,801	2,162	897	28	877	0	0	3,572
経 常 的 繰 出 金	19,701	21,666	23,207	18,451	22,087	27,120	20,095	23,176	16,695	12,148
積 立 金	389	5,212	152	955	17,105	13,903	12,005	4,289	2,712	2,214
投 資 ・ 出 資 ・ 貸 付 金	162	1,356	637	0	104	1,504	0	4,042	4,866	0
繰 出 金	8,513	7,186	3,310	8,013	3,094	3,269	7,093	13,627	3,687	17,176
投 資 的 経 費	35,610	18,279	35,866	39,379	26,989	39,569	25,206	48,234	39,750	46,013
合 計	256,510	265,669	279,997	287,794	267,274	312,022	265,379	316,783	282,863	374,696

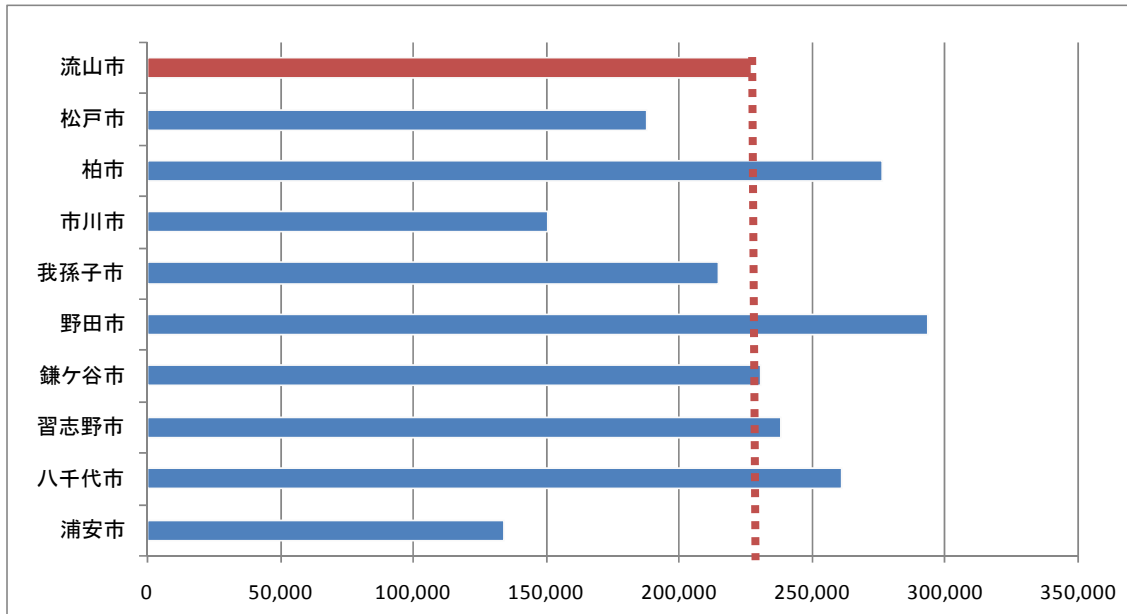


- ・ 流山市は、総額が最も低いですが、『繰出金』が高く、『人件費』や『公債費』、『積立金』が低くなっています。

④市民一人あたりの市債残高

単位：円

流山市	松戸市	柏市	市川市	我孫子市	野田市	鎌ヶ谷市	習志野市	八千代市	浦安市
226,739	187,534	276,964	151,121	215,017	294,181	231,438	238,870	261,447	134,627



- ・流山市は、各年度の借入額を可能な限りその年度の償還元金以内に抑制することを目標としてきたため、鎌ヶ谷市と同等のレベルまで下がっていましたが、平成23年度は臨時財政対策債の発行が増えたため、市債の残高は増加しています。

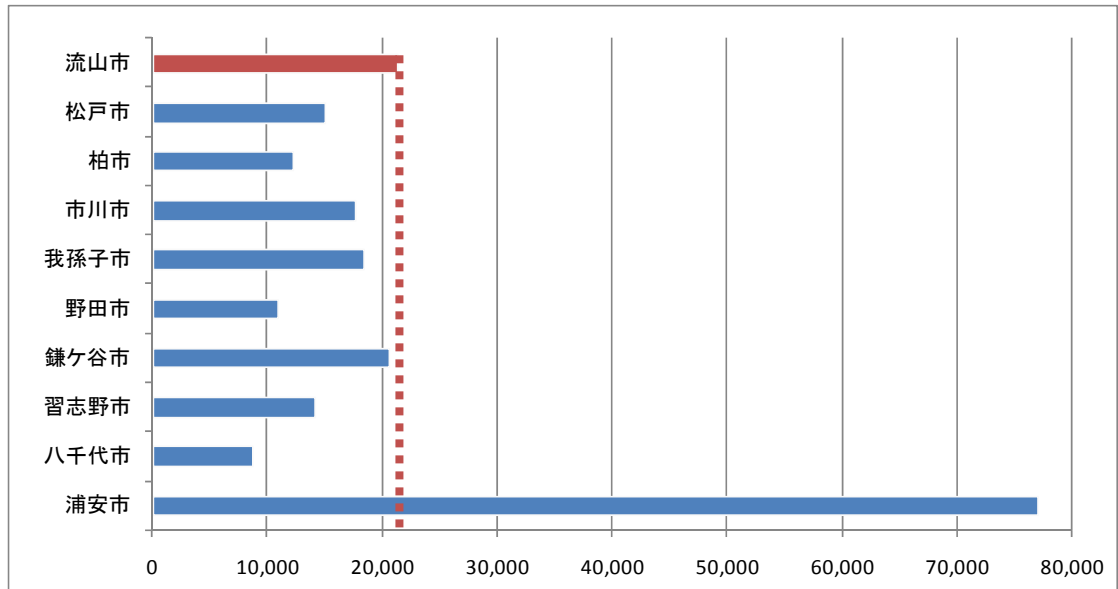
今後も引き続き計画的な借入をし、健全な財政の維持に努めていきます。



⑤市民一人あたりの財政調整積立基金残高

単位：円

流山市	松戸市	柏市	市川市	我孫子市	野田市	鎌ヶ谷市	習志野市	八千代市	浦安市
21,274	14,981	12,293	17,699	18,378	10,895	20,536	14,109	8,731	77,007



- ・『財政調整積立基金』とは、景気の悪化などにより、財源が著しく不足する場合等に備え、不足を補うことを目的とする基金で、普通預金のようなものです。
- ・浦安市がずば抜けていますが、流山市は近隣市の中では一番多いです。
- ・財政調整積立基金は、財政に余裕のある時は多いにこしたことはありませんが、昨今の経済不況と、三位一体改革の影響で、多くの市町村が財政調整積立基金の現在高を減らしている状況にあります。
- ・流山市も例外ではありませんが、これまで一般会計の予算規模の10%程度は確保するとの方針で財政運営を続けてきましたので、一定程度の残額を確保することができました。
- ・しかしながら、放射能の除染に係る費用への対応や、景気の低迷等により市民一人あたりの税収が落ち込んだことなどにより、今後更に取崩が懸念されます。
- ・財政調整積立基金は、今後の財政需要に備え、一定額以上は確保しなければならないと考えています。

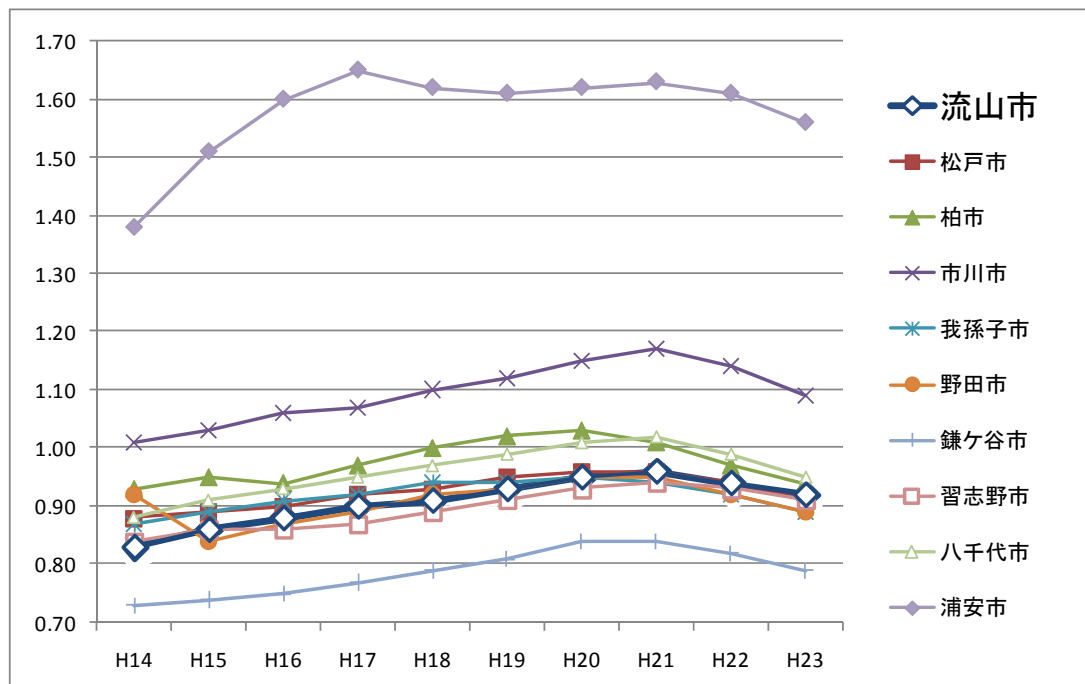
(8) 主な財政指標 ～近隣市との比較～

①財政力指数

高いほど良い

- ・地方公共団体の『財政力』を示す指標であり、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得られた数値の3年間の平均値のことです。
- ・この数値が大きいほど、財源に余裕があることを示し、1を超えると普通交付税の不交付団体になります。

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
流山市	0.83	0.86	0.88	0.90	0.91	0.93	0.95	0.96	0.94	0.92
松戸市	0.88	0.89	0.90	0.92	0.93	0.95	0.96	0.96	0.94	0.91
柏市	0.93	0.95	0.94	0.97	1.00	1.02	1.03	1.01	0.97	0.94
市川市	1.01	1.03	1.06	1.07	1.10	1.12	1.15	1.17	1.14	1.09
我孫子市	0.87	0.89	0.91	0.92	0.94	0.94	0.95	0.94	0.92	0.89
野田市	0.92	0.84	0.87	0.89	0.92	0.93	0.95	0.95	0.92	0.89
鎌ヶ谷市	0.73	0.74	0.75	0.77	0.79	0.81	0.84	0.84	0.82	0.79
習志野市	0.84	0.86	0.86	0.87	0.89	0.91	0.93	0.94	0.93	0.91
八千代市	0.88	0.91	0.93	0.95	0.97	0.99	1.01	1.02	0.99	0.95
浦安市	1.38	1.51	1.60	1.65	1.62	1.61	1.62	1.63	1.61	1.56



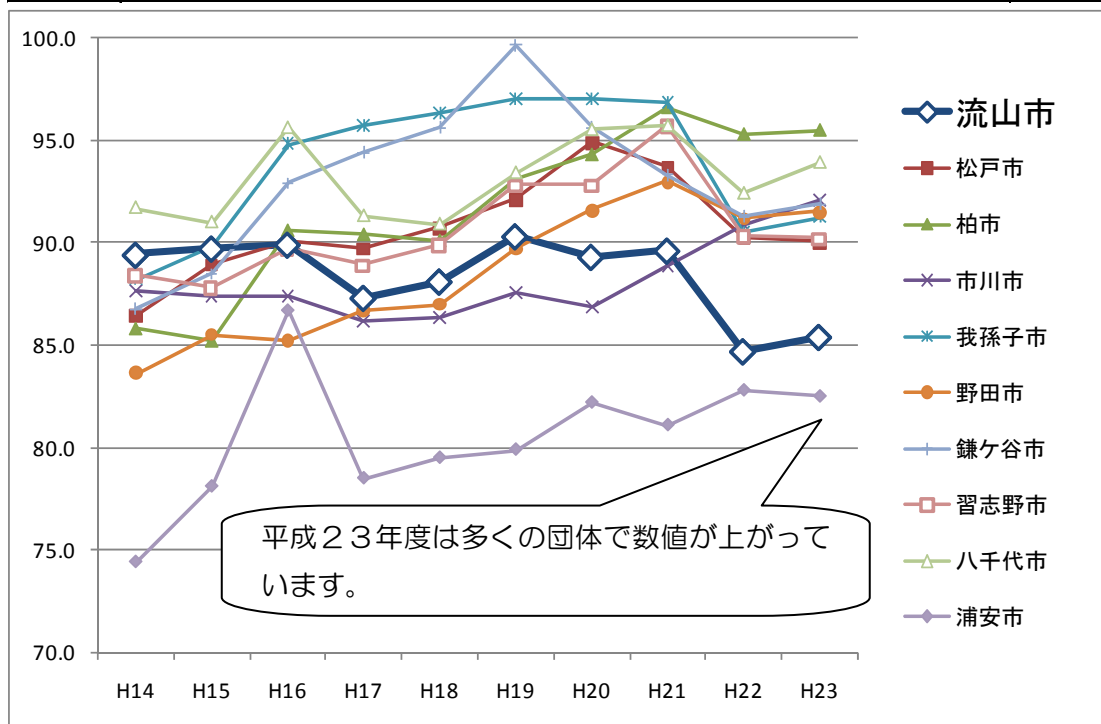
- ・浦安市がずば抜けて高いほか、各市グラフの傾きは似ています。
- ・平成22、23年度は、市税収入の落ち込みや特別な財政需要の創設等により、各市とも数値が下がっています。

②経常収支比率

低いほど良い

- ・『経常収支比率』は、『財政構造の弾力性』を測る比率です。
- ・市税（都市計画税を除く）、普通交付税などの『経常的な収入』に対する、人件費、扶助費、公債費等の『毎年必要な経費（経常経費）』の割合です。
- ・この値が大きいほど、「臨時的な経費に使えるお金が少ない」ことを意味します。
- ・千葉県平均や類似団体平均が90%を超えていますが、流山市では90%を超えることがないように、常に経常経費の抑制に努めています。

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
流山市	89.4	89.7	89.9	87.3	88.1	90.3	89.3	89.6	84.7	85.4
松戸市	86.4	88.9	90.0	89.7	90.7	92.1	94.9	93.7	90.2	90.0
柏市	85.8	85.2	90.6	90.4	90.1	93.1	94.3	96.6	95.3	95.5
市川市	87.7	87.4	87.4	86.2	86.4	87.6	86.9	88.9	90.9	92.1
我孫子市	88.2	89.8	94.8	95.7	96.3	97.0	97.0	96.8	90.5	91.2
野田市	83.6	85.5	85.2	86.7	87.0	89.7	91.6	93.0	91.2	91.5
鎌ヶ谷市	86.8	88.5	92.9	94.4	95.6	99.6	95.6	93.3	91.3	91.9
習志野市	88.4	87.8	89.7	88.9	89.9	92.8	92.8	95.7	90.3	90.2
八千代市	91.7	91.0	95.6	91.3	90.9	93.4	95.5	95.7	92.4	93.9
浦安市	74.4	78.1	86.7	78.5	79.5	79.9	82.2	81.1	82.8	82.5



【参考】「経常収支比率」

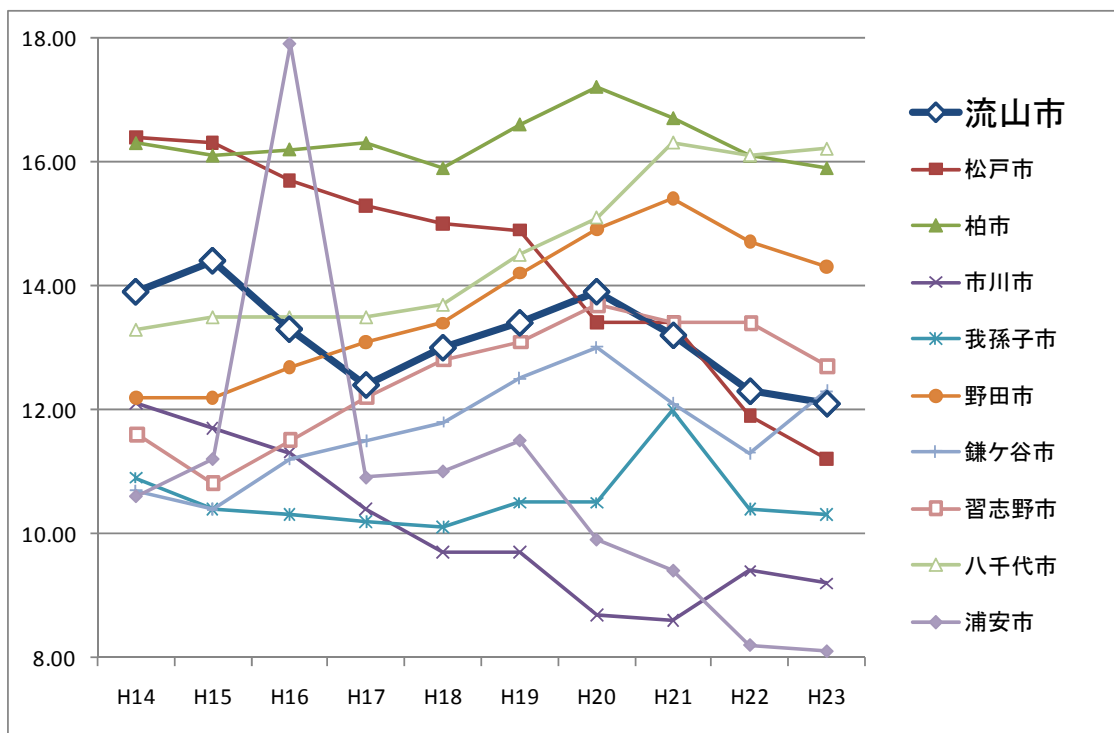
経常収支比率は、一般的には小さいほど、財政状況が良いことを示しています。指数の計算上、100%を超える団体もありますが、こうした団体は、都市計画税や、財政調整積立基金からの繰入金などの臨時的な収入で、経常経費を賄っている状態です。

③公債費負担比率

低いほど良い

- ・『公債費負担比率』は、『財政運営の硬直性』を示す比率で、公債費に充当された一般財源の、一般財源総額に対する割合のことです。
- ・一般的には、財政運営上15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
流山市	13.9	14.4	13.3	12.4	13.0	13.4	13.9	13.2	12.3	12.1
松戸市	16.4	16.3	15.7	15.3	15.0	14.9	13.4	13.4	11.9	11.2
柏市	16.3	16.1	16.2	16.3	15.9	16.6	17.2	16.7	16.1	15.9
市川市	12.1	11.7	11.3	10.4	9.7	9.7	8.7	8.6	9.4	9.2
我孫子市	10.9	10.4	10.3	10.2	10.1	10.5	10.5	12.0	10.4	10.3
野田市	12.2	12.2	12.7	13.1	13.4	14.2	14.9	15.4	14.7	14.3
鎌ヶ谷市	10.7	10.4	11.2	11.5	11.8	12.5	13.0	12.1	11.3	12.3
習志野市	11.6	10.8	11.5	12.2	12.8	13.1	13.7	13.4	13.4	12.7
八千代市	13.3	13.5	13.5	13.5	13.7	14.5	15.1	16.3	16.1	16.2
浦安市	10.6	11.2	17.9	10.9	11.0	11.5	9.9	9.4	8.2	8.1



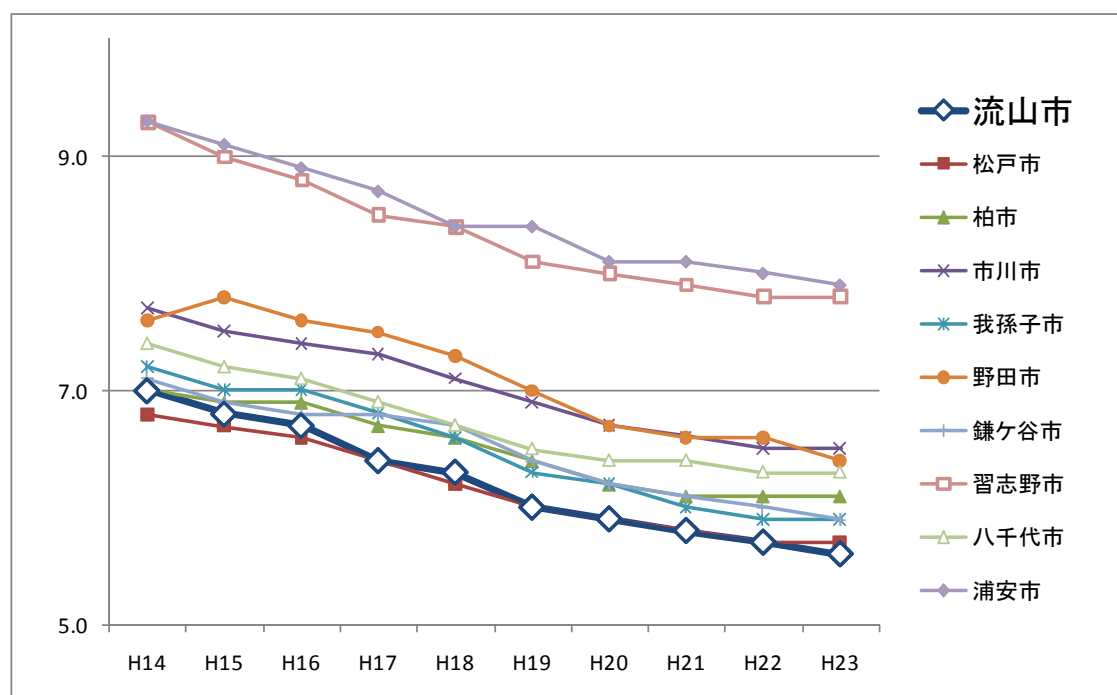
警戒ラインは下回っていますが、
今後も注意していきます。



④人口千人あたりの職員数

- ・人口千人あたりの職員数は、各市とも年々減少している傾向にあります。
- ・流山市においても、行政改革等の取り組みにより、平成23年度では、平成14年度と比較すると、1.4人減少しています。

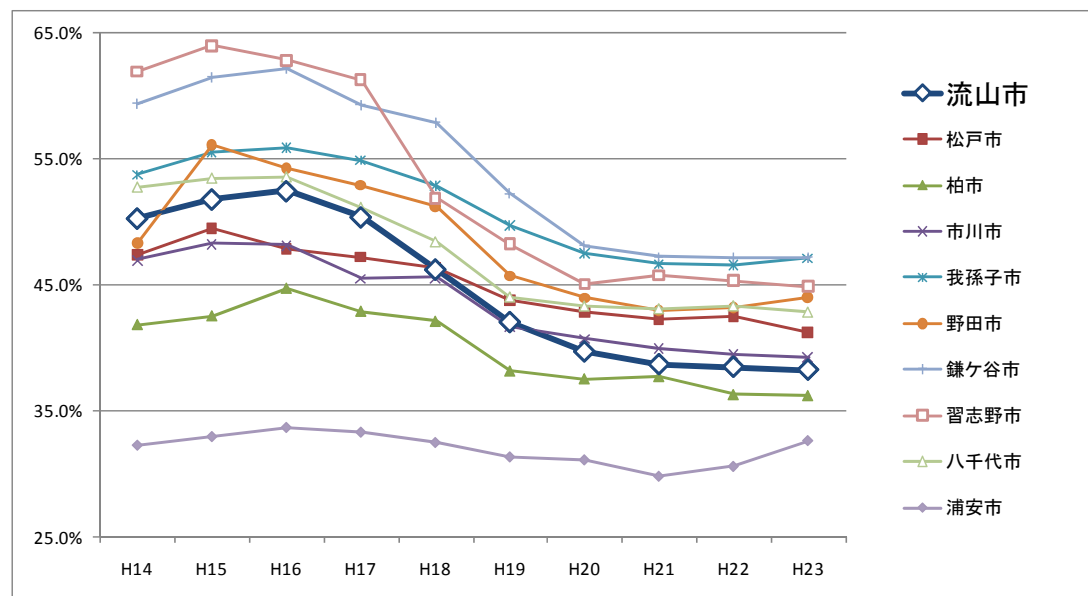
	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
流山市	7.0	6.8	6.7	6.4	6.3	6.0	5.9	5.8	5.7	5.6
松戸市	6.8	6.7	6.6	6.4	6.2	6.0	5.9	5.8	5.7	5.7
柏市	7.0	6.9	6.9	6.7	6.6	6.4	6.2	6.1	6.1	6.1
市川市	7.7	7.5	7.4	7.3	7.1	6.9	6.7	6.6	6.5	6.5
我孫子市	7.2	7.0	7.0	6.8	6.6	6.3	6.2	6.0	5.9	5.9
野田市	7.6	7.8	7.6	7.5	7.3	7.0	6.7	6.6	6.6	6.4
鎌ヶ谷市	7.1	6.9	6.8	6.8	6.7	6.4	6.2	6.1	6.0	5.9
習志野市	9.3	9.0	8.8	8.5	8.4	8.1	8.0	7.9	7.8	7.8
八千代市	7.4	7.2	7.1	6.9	6.7	6.5	6.4	6.4	6.3	6.3
浦安市	9.3	9.1	8.9	8.7	8.4	8.4	8.1	8.1	8.0	7.9



⑤市税に占める人件費の割合

- ・市税収入に占める人件費の割合については、各市とも年々減少している傾向にあります。
- ・流山市は、平成23年度38.2%で、近隣市の中では浦安市、柏市に次いで低い割合となっています。

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
流山市	50.2%	51.8%	52.4%	50.3%	46.2%	42.0%	39.7%	38.7%	38.5%	38.2%
松戸市	47.3%	49.5%	47.8%	47.2%	46.3%	43.7%	42.8%	42.2%	42.4%	41.2%
柏市	41.8%	42.5%	44.7%	42.9%	42.1%	38.2%	37.6%	37.7%	36.3%	36.2%
市川市	46.9%	48.2%	48.1%	45.5%	45.5%	41.6%	40.7%	39.9%	39.4%	39.2%
我孫子市	53.7%	55.4%	55.8%	54.8%	52.8%	49.6%	47.5%	46.6%	46.5%	47.1%
野田市	48.4%	56.1%	54.2%	52.9%	51.2%	45.7%	44.0%	43.0%	43.2%	44.0%
鎌ヶ谷市	59.3%	61.4%	62.1%	59.2%	57.8%	52.2%	48.1%	47.2%	47.1%	47.1%
習志野市	61.9%	63.9%	62.7%	61.2%	51.8%	48.2%	45.0%	45.7%	45.3%	44.8%
八千代市	52.7%	53.4%	53.5%	51.1%	48.4%	44.0%	43.3%	43.1%	43.3%	42.8%
浦安市	32.3%	33.0%	33.7%	33.3%	32.5%	31.3%	31.1%	29.8%	30.6%	32.6%



- ・浦安市は、人口千人あたりの職員数は多いですが、市税収入が大きいため、市税に占める人件費の割合は低くなっています。

4 健全化判断比率等の状況～「流山市は大丈夫なの？」～

(1) 財政健全化法

- ・市役所などの地方自治体の財政破たんを未然に防ぐことを目的に、平成19年に作られた法律です。
- ・この法律では、財政の健全化度を示す比率を毎年公表することや、財政状況が悪化した場合には健全化計画等の策定を義務付けています。
- ・市役所などの地方自治体の財政の健全度を診断する指標を『健全化判断比率』といいます。毎年、監査委員の審査を受け、議会へ報告した上で市民に公表することが義務付けられています。

①イエローカードとレッドカード

- ・指標は、ある一定の数値を上回るとイエローカード、レッドカードが出される仕組みとなっています。基準は、次のとおりです。

●早期健全化基準（イエローカード）

- ・4つの指標それぞれに基準値が定められています。ひとつでも基準値を超えてしまうと『財政健全化計画』を策定しなければなりません。
- ・計画は議会の議決を必要とし、計画策定後は速やかに公表したうえで、国や都道府県に届け出なければなりません。
- ・国や都道府県は、計画の実施状況をみて必要な勧告ができるとされています。

●財政再生基準（レッドカード）

- ・将来負担比率を除く3つの指標それぞれに基準値が定められており、ひとつでも基準値を超えてしまうと『財政再生計画』を策定しなければなりません。
- ・手続きなどは財政健全化計画と同じですが、計画策定には国に協議し同意を求めることや、計画の実施状況を毎年議会に報告することが必要になります。
- ・国の同意が得られないと市債等を発行すること（借金）が制限され、財政健全化計画以上に厳しくなります。

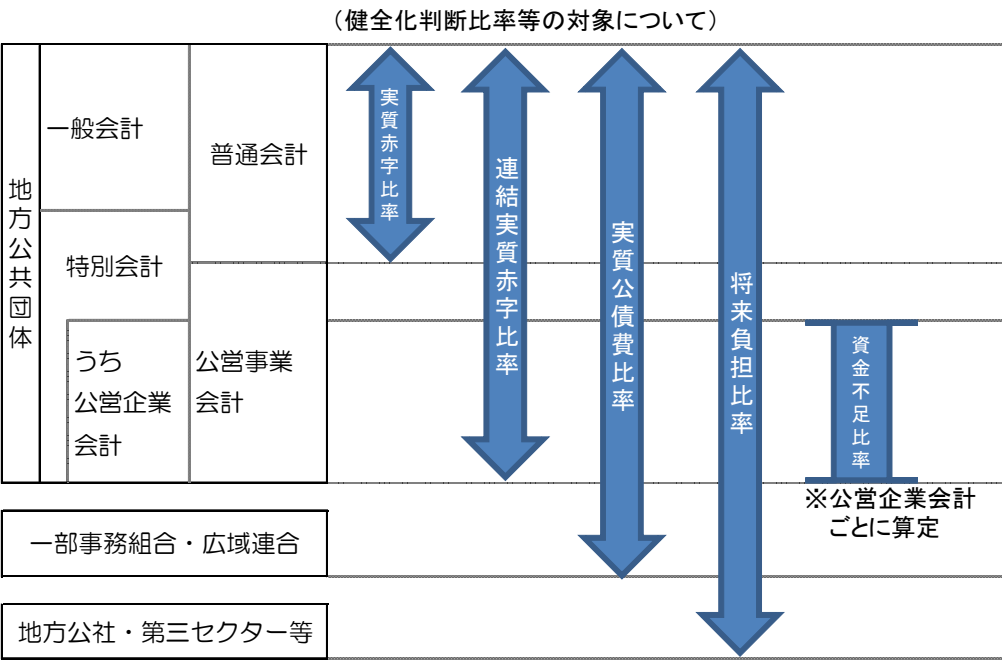
●ポイント

- ・「レッドカード」になる前にチェックがかかるようになっています。
- ・「イエローカード」では自主的な改善努力が求められ、「レッドカード」では国が関与することになります。

②健全化判断比率

- ・『健全化判断比率』には、4つの財政指標があります。
- ・それぞれの指標で、対象となる範囲が異なります。
- ・公社や、第三セクターの負債や、赤字なども明らかにして、地方公共団体の財政の全体像を把握できるように設定されています。

●健全化判断比率 4つの財政指標と対象範囲



●ポイント

- ・一般会計だけでなく、特別会計や一部事務組合、第三セクター等も法律の対象範囲となります。



(2) 流山市の状況

- ・流山市は、平成23年度決算に基づき算出した4つの健全化判断比率はいずれの指標も早期健全化基準を下回りました。
- ・また、水道事業や下水道事業等の資金不足比率は、資金の不足額がなく算定されなかったことから、流山市の財政状況の健全性は保たれていることを示す結果となりました。
- ・詳細は、次のとおりです。
- ・今後も行財政改革に取り組み、健全な財政運営に努めていきます。

①実質赤字比率

低いほど良い

- ・福祉、教育、まちづくり等を行う『普通会計の赤字』の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

区 分	実質赤字比率
平成23年度	—
平成22年度	—
平成21年度	—
平成20年度	—
平成19年度	—
早期健全化基準	11.95%
財政再生基準	20.00%

※ 流山市は、赤字がないことから、「—」（該当なし）としています。
早期健全化基準、財政再生基準については、平成23年度の基準を標記しています。

②連結実質赤字比率

低いほど良い

- ・公営企業会計を含む全ての会計の赤字や黒字を合算して、『流山市全体の赤字』の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標とも言えます。

区 分	連結実質赤字比率
平成23年度	—
平成22年度	—
平成21年度	—
平成20年度	—
平成19年度	—
早期健全化基準	16.95%
財政再生基準	30.00%

※ 流山市は、赤字がないことから、「—」（該当なし）としています。
早期健全化基準、財政再生基準については、平成23年度の基準を標記しています。

- ・平成23年度決算では、全国の地方公共団体で、実質赤字比率・連結実質赤字比率が『早期健全化基準（イエローカード）』以上の団体は、ありませんでした。

③実質公債費比率

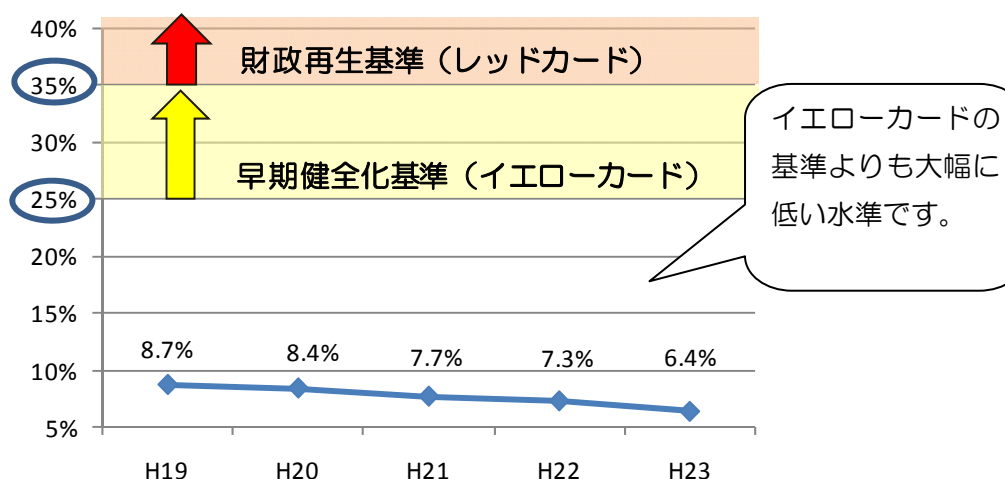
低いほど良い

- ・公営企業会計を含む全ての会計と、公社や一部事務組合、第三セクターなどを含めて、『収入に対する借金の返済費用の占める割合』を指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。

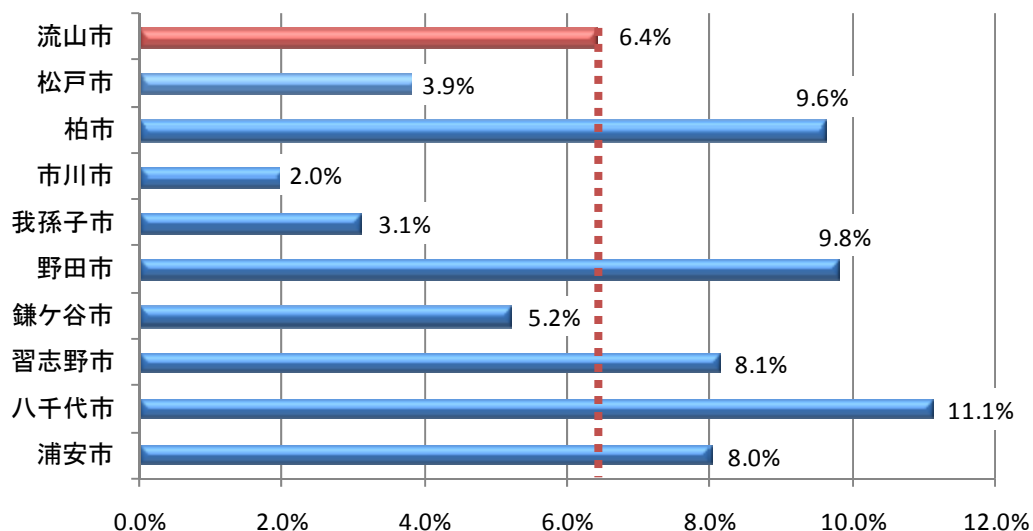
区 分	実質公債費比率
平成23年度	6.4%
平成22年度	7.3%
平成21年度	7.7%
平成20年度	8.4%
平成19年度	8.7%
早期健全化基準	25.0%
財政再生基準	35.0%

※早期健全化基準、財政再生基準については、平成23年度の基準を標記しています。

■ 実質公債費比率の推移



■ 平成23年度決算の近隣市の状況



④将来負担比率

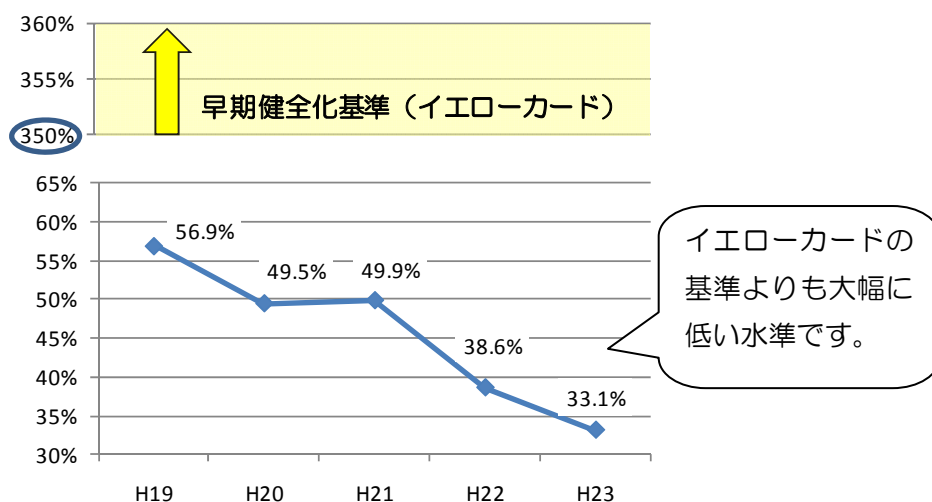
低いほど良い

- ・公営企業会計を含む全ての会計と、公社や一部事務組合、第三セクターなどを含めて、将来支払っていく可能性のある債務から、これらの支払いに充てることのできる基金残高を差し引いた、現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。

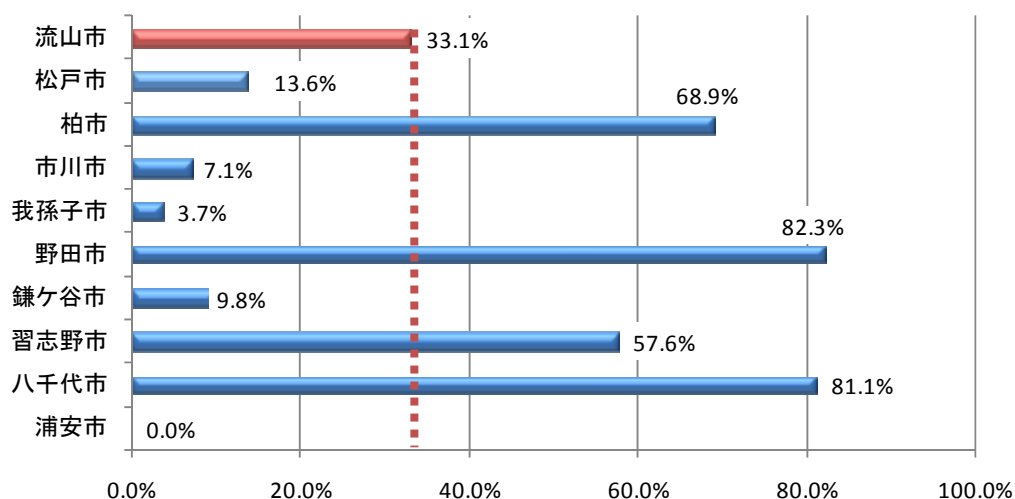
区 分	将来負担比率
平成23年度	33.1%
平成22年度	38.6%
平成21年度	49.9%
平成20年度	49.5%
平成19年度	56.9%
早期健全化基準	350.0%
財政再生基準	—

※早期健全化基準については、平成23年度の基準を標記しています。

■ 将来負担比率の推移



■ 平成23年度決算の近隣市の状況



⑤資金不足比率

低いほど良い

- ・流山市では、水道、下水道などの『公営企業』を経営しています。
- ・その公営企業会計ごとの資金の不足額の度合いを表す指標で、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標です。

区分	水道事業会計	公共下水道 特別会計	西平井・鰯ヶ崎 土地区画整理事業 特別会計
平成23年度	—	—	—
平成22年度	—	—	—
平成21年度	—	—	—
平成20年度	—	—	—
平成19年度	—	—	—
経営健全化基準	20.0%	20.0%	20.0%

※ 資金不足比率についても、赤字がないことから、「—」（該当なし）としています。

【参考】「全国状況」

- ・平成23年度決算に基づく健全化判断比率が、早期健全化基準以上の団体は、2団体でした。（平成22年度決算：5団体）
- ・うち、財政再生基準以上の団体は1団体でした。（平成22年度決算：1団体）
- ・平成23年度に新たに早期健全化基準以上になった団体はありませんでした。

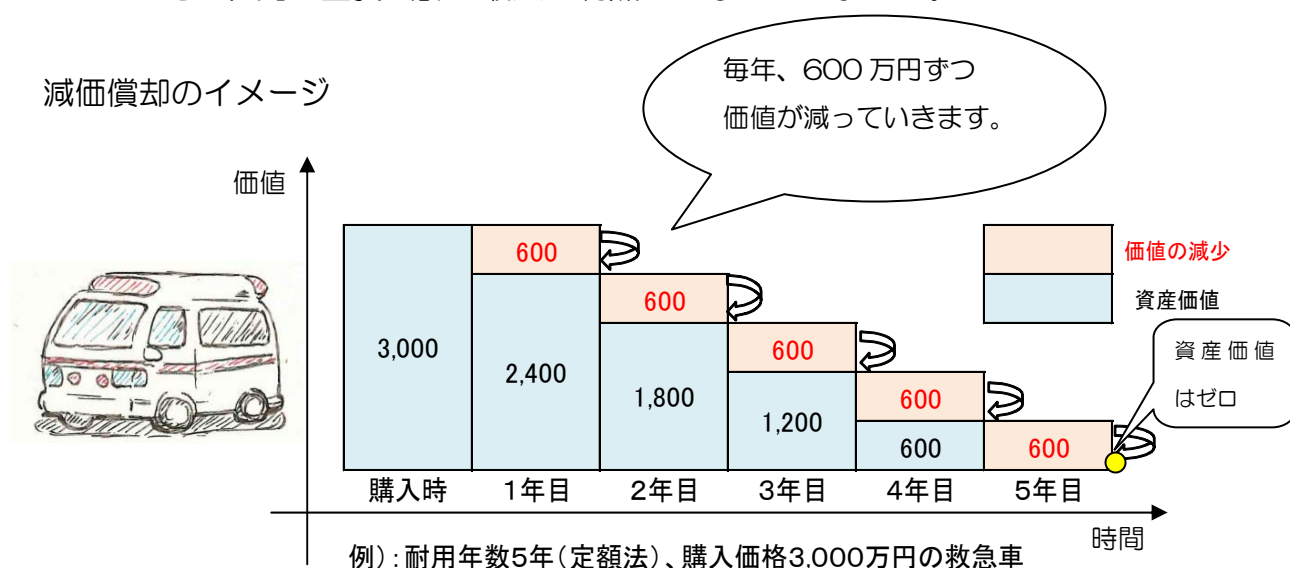
第2部 新地方公会計制度による財政の解説

1 総論 ～発生主義の本当の役立ち～

(1) 発生主義の代表選手～減価償却費

- 自治体の会計に、『発生主義』の考え方を導入することで、一体、どのような良いことがあるのでしょうか？この問いかけは、新地方公会計制度導入以来、今日に至るまで何度も繰り返されてきたところです。
- 現在、国や地方公共団体で行なっている『現金主義』の会計では、現金の動きを中心に会計処理を行っており、一年間の現金の入と出がどうなっているのかを表現する事に力点が置かれています。『発生主義』は、それを補う役目を果たします。
- 第1部においては登場しなかったのですが、第2部で登場してくる代表的な項目に、『減価償却費』があります。これが『発生主義』の代表選手です。その他には、賞与引当金、退職手当引当金などの項目もありますが、今回は、『減価償却費』についてみましょう。
- 『減価償却費』とは何でしょうか？減価償却費とは、公共施設等の資産について、その利用や時間の経過により【資産の価値が減少すること（減価償却）】を、会計的に費用として認識し、表現したものです。減価償却により資産価値がゼロになった時には、その資産を更新する必要があるため、将来の資産の更新に備えて、減価償却によりすり減った分の資金を内部に留保しておくということになります。
- 現金の収支だけを見ていると、結果的に施設をタダで利用しているという錯覚に陥り、必要な更新資金のことまで思いが至りません。他方、減価償却費などの、目に見えないコストを表に出す（数値として認識する）ことで、施設の更新に関する視点が見えてきます。この事実関係を明らかにすることこそが、発生主義会計の最大の利点ではないでしょうか。

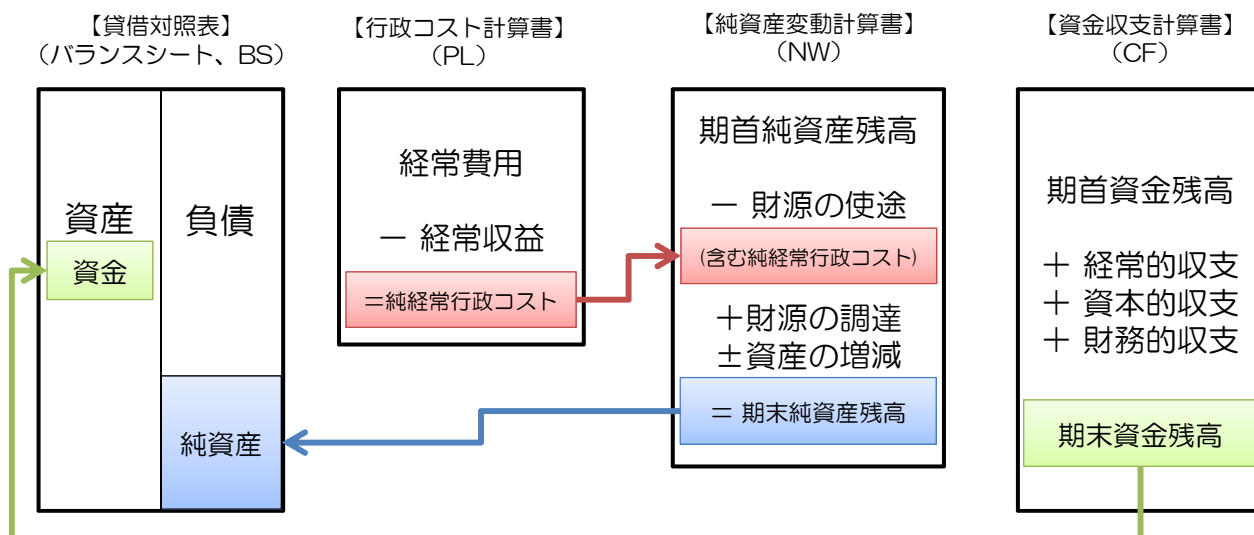
減価償却のイメージ



2 新地方公会計の財務書類

- ・新地方公会計では、発生主義の考え方を採り入れて4つの財務書類を作成します。4つの財務書類は、それぞれの役割が明確に別れていますが、一方で、互いに密接に連携しています。

【財務書類4表の関係図】



- ・一番左側の『貸借対照表』を中心に見た場合、貸借対照表中の「資金の増減」を、一番右端にある、『資金収支計算書』で表現します。また、貸借対照表の「純資産の増減」を、『純資産変動計算書』で表現します。
- ・『行政コスト計算書』で計算された「純経常行政コスト」が、『純資産変動計算書』の「財源の使途」の一部を構成します。これは、純資産を減らす大きな原因（財源の使い道）として、当年度に発生した行政コストがあるからです。
- ・『純資産変動計算書』で、行政コストも含めた「純資産の増減」から期末純資産が計算され、それが貸借対照表の「純資産」の部と対応します。
- ・『資金収支計算書』で、一年間の「資金の動き」から期末の資金残高が計算され、それが貸借対照表の資産の一要素である「資金」と対応します。

※民間企業との比較

- ・民間企業においては、利益の計算が主な目的となりますので、行政コスト計算書ではなく、『損益計算書』という名前の財務書類が作成されます。
- ・公会計における資金収支計算書と同じ機能を持った財務書類として、『キャッシュ・フロー計算書』という名前の書類があります。
- ・公会計における純資産変動計算書に該当する財務書類としては、『株主資本等変動計算書』という名前の書類があります。

(1) 貸借対照表 (BS)

- ・ バランスシートとも呼ばれます。平成23年度末時点で、流山市に「どれだけの資産と負債があるのか」を示す書類です。左側に『資産』、右側に『負債』を並べて表現します。通常、資産と負債の差額が生じますが、その部分は『純資産』と呼ばれます。

【貸借対照表のイメージ図】

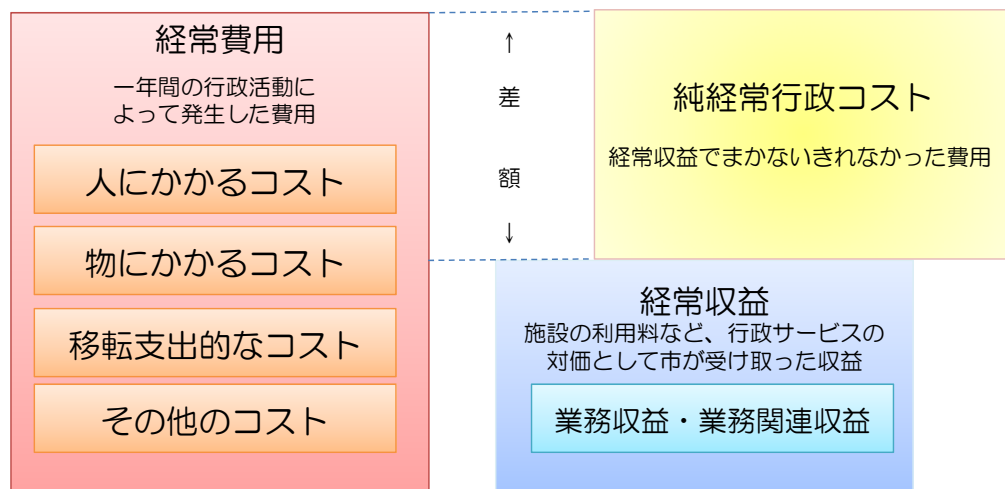
資産 ・ 財源をつかって取得した、市の財産の内訳 例 道路、学校、土地、未収金 など	負債 ・ 将来的に返済する必要がある財源 例 地方債（市債）
	純資産 ・ 返済する必要がない財源 例 税収、地方交付税

- ・ 『資産』とは、様々なものがありますが、新地方公会計の特徴としては、資産を以下の2つの視点で分類して計上します。
 1. それを持っている事で、将来お金が入ってくるもの
 2. お金が入ってこなくても行政サービスを提供する事が可能なもの
- ・ 例えば、土地や建物で将来売却可能な資産もありますが、道路や河川のように、売れる見込みはないものの、市民生活にどうしても必要な資産もあります。
- ・ 『負債』とは、典型的には借金の事です。当然、借金をしたのはその理由があります。負債の大半は、資産を購入するための財源調達として発行された市債です。貸借対照表に計上されている資産を過去（もしくは今年）に購入するために借りたお金を、資産と並べて表示しています。
- ・ 『純資産』とは通常、「資産と負債の差額」として表現されます。理屈上、資産が負債を上回っていれば、純資産はプラスとなり、負債が資産を上回っている場合は、純資産はマイナス、すなわち、「債務超過」ということになります。
- ・ 流山市の純資産はプラスになっています。負債が資産の購入代金のうち、これから返済しなければならない金額であり、その差額の純資産相当金額は、既に支払いを終えてしまって、「完全に市民のモノになっている資産」と言えます。この様な見方をすると、純資産は大きい方が良いという事が言えそうです。毎年の自治体経営のパフォーマンスを計るものさしとして、1年間の行政活動の結果、純資産が増えたのか減ったのか、という点がポイントになります。

(2) 行政コスト計算書（P L）

- ・民間企業の会計では、『損益計算書』と呼ばれるモノです。貸借対照表がある一時点（例えば、平成24年3月末日）に「資産がどれくらいあるか」といった残高を表示する財務書類であるのに対して、行政コスト計算書は1年間（平成23年4月1日から平成24年3月末日まで）に、「資産をどれだけ減らしたか、純資産をどれだけ増やしたか」を集約して表現する財務書類です。

【行政コスト計算書のイメージ】



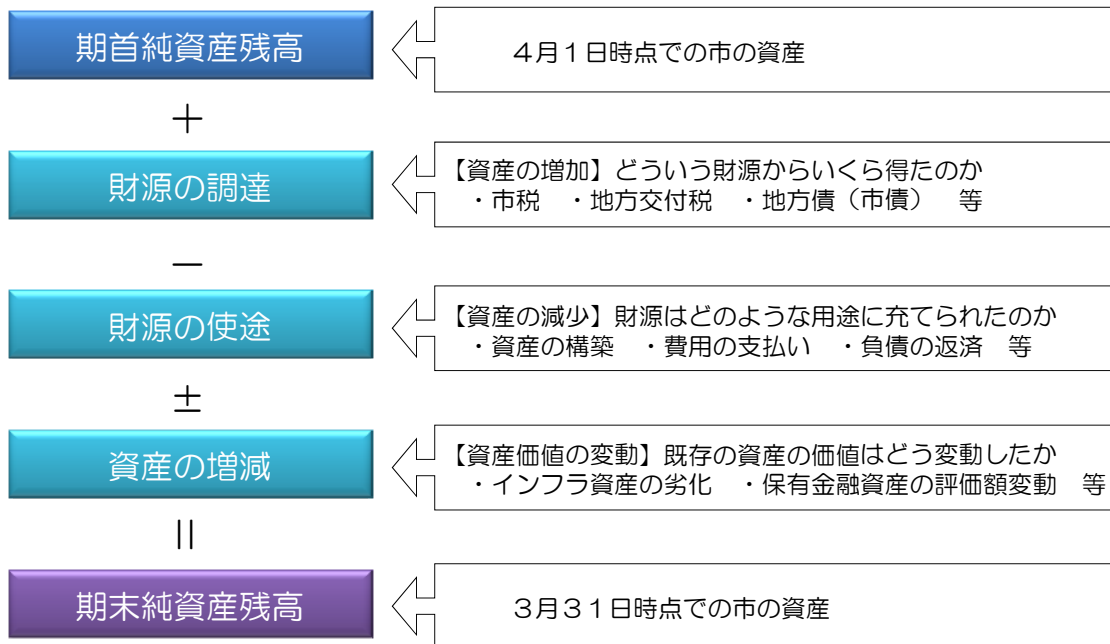
- ・資産を減らすひとつの形として、持っているお金を何かのために支払うということが挙げられます。その支払いの中身は、人件費（給料の支払など）であったり、物件費（光熱水費や委託費など）であったり、他会計や他団体への支払い（繰出金や負担金など）であったりします。
- ・建物を建てたり、道路を作ったりした場合の支払いは、お金は出ていきますが、同時に「資産を増やす」ので、コスト（費用）とはみなしません。お金という資産が、建物や道路という別の資産に形を変えたと考えるわけです。
- ・資産が減る別の形として、最初に紹介した減価償却があげられます。既に持っている建物や道路等の資産は作った後だんだん劣化して、価値が自然と減っていきます、お金は出て行きませんが、その分だけ資産価値が減ってしまうので、資産価値の減少を減価償却費というコストとしてみなします。
- ・行政コスト計算書では、コストだけではなく、「収益」も併せて計算します。ここでいう収益には地方税や交付金などの収入は含まれず、行政サービスの利用に応じてお支払いいただく、使用料や手数料が計上されます。
- ・国や地方公共団体の行政活動は、民間企業と異なり、利益を上げることを目的としておらず、行政コスト計算書の主な目的は、行政活動における行政コストの計算であるため、一般的に行政コスト計算書の収支尻は大きなマイナスとなります。※

※行政コスト計算書には地方税や交付金が含まれないため、マイナスが赤字を意味しているわけではありません。

(3) 純資産変動計算書（NWM）

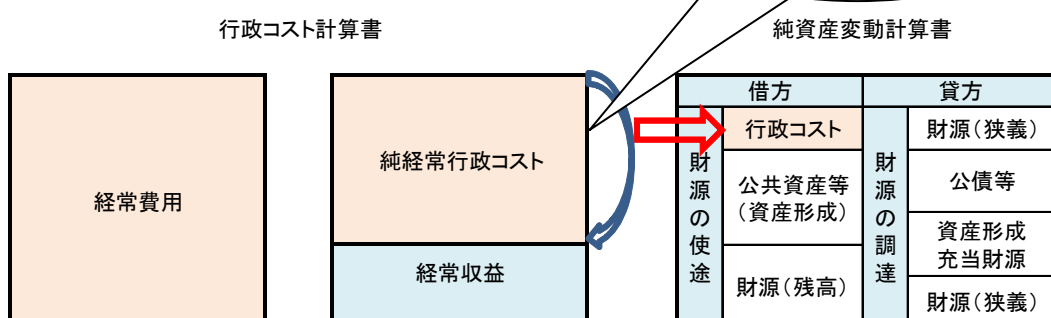
- ・貸借対照表の純資産の部が、1年間の行政活動の結果、「どのような要因によって変動したのか」を表す計算書です。

【純資産変動計算書のイメージ】



- ・純資産を変動させる大きな要因としては、前ページで説明した行政コストがあります。行政コスト計算書の収支尻のマイナスは、行政活動における行政コストを意味しており、その分だけ純資産を減らすことになります。
- ・他方で、純資産を増やす大きな要因としては、市民税や固定資産税などの地方税や、国や県などから入ってくる交付金や補助金などによる財源の調達が大きなものです。
- ・また、土地や有価証券など持っている資産の評価が増減した場合には、その評価損益については、行政コスト計算書ではなく、この純資産変動計算の中で表します。

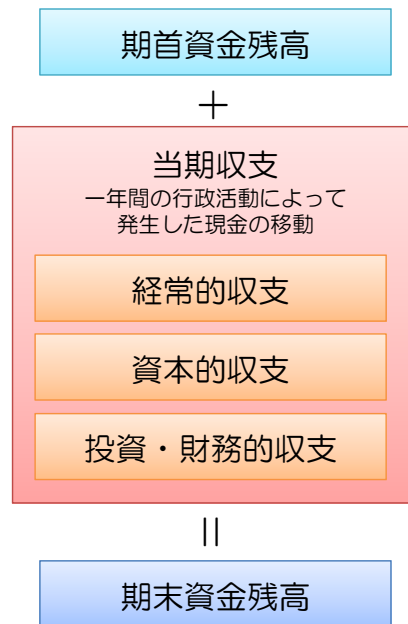
行政コスト計算書と純資産変動計算書の関係



(4) 資金収支計算書（CF）

- ・民間の会計では、キャッシュ・フロー計算書と呼ばれるモノに該当します。1年間の行政活動の結果生じた「資金の動き」を表現する計算書です。資金の動きだけを表現するという点で、従来から行われている自治体の会計と同じです。

【資金収支計算書のイメージ】



- ・資金収支計算書では、行政活動による資金の動きが、『経常的収支』『資本的収支』『財務的収支』という3つの区分で表されます。
- ・『経常的収支』では、人件費や物件費の支払いによる資金の流出と税収や移転収入などによる資金の流入を表現します。
- ・『資本的収支』では、建物や道路建設などによって発生する資金の支払いと、既に持っている資産の売却などによる資金の流入などを対比して示します。
- ・『財務的収支』では、市債など借金の利払いや元本の償還と、新規に市債を発行する事による資金の流入などを対比して示します。

3 連結財務書類

(1) 財務書類の作成範囲

- ・地方公共団体の行政サービスは、一般的な行政活動を行う一般会計のみならず各種特別会計や多様な関係団体によって実施されています。新地方公会計では、一般会計とこれらの特別会計や関係団体を一つの行政サービス実施主体と考え、それぞれの財務書類を一つに統合して表示します。

■連結対象となる関係団体の考え方

- ・民間の会計では、親会社が支配従属関係にある子会社を連結対象としますが、その判定基準として「支配力基準」が採用されています。
- ・新地方公会計制度においても、同様の考え方に従って、連結先の選定については、下記の様な基準が定められています。

【連結対象団体】

普通会計		全部連結
公営事業会計	法適用	全部連結
	法非適用	全部連結
地方独立行政法人		全部連結。当該地方独立行政法人の連結対象である特定関連会社も連結対象
一部事務組合・広域連合		比例連結 ※連結作業に必要な財務情報の作成は、構成団体及び都道府県(市町村担当課)等で調整して作業する。
地方三公社		全部連結
第3セクター等		①出資比率50%以上 全部連結 ②出資比率50%未満 実質的に主導的な立場を確保している場合に全部連結 (出資比率が25%未満など低い場合であっても損失補償を付しているなど実質的に主導的な立場を確保している場合には全部連結とすることに留意)
第3セクター等の子会社		地方公共団体及び1又は2以上の連結対象となる団体があわせて資本金等の50%以上の出資をしている場合は連結対象。50%未満の場合は、実質的に主導的な立場を確保していれば連結対象
共同設立の地方独立行政法人及び地方三公社		業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体が全部連結。特定できない場合は出資比率、活動実態などに応じて比例連結。地方公共団体財政健全化法に定める「設立団体間で協議の上定めた割合」を按分比率とすることも可
財産区		連結対象外

注1 全部連結とは、単体財務書類又は普通会計財務書類に、連結対象法人等の財務書類のすべてを合算することをいいます。

2 比例連結とは、単体財務書類又は普通会計財務書類に、連結対象法人等の財務書類を持分比率等に応じて合算することをいいます。

3 総務省方式改訂モデルでは、貸借対照表に退職手当組合積立金及び退職手当引当金を計上しているため、退職手当組合が一定の要件に該当する場合には、各地方公共団体の判断により、普通会計の財務書類を作成した段階において、退職手当組合を連結したものとなすことができます。

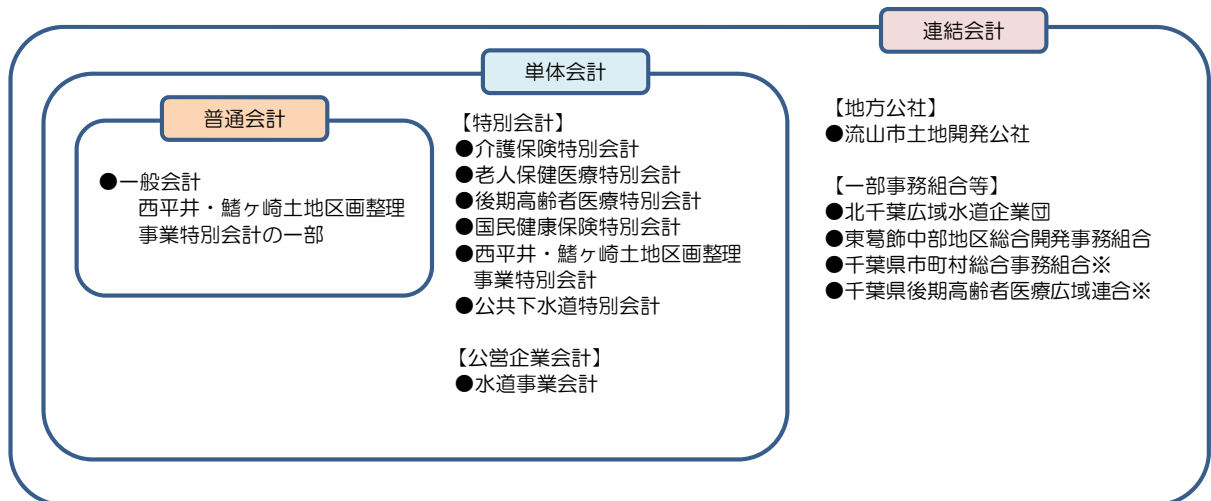
なお、基準モデルについては、退職手当組合積立金という直接の勘定科目は示されていませんが、[資産の部]1. 金融資産__金融資産(資金を除く)__投資等__基金・積立金__その他の基金・積立金に退職手当組合積立金を計上することとし、同様の取扱いができることとします。

「新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引」【総論編(共通事項)】(総務省 平成21年4月)より

■連結の方法

- ・特別会計(国民健康保険特別会計など)については、一般会計と同じ方法により財務書類を作成します。公営企業会計(水道事業会計など)や連結対象となる各団体はすでにそれぞれ独自の会計基準に従って、財務書類を作成しています。それらを基準モデルの会計基準に合わせて連結するために、財務諸表の「組替え作業」を行います。
- ・4つの財務諸表ごとに組替え作業を行い、各財務書類をそれぞれ連結した後、各会計、各連結団体相互間のお金の出入りを相殺します。
- ・なお、一部事務組合などについては、当年度の経費負担割合に応じて、連結作業を行います。

■連結対象となる会計・団体



- ・『普通会計』とは、独自に特別会計を設置するなど各地方公共団体で会計の範囲が異なるなかで、全国的に比較を行う統計処理のために一定のルールで作り上げる仮想の会計です。
- ・『一般会計』とは、行政活動を行うための基本的なお金の出入りを管理する会計で、目的を限定せずに主要な経費を管理します。
- ・『特別会計』とは、特定の事業などを行うために一般会計とは区分して設けられた会計のことです。
- ・『単体会計』とは、普通会計に市の全ての特別会計(企業会計を含む)を含めた市全体を総括するもので、『連結会計』とは、単体会計に外郭団体、一部事務組合などを含めたものです。

※ 千葉県市町村総合事務組合、千葉県後期高齢者医療広域連合については、昨年度同様、必要な財務データが入手できなかったため連結作業をしておりません。

※ 以下では、『連結会計』の財務書類を使って解説と分析を行います。

(2) 貸借対照表

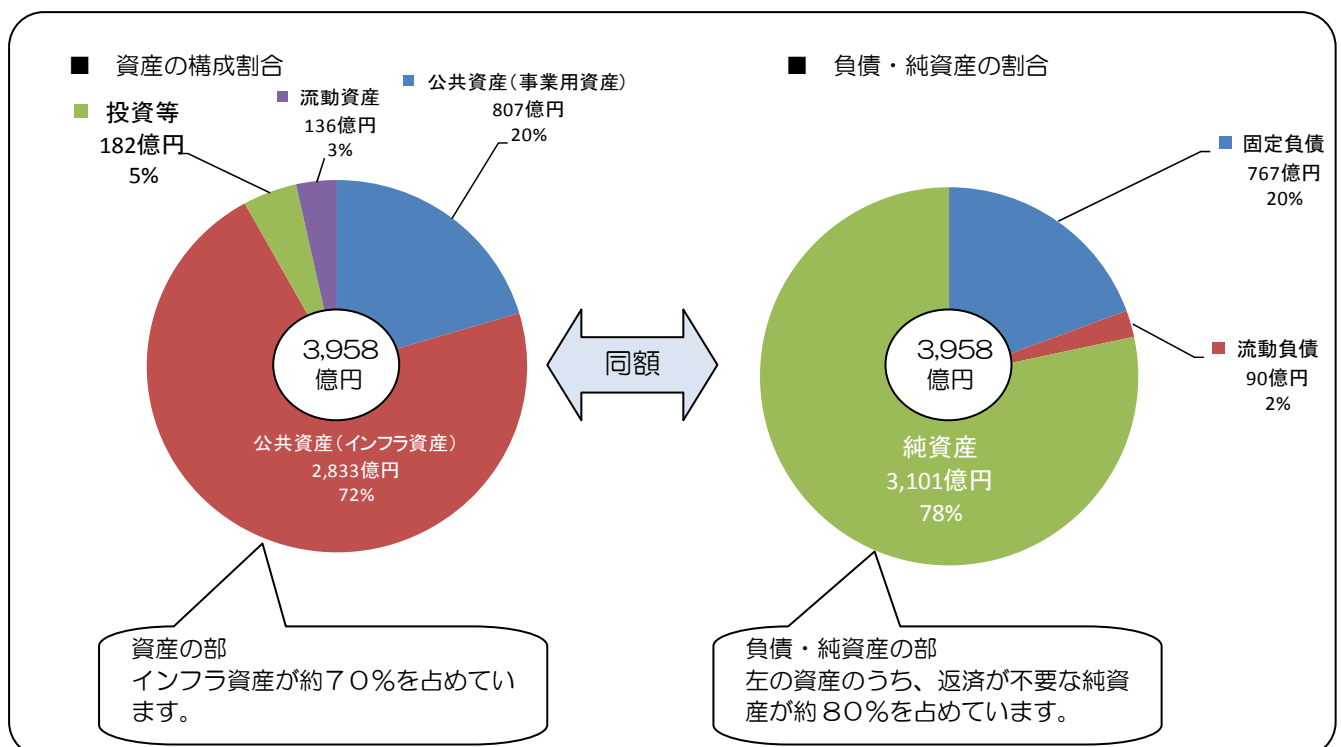
①貸借対照表の概要

貸借対照表（単位：億円）

【資産の部】	23年度	22年度	増減	【負債の部】	23年度	22年度	増減
1. 公共資産				1. 固定負債			
(1) 事業用資産	807	801	6	(1) 市債	689	690	△ 1
(2) インフラ資産	2,833	2,832	1	(2) 退職手当引当金	77	81	△ 4
				(3) その他	1	1	0
2. 投資等				2. 流動負債			
(1) 投資及び出資金	107	104	3	(1) 翌年度償還予定市債	53	52	1
(2) 貸付金	0	0	0	(2) その他	37	32	5
(3) 基金等	75	79	△ 4	負債合計	857	857	0
3. 流動資産				【純資産の部】	23年度	22年度	増減
(1) 資金	101	91	10				
(2) 未収金	39	42	△ 3	純資産合計	3,101	3,087	14
(3) 貸倒引当金	△ 4	△ 4	0				
資産合計	3,958	3,944	14	負債及び純資産合計	3,958	3,944	14

※ 表示単位以下四捨五入のため、総額と内訳の合計とが一致しない場合があります。

- ・平成23年度末の総資産は3,958億円となり、平成22年度と比較して、14億円増加しました。負債は、平成22年度と同額の857億円となりました。また、純資産は、3,101億円となり、平成22年度と比較して、14億円増加しました。
- ・対応する『負債の部』・『純資産の部』では、純資産が約80%を占めており、多くの資産が、過去・現役世代の負担により整備されていることが分かります。



②貸借対照表の中身を見てみよう

■公共資産

- ・市が公共サービスを提供するために保有している資産の事です。ここでは事業用資産とインフラ資産に区分して計上しています。
- ・事業用資産とは、売却可能性のある資産のことで、市庁舎や学校の校舎、各種備品などです。
- ・インフラ資産とは、売却可能性のない道路や橋梁などです。
- ・平成23年度末時点で、3,640億円の公共資産を保有しています。

■投資等

- ・出資金や基金、積立金などから成ります。
- ・出資金とは、ある行政目的を実現するために目的をもって保有する有価証券の事です。
- ・基金とは、将来の支出に備えて手元に保有している資金の事です。
- ・平成23年度末時点の投資等残高は182億円となっています。

■流動資産

- ・現金、もしくは、現金に換える事ができる（換金可能性がある）と思われる資産が計上されています。資金、未収金、貸倒引当金から成ります。
- ・資金は、現金の事です。
- ・未収金は、税金や各種利用料金として本年度内に入ってくる事が決まっていたのですが、年度末の時点で収入が完了していない金額を計上したものです。
- ・貸倒引当金は、未収金について、今後回収ができなくなる可能性がある金額を見積もって計上しています。
- ・平成23年度末時点で、流動資産の残高は136億円となっています。

■固定負債

- ・主に市債と退職手当引当金からなります。
- ・市債とは、市が借入をしている借金です。平成23年度末時点で689億円の残高があります。なお、平成24年度中に返済予定の市債については、翌年度償還予定市債として、流動負債に計上しています。
- ・退職手当引当金とは、平成23年度末に市の職員全員が退職したと仮定した場合に必要な退職金の額です。平成23年度末時点で77億円となっています。

■流動負債

- ・主に翌年度償還予定の市債を計上しています。平成23年度末時点での総額は53億円です。

③昨年度との比較

■公共資産

- ・事業用資産が前年度比で6億円の増加となっています。内訳としては、主に、小中学校や文化会館の耐震改修による資産価値の向上、木の図書館の建設や幼児教育支援センター附属幼稚園(旧江戸川台幼稚園)の建て替えによるものです。
- ・インフラ資産は前年度比で1億円の増加となっています。一般会計や特別会計においては、新東谷調整池や運河駅自由通路の工事、下水道の整備などによりインフラ資産が8億円増加しましたが、連結対象団体である北千葉広域水道企業団において資産の見直しがあったことにより、北千葉広域水道企業団の資産が7億円減少しました。それに伴い、連結ベースで見た場合は1億円の増加にとどまりました。
- ・基金等が前年度比で4億円減少しています。これは、主に、減債基金や健康福祉基金の取り崩しが要因となっています。

■流動資産

- ・未収金が3億円減少しています。これは、小中学校の耐震改修事業等などに係る国庫支出金の未収入などの回収によるものが主な要因です。

■固定負債

- ・退職手当引当金が、前年度比4億円減少しています。これは勤続年数の永い職員の減少を反映しています。

(3) 行政コスト計算書

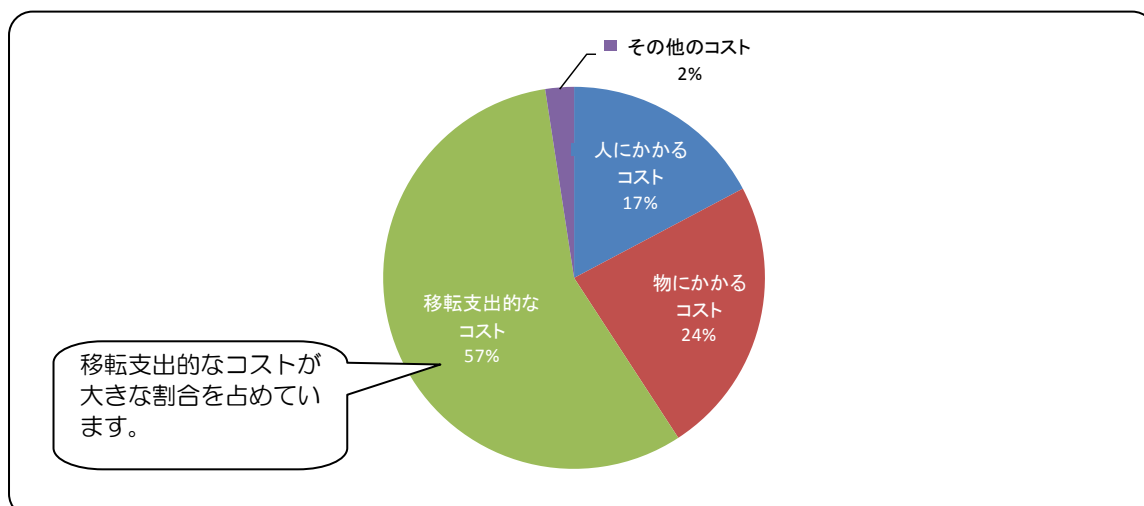
①行政コスト計算書の概要

行政コスト計算書（単位：億円）

	23年度	22年度	増減
経常費用	620	583	37
1. 人にかかるコスト			
(1) 人件費	106	105	1
(2) 退職手当引当金繰入等	1	3	△ 2
2. 物にかかるコスト			
(1) 物件費	116	102	14
(2) 減価償却費	13	12	1
(3) 維持補修費	17	14	3
3. 移転支出的なコスト			
(1) 他会計への支出	0	0	0
(2) 補助金等	272	259	13
(3) 社会保障給付	80	73	7
4. その他のコスト			
(1) 公債費(利払)	15	15	0
経常収益	81	79	2
業務収益・業務関連収益	81	79	2
純経常行政コスト （経常費用－経常収益）	△ 540	△ 504	△ 36

※ 表示単位以下四捨五入のため、総額と内訳の合計とが一致しない場合があります。

- ・平成23年度1年間の純経常行政コスト（掛かった費用から受取った収入を控除）は540億円となり、昨年度と比較して、36億円増加しました。
- ・増加要因は、主に、物件費14億円、補助金等13億円の増加によるものです。



②行政コスト計算書の中身を見てみよう

■人にかかるコスト

- ・人件費には、職員の給与や議員に支払う報酬、アルバイトの方への支払いなどを含んでいます。平成23年度1年間では106億円でした。
- ・退職手当引当金繰入等には、平成23年度に発生した職員への退職手当と賞与の支給見込額が含まれています。

■物にかかるコスト

- ・物件費には、消耗品費、委託費などが含まれます。平成23年度は116億円でした。
- ・平成23年度の減価償却費は13億円でした。なお、「インフラ資産の目減り分」については「直接資本減耗」として純資産変動計算書に計上されています。
- ・維持補修費は、建物など固定資産の修繕にかかった費用です。平成23年度では17億円でした。

■移転支出的なコスト

- ・補助金等は、各種団体への補助金や負担金等に関する費用です。
- ・社会保障給付には、生活保護や児童・高齢者・障害者福祉等に関する費用を計上しています。平成23年度では80億円となりました。

■その他のコスト

- ・公債費等を計上しています。これは、市の借入金に対する利払金を計上しています。

■経常収益

- ・業務収益は、通常の行政サービスを行う事で、サービスの受益者から受け取る使用料・手数料です。
- ・業務関連収益は、市が保有する有価証券から発生する配当金や貸付金から発生する受取利息などがあります。

■純経常行政コスト

- ・純経常行政コストとは、経常費用から経常収益を差し引いた額です。民間企業と異なり、サービスを提供しても、その対価を受け取る事が少ないため、一般的に費用が収益を大きく上回ってしまいます。

③昨年度との比較

■人にかかるコスト

- ・人件費については、1億円増加しています。正規職員の人件費は減少していますが、臨時職員の賃金が2千万円、議員年金の廃止に伴う議員共済給付費負担金が、1億円増加したためです。

■物にかかるコスト

- ・物件費が前年度比14億円増加しています。これは、私立保育所に係る児童運営業務委託料や、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン接種業務委託料などの増加によるものです。

■移転支出的なコスト

- ・補助金等が13億円の増加、社会保障給付7億円の増加となっています。
- ・補助金等については、国民健康保険特別会計における一般被保険者療養給付費や、介護保険特別会計における居宅介護サービス費負担金の増加が主たる要因です。
- ・社会保障給付の増加については、生活保護費の増加が主たる要因です。

(4) 純資産変動計算書

①純資産変動計算書の概要

純資産変動計算書（単位：億円）

	23年度	22年度	増減
期首純資産残高	3,087	2,964	123
1. 財源の使途（純資産の減少）			
(1) 純経常行政コスト	△ 540	△ 504	△ 36
(2) 資産形成等支出	△ 127	△ 116	△ 11
2. 財源調達			
(1) 地方税	317	312	5
(2) 地方交付税	25	21	4
(3) 補助金	160	156	4
(4) その他	153	143	10
3. その他純資産の変動			
(1) 資産評価替	△ 6	75	△ 81
(2) その他			0
・ 直接資本減耗	△ 50	△ 44	△ 6
・ 固定資産形成	67	74	△ 7
・ その他	14	6	8
期末純資産残高	3,101	3,087	14

※ 表示単位以下四捨五入のため、総額と内訳の合計とが一致しない場合があります。

- ・ 平成23年度期末の純資産残高は3,101億円で、1年間の行政活動を通じて14億円の増加となりました。
- ・ 純資産が増加した結果、将来世代の負担を軽減した事になります。

②純資産変動計算書の中身を見てみよう

■ 財源の使途（純資産の減少）

- ・ 主に純経常行政コストと資産形成等支出から成ります。
- ・ 純経常行政コストとは、先にみた行政コスト計算書の収支尻、すなわち、純経常行政コストのことで、1年間の行政活動の結果発生した費用（コスト）は、純資産を減らす大きな要因となっています。
- ・ 資産形成等支出とは、道路や建物などのインフラ資産や、基金などの資産の形成等に要した支出です。

■ 財源調達

- ・ 純資産を増加させる要因として、財源の調達があります。財源の具体的な中身は、地方税、地方交付税、国や県からの補助金等から成ります。
- ・ 市債を発行して得る資金については、将来の税収で返済しなければならないため、純資産を増加させる要因である財源とは見なしません。

- ・ 地方税は、市民の皆様から頂いた市民税、固定資産税、都市計画税などの市税や、各種交付金などからなります。平成23年度は317億円ありました。
- ・ 地方交付税は、国から交付されるお金です。全国の自治体では行わなければならない標準的な仕事为国により決められていますが、全ての自治体にそのサービスを賄うために必要な十分な税収入があるとは限りません。そのため、自治体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障するため、標準的な仕事を行うために必要な金額と地方税等の標準的な収入の差額が地方交付税として国から交付されます。平成23年度には25億円ありました。
- ・ 補助金は、国や県から受け取るものです。様々な名目の補助金がありますが、平成23年度については160億円の補助金がありました。

■資産評価替

- ・ 事業用資産の土地については、原則として3年に一度その評価額を見直します。その際の評価損益をここで計上しています。
- ・ 個人や国・他団体から資産の寄贈を受けた場合、資産を除却した場合なども、ここで計上します。

■その他

- ・ 主に、直接資本減耗と固定資産形成によるものです。
- ・ 直接資本減耗とは、行政コスト計算書で計上されなかった固定資産の価値の目減り分、つまり、インフラ資産の価値が目減りした分を表しています。事業用資産の目減り分は「減価償却費」という科目で、行政コスト計算書に計上され、純経常行政コストに含まれていました。これに対して、インフラ資産が目減りした分は、コストには違いないのですが、その性質上、あえてコストとして捉えずに、「純資産を直接減らすもの」として、「直接資本減耗」という科目で純資産変動計算書に計上されています。
- ・ 固定資産形成とは、道路や建物などの構築や備品の購入などによる資産の増加によるものです。

③昨年度との比較

■財源の使徒（純資産の減少）

- ・ 純経常行政コストが、昨年度に比べて36億円増加しています。また、資産形成支出（主に固定資産形成に支出した金額）が、昨年度に比べて11億円増加しています。

■財源調達

- ・ 地方税が前年度比5億円、補助金が前年度比4億円の増加となりました。

(5) 資金収支計算書

①資金収支計算書の概要

資金収支計算書（単位：億円）

	23年度	22年度	増減
(当期収支)			
1. 経常的収支	94	94	0
2. 資本的収支	△ 68	△ 69	1
3. 財務的収支	△ 16	△ 23	7
当期収支（1 + 2 + 3）	10	2	8
期首資金残高	91	89	2
期末資金残高	101	91	10
(基礎的財政収支)			
収入総額（A）	961	905	56
支出総額（B）	△ 951	△ 903	△ 48
財務的収入（C）	249	242	7
財務的支出（D）	△ 264	△ 265	1
基礎的財政収支（A-C）-（B-D）	26	24	2

※ 表示単位以下四捨五入のため、総額と内訳の合計とが一致しない場合があります。

- ・平成23年度の期末資金残高は101億円となり、昨年度と比較して10億円増加しました。
- ・基礎的財政収支は26億円となり、昨年度と比較して2億円増加しました。

②資金収支計算書の中身を見てみよう

■経常的収支

- ・人件費、物件費、経費、他会計への繰出し、補助金、社会保障費などの支出と税収、利用料・手数料、他会計からの繰入れ、補助金などの収入が計上されます。
- ・上記収入のうち、大きな割合を占めている税収や移転収入は直接純資産を増やす要因として純資産変動計算書で計上します。また、利用料・手数料については、行政コスト計算書で収益として計上します。
- ・資金収支計算書では、これら2つを経常的収支としてまとめて計上するため、通常は黒字になります。

■資本的収支

- ・ここで計上される支出は、資産の形成に使われた資金です。建物や道路などの公共資産の構築や、基金など金融資産の積み立てなどです。
- ・収入としては、公共資産の売却収入や基金・積立金などの取り崩しなどが該当します。

- ・公共資産の取得には、多額の支出が必要となるため、一般的に資本的収支は、赤字（不足）になります。

■財務的収支

- ・ここで計上される支出には、市債の返済に伴う利息の支払いや元本の償還に伴って支出する資金があります。
- ・収入としては、新たに発行した市債によって収入する資金があります。
- ・市債の新規発行額と償還額との多寡によって収支が決まるため、市債の発行による収入額が、市債の償還による支出額を上回れば、収支は赤字（不足）となります。

■基礎的財政収支

- ・「経常収支＋資本的収支」の事です。プライマリーバランスとも呼ばれます。
- ・このプライマリーバランスがプラスであるということは、市債等による借入金に依存することなく、税収等で通常の経費支出がまかなえていることを意味しています。

③昨年度との比較

- ・経常的収支は、前年度比ほぼ横ばいでした。
- ・資本的収支は、前年度比1億円増加しています。
- ・財務的収支は、前年度比7億円増加しています。
- ・基礎的財政収支（プライマリーバランス）は、2億円増加して26億円の黒字（収支余剰）となっております。これは、昨年を引き続き、市債に依存することなく、税収等で通常の経費の支出が賄えていることを意味します。

4 財務指標を用いた分析

(1) 財務指標分析の前提

- ・財務指標については、第1部でもいくつか挙げましたが、ここでは、発生主義による財務指標について紹介します。

■発生主義による財務指標一覧

分析の視点	指標
1. 世代間の負担割合	純資産比率
2. 財務の安全性	安全比率
3. 財政の硬直性	固定比率
4. 行政サービスの効率性	市民一人あたり人件費
	市民一人あたり純経常行政コスト
5. 公共サービスの分析	受益者負担率

■財務書類の範囲とモデル

- ・作成した流山市の財務書類を、他の地方公共団体と比較する際には、前提として会計モデルと会計の範囲をそろえることが必要です。
- ・流山市では会計モデルとして、『基準モデル』を採用しています。基準モデルとは、従来の会計手法（現金主義）によっては整備する事が求められていなかった「固定資産台帳」を整備し、個々の資産毎に会計価値を管理する、本格的な会計処理方法です。千葉県内で基準モデルを採用している地方公共団体のうち、本項では市川市、習志野市、成田市、鎌ヶ谷市、富津市、山武市と流山市の比較を行っています。
- ・各団体との比較については、『連結会計』による財務書類を用います。なお、連結財務諸表については、各団体によって、連結対象に含まれる会計や組織が異なるため、純資産比率と安全比率のみ行います。※

※各指標については、算定の基礎となる数値を取得できない団体があることや、ガスや病院、競輪・競馬などの公営企業を有する団体については、一般的に受益者負担比率や市民一人あたりの人件費、市民一人あたりの純経常行政コストが高くなるため、連結範囲が異なる団体間で比較するには適さないためです。

【参考】「新公会計制度による分析について」

新公会計制度による財務書類の作成はまだ始まったばかりです。総務省では、地方公共団体の資産・債務改革の一環として、新公会計制度実務研究会が示した会計モデルによる財務書類の作成を推進していますが、独自の手法により作成する団体もあり、統一された会計基準により他の団体との比較を容易にするためには、今後の研究・検討を待たなければなりません。

流山市では、今後も国の動きや企業会計をさらに研究することにより、より精度の高い財務4表の作成にあたりとともに、市民の皆様によりわかりやすくお伝えする努力をしていきたいと考えています。

(2) 世代間の負担割合について

①純資産比率

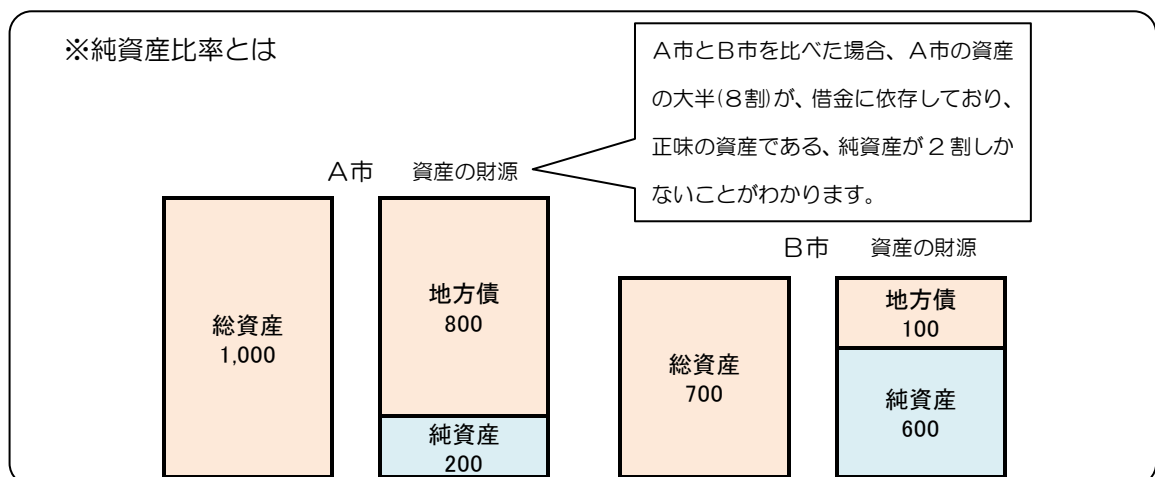
純資産比率・・・純資産合計／総資産合計

(単位：％)

	平成23年度	平成22年度	増減
純資産比率	78.4	78.3	0.1

■純資産比率とは

- ・この指標は、市が持つ総資産のうち、どれくらいの割合が正味の資産、すなわち過去の世代によって支払い済みであって、今後借金の返済を必要としない資産がどれくらいあるか、を示しています。
- ・例えば、純資産比率80％とは、市の総資産のうち、8割が正味の資産であり、2割は借入金に依存しているということを意味します。



■民間企業における純資産比率

- ・企業の財務能力の判断のために最も重視される比率です。
- ・民間企業にとっての純資産比率とは、その時点で企業を解散した場合に、負債を払った後に残る資産額と考えられることから、企業の価値そのものとして認識されています。
- ・株式会社の場合、純資産は株式を取得している株主に帰属するため、この価値がいくらか、という事が、株式会社の所有者たる株主にとって大きな関心事になります。
- ・民間企業にとっては利益の獲得が目的なので、この比率は低くなります。優良企業でも30％くらいです。そもそも、地方公共団体と違って、主に換金性の高いものを資産として保有しており、事業の拡大を進めるために必要な資金については、全てを株式の発行などによる増資という形で賄う事はできず、多く

を借入金に依存します。借入金は、将来稼得する利益を原資として、返済することを予定しています。

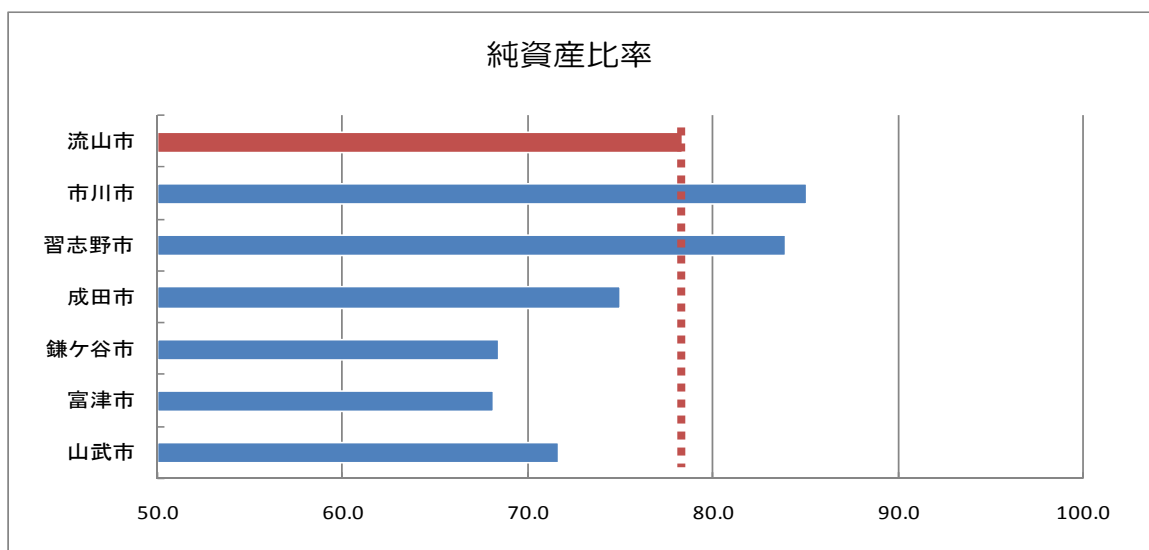
■地方公共団体における純資産比率

- ・地方公共団体は、民間企業のように株主に所有されている訳ではなく、また、長期的な存続を前提とした存在であり、現時点での解散価値が論じられる訳でもないため、純資産の意味は、現在持っている資産が、過去の世代が負担した結果として蓄積されたのか、あるいは、将来世代の負担となっているか、という観点から純資産をとらえます。
- ・この比率が高ければ、資産の形成コストの大きな部分を、過去の世代が負担していることになります。反対に低ければ、将来世代がそのコストの相当部分を負担しなければならないことを意味します。
- ・将来の世代も、公共資産を利用するので、過去世代と現役世代のみがそのコストを負担するのではなく、将来世代もコストを負担するべきである、という考えもあります。
- ・一方で、過去世代が作ってきた社会資本は老朽化が進んできています。また、少子高齢化により、今後将来世代の人口は減ることが確実であることから、将来世代への負担の先送りは、できる限り抑える必要があると考えられています。
- ・地方公共団体の場合、この比率はどれくらいが適当でしょうか？
これは、民間企業とは異なり、高ければ高いほどよいと思われませんが、望ましい具体的な水準は、現在はっきりとしておらず、今後議論していく必要があると思われます。

■他団体との比較（平成22年度・連結会計）

（単位：％）

	流山市	市川市	習志野市	成田市	鎌ヶ谷市	富津市	山武市
純資産比率	78.3	85.0	83.9	75.0	68.4	68.2	71.7



(3) 財務状態の安全性について

①安全比率

安全比率・・・(純資産－インフラ資産) / (総資産－インフラ資産)

(単位：%)

	平成23年度	平成22年度	増減
安全比率	23.8	23.0	0.8

■安全比率とは

- ・市が保有するインフラ資産の価値をゼロと考えて（インフラ資産の資産価値を評価せずに）計算した時の純資産比率です。
- ・インフラ資産とは、市民の社会生活の基盤として、最も重要な資産です。これらの資産の整備は、地方公共団体の最も重要な仕事であり、道路や橋、公園などが該当します。
- ・しかし、道路や橋、公園のような資産は、市民へのサービス提供の為に不可欠の資産ではありますが、経済的取引にはなじまない資産（＝直接利用料金を徴収し難い＝民間では供給できない＝売却可能性が低い）でもあります。
- ・この種の資産は万が一、借金の返済を迫られた場合に、借金返済の担保とはなり得ないものです。地方公共団体の借金返済能力を厳密に検討するためには、これらインフラ資産を除いて、負債と比較する事が必要です。
- ・民間企業では、最初からインフラ資産に相当する資産を持っていませんので、純資産比率から財務能力を判断します。
- ・地方公共団体において、財務的な安全性を判断するには、まさに、この安全比率を用いる事が適当です。

■実質純資産比率の適正範囲

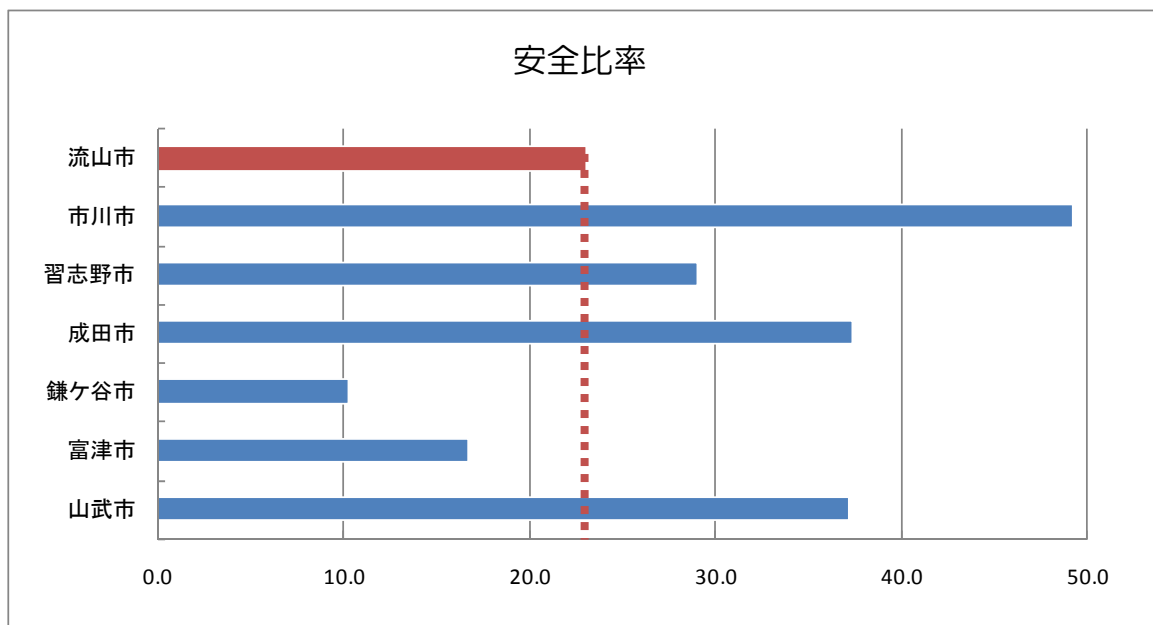
- ・この比率がマイナス、すなわち分子がマイナスになるときは、事実上、債務超過の状態であると考えられます。
- ・債務超過とは、持っている資産の総額よりも、借金の総額の方が多い状態です。安全比率がマイナスとなると、負債返済のための担保は事実上ないということであり、地方公共団体の財務の安全性を直接表現する指標といえます。

■他団体との比較（平成22年度・連結会計）

（単位：％）

	流山市	市川市	習志野市	成田市	鎌ヶ谷市	富津市	山武市
安全比率	23.0	49.2	29.1	37.4	10.3	16.7	37.2

民間優良企業の純資産比率が30％程度であることを考えると、当市の23.0％という水準は、問題が無い水準と考えられます。



【参考】「インフラ資産の価値を算定する意味」

地方公共団体の資産の多くは、住民の皆様に行行政サービスを提供するために保有していますので、売却目的ではありません。そのため、売却可能性の無い道路や橋などのインフラ資産について経済的価値を計測してどうするのかというご意見もあります。

インフラ資産の価値を算定することで、このインフラ資産を取得することによって生まれた行政サービス能力を手に入れるために、「これまでにどれだけ投資を行ったか」、将来の更新に「どれくらいのお金がかかるのか」などを把握することができます。

(4) 財政の硬直性について

①固定比率

固定比率・・・(総減価償却費＋想定地代)／(税収＋使用料・手数料)

※ 総減価償却費 ＝ 減価償却費＋直接資本減耗

※ 想定地代 ＝ 土地×一般利子率×純資産比率

(単位：％)

	平成23年度	平成22年度	増減
固定比率	31.2	29.3	1.9

発生主義の観点から、財政の硬直性をチェックしようとするものです。

- ・分子に含まれる(総減価償却費＋想定地代)は、いわば、地方公共団体が持つ公共資産の使用料と考えられるものです。あくまでも仮定の計算であり、実際に、現金が入ってくる訳ではありません。つまり、この分子が表す数字の意味は、仮に庁舎や道路を民間の会社に売却してしまった場合に、利用者の皆様が1年間に支払わなければならない、最低限の利用料金の見積額ということになります。
- ・「総減価償却費」とは、地方公共団体が持つ全ての建物・設備などが、1年間に「目減りした金額」を表しています。減価償却費と直接資本減耗の合計になっています。行政コスト計算書と純資産変動計算書のページで説明しましたが、前者は事業用資産の目減り分、後者は、インフラ資産の目減り分になります。その金額を、建物・設備等の「使用料金」と見立てています。
- ・「想定地代」は、一般的に土地を他人に貸した場合、得られたであろう収入を計算したものです。極端な例ですが、市役所の敷地や建物を誰かに貸せば、賃料が入ってきますが、現実には、賃料を貰うという「機会」を放棄して、市民サービスのために市役所として利用しています。
- ・さて、何でこんな計算をしているかということですが、まず、道路や市庁舎のように、市が持つ公共資産は、一旦形成されてしまうと、毎年、目に見えない形で費用が発生します(減価償却費など)。一方で、「有料化」に馴染まない、ということもあって、その採算性は度外視されてしまう傾向があります。もちろん、採算は取れませんが、社会経済的に必要と思われるインフラ設備を整えるのが地方公共団体の役目であり、それ自体が問題視されるべき話ではありません。しかしながら、行政サービスに「タダ」のものは無く、特に、直接料金を貰い受けることのできない資産の保有については、「どの程度なら許容でき

るのか」というレベルを、具体的な数値で探っていくことが必要になります。

- ・固定比率は、裁量によっては、使用の可否を簡単には決めることができない費用（＝仮に市役所を売却するとしても簡単には意思決定できない）と、現実の使用料等が入ってくる収入との比率であり、これが低いほど良く、高ければ今後政策展開の自由度が小さい、という事を表しているといえます。
 - ・見方を変えますと、減価償却費は、本来基金などの形で貯金しておくべき「建替え資金」相当額を表しているとも考えられます。なぜなら、毎年、市民の皆様が市の設備を使用した分だけ、設備は傷みます。公共施設は、一部を除き「使用料」を頂きませんが、減価償却費の金額だけ、帳簿上資産価値が目減りしていきます。途中、修繕等を加えなければ、やがて、設備は寿命を迎え、建替えや除却を求められる状態に至ります。そのときに、毎年の減価償却相当額を実際に毎年の税収等から（使用料を頂いたつもりで）、現金で積み立てておかなければ、建て替え必要時に、資金はありません。
 - ・この積み立てを行わずに、将来、建物を建て替える必要が出てきたら、将来世代も利用するのだから、その時点で借金をして（将来世代の返済を当てにして）建て替えればよい、という発想は少子高齢化の進む中、これからも妥当でしょうか。
 - ・このバランス、すなわち、過去の世代が、社会資本を整備してきたように、次の世代も社会資本を更新する義務がありますが、この義務と公債返済をどのレベルでバランスさせるかが、大きな検討課題です。
-
- ・固定比率はどれくらいが許容範囲でしょうか。残念ながら、これに対する一般的な回答は今のところ存在しません。30%程度が平均値と言われているので、流山市は今のところ標準的な水準にあると思われますが、つくばエクスプレスの開通などによる市民の増加に伴い、インフラ設備投資を拡充しているため、今後の数値上昇に注意する必要があります。
 - ・固定比率の計算の基礎となる、減価償却費や想定地代を下げるには、対象設備資産を保有しないようにするしかありませんが、その際、先に述べた安全比率が重要になってきます。すなわち、安全比率が高いということは、過去の世代が作ってくれた資産が多く、かつ、売却可能性の高い資産が多い、ということを意味しており、この比率を見ながら、現役世代と将来世代の負担割合について、舵取りを行うことが可能になります。

(5) 行政サービスの効率性について

①市民一人あたり人件費 ②市民一人あたり純経常行政コスト

効率性比率	
市民一人あたり人件費・・・	人件費／人口
市民一人あたり純経常行政コスト・・・	純経常行政コスト／人口

(単位：円)

	平成23年度	平成22年度	増減
市民一人あたり人件費	64,901	65,720	△ 818
市民一人あたり純経常行政コスト	326,761	306,492	20,269

■効率性比率とは

市の行政活動の効率性を表す重要な指標です。

- ・市民一人あたりコストを算出する事で、他団体との比較が可能となるため、行政運営の効率性の測定や改善のために有用な指標といえます。
- ・規模のメリットにより、一般的に大規模な地方公共団体の方が市民一人あたりのコストは小さくなることが想定されます。
- ・ここでいう人件費、純経常行政コストには、第一部で登場しなかった、退職給付引当金や賞与引当、減価償却費などの、実際に現金が支出されていないにもかかわらず、発生主義の観点から、当年中に発生したものとして認識した費用（現金支出からは捉えることができない費用）が含まれています。
- ・人件費の中には職員の給料や議員の報酬と退職手当引当、賞与引当が含まれるほか、従来の会計制度に基づく決算では、物件費に含まれている臨時職員賃金等も人件費に含むこととなります。
- ・この様に、発生主義に基づく会計手法により、これまでと比べて、人件費に関するより正確な情報を得た事になります。
- ・なお、平成22年度と比較して、純経常行政コストが20,269円増加していますが、この主な要因については、国民健康保険特別会計における一般被保険者療養給付費、介護保険特別会計における居宅介護サービス費負担金、そして生活保護費の増加によるものです。

(6) 行政サービス利用者の費用負担について

① 受益者負担率

受益者負担率・・・ 使用料・手数料等／経常費用

(単位：％)

	平成23年度	平成22年度	増減
受益者負担率	10.2	10.9	△ 0.7

■ 受益者負担率とは

- ・ 地方公共団体の総費用のうち、サービスの受益者が直接的に負担するコストの割合のことです。
- ・ 行政サービスを提供するために発生したコストの大半は税収で賄われますが、個別のサービスについては、受益者である市民の皆様がどの程度負担しているかを見る事も重要です。
- ・ 一般的に、病院、ガス、水道等事業サービスを手広く行っている地方公共団体では、この数値が高くなる傾向があります。※

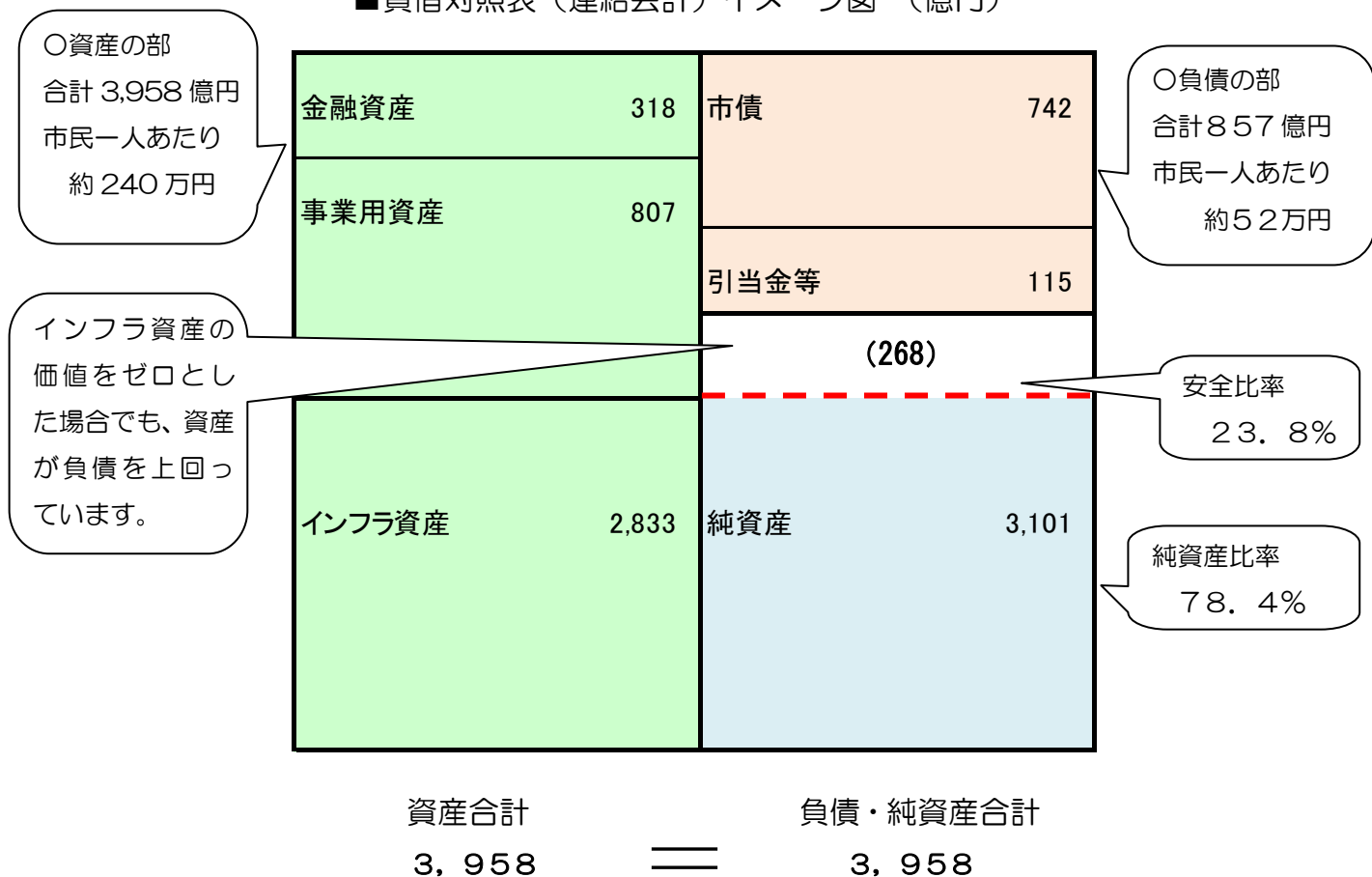
※水道などの事業サービスについては、通常の行政サービスとは異なり、一般企業と同様に利益の獲得を目的としていることから、サービスの受益者から受け取る使用料・手数料等については、費用を上回るよう設定されているため、この数値が高くなる傾向があります。上記の数値は、連結ベースの数字ですので水道や下水道事業の使用料を含んだ数字となります。

(7) まとめ

■貸借対照表（ストック情報）をめぐって

- ・流山市の財務状態は発生主義の観点から見て良好な状態にあると思われます。この傾向は、第一部における分析においても明らかでしたが、資産に焦点をあてた貸借対照表を見ても、この事実は、一層はっきりとした形で表れています。純資産比率は78.4%（連結会計ベース）と高い水準を保っています。
- ・資産の内容を見てみますと、売却可能性がある資産として計上されている事業用資産が、市債の合計額を上回っています。その結果、インフラ資産の価格をゼロとした場合の安全比率を計算しても、23.8%となっており、良好な水準にあるものと考えられます。
- ・貸借対照表を下記のように組み替えて左右を比較すれば、流山市の財務状態をはっきりイメージ化できます。金融資産はすぐに現金に変えられると考え、事業用資産と合わせて、借金に対して十分な担保力を持っているとみなす事ができます。
- ・今後も、現在の健全な財政状況を維持しながら、市が単独で整備するだけでなく、民間とも協力しながら、住みやすいまち作りのために、インフラ基盤を整えていく必要があります。

■貸借対照表（連結会計）イメージ図（億円）



■行政コスト計算書・純資産変動計算書（フロー情報）をめぐって

- ・では、このような財政力の強さを生み出した要因は何でしょうか。第一部で見たとおり、流山市の市民一人あたり税収は14万円／年で、決して多いという訳ではありません。強さを生み出している力は、行政コストの低さにあります。純経常行政コストは市民一人あたり33万円／年、市民一人あたり人件費が6万円となっており、ローコストオペレーションを行っている事を表しています。
- ・この純経常行政コストは、行政事務の費用ですから、本来、地方公共団体間で大きく差が出るものではないとも考えられます。さらに、人口規模が大きい地方公共団体のように規模のメリットが働かないことも考慮に入れると、この効率性は重要であると思われます。
- ・先に触れた固定比率ですが、この指標は、市が負担する様々な費用の中で、最も固定的な費用である設備に関する費用が、市独自の収入に対して、どの程度の割合を占めるかを表すものでした。流山市の場合、この固定比率は、31%と低い水準になっております。

■今後の展開

- ・財務書類を見る限り、効率的な経営が行われている流山市ですが、今後検討すべき課題は、流山市が既に持っている施設の状況を、より詳細に把握することです。すなわち、資産の更新問題に対する備えが求められています。
- ・70～80年代にかけて整備された公共施設やインフラ設備の多くは、既に建設後30～40年が経過しており、近い将来に大規模改修や更新の時期を迎えようとしています。その結果、老朽化した資産の更新費用は今後急速に増加すると予想されます。
- ・本来、老朽化のレベルは、重要な資産に対し個別に検討される必要がありますが、全体としては、資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合がその目安となります。それによると、流山市は59%程度になっています。これは、現在市が保有する建物や設備の半分以上が、既に帳簿上の価値を失っている、という事を表します。
- ・建物や設備は、帳簿上の価値が失われたからといって、直ちに使用できなくなるわけではありませんが、償却が進んでいるということは、老朽化が進んでおり、更新の時期が迫っている事を示しています。流山市は今後、これら老朽化した資産について、総合計画に基づく基本計画や公共施設保全計画を基に、改修や更新を進めていきます。
- ・更新する資産については、今後の少子高齢化やニーズの多様化・変化に対応して、検討が必要になります。施設の統廃合、民間施設の利活用などによる保有資産の総量縮減やESCO事業^{※1}などによる更新費用の削減、資産を活用した歳入確保など、ファシリティマネジメント^{※2}を推進し、さらなる行政運営の効率化を進めていきます。

- ・また、行政コスト計算書上、社会保障給付が前年度比7億円増加しています。この主な要因は扶助費の増加にあります。深刻な社会経済状況を受けての生活保護費の増加や、高齢化に伴う介護給付の増加などが大きな要因となっています。これは、流山市だけの問題ではなく、全国的に今後も増加が懸念されるコストとなっています。
- ・こうした中、高齢化、人口減少社会において若い世代の人口を増加させることは、全国共通の課題です。流山市では、将来にわたって流山市を担っていただく若い世代の方々に、これからもずっと流山市に住んでいただけるように、また、多くの方々に「知って」「来て」「選んで」いただいて、新たに流山市に住んでいただけるように、今後も様々な施策を展開していきます。

流山市のシティセールスの取り組みについては、以下のリンク先をご覧ください。

<http://www.city.nagareyama.chiba.jp/appeal/index.html>

※¹ESCO 事業：従前の利便性を損なうことなく、省エネに関する包括的なサービスを提供し、その顧客の省エネメリットの一部を報酬として享受する事業のこと。

※²ファシリティマネジメント：企業等が有する全施設及び当該施設の利用環境を経営戦略的視点から総合的に企画、管理、活用する経営管理活動

資料編

■要約財務書類と流山市財務書類（基準モデル）の表示科目対応表
【貸借対照表】

要約版表示科目	流山市(基準モデル)	要約版表示科目	流山市(基準モデル)
資産の部		負債の部	
1. 公共資産 (1) 事業用資産 (2) インフラ資産	事業用資産 インフラ資産 繰延資産	1. 固定負債 (1) 市債 (2) 退職手当引当金 (3) その他	公債 退職手当引当金 借入金 その他の引当金 その他の非流動負債
2. 投資等 (1) 投資及び出資金 (2) 貸付金 (3) 基金等	その他の債権 有価証券 出資金 その他の投資 貸付金 基金・積立金	2. 流動負債 (1) 翌年度償還予定市債 (2) その他	公債(短期) 未払金及び未払費用 賞与引当金 預り金(保管金等) その他の流動負債
3. 流動資産 (1) 資金 (2) 未収金 (3) 貸倒引当金	資金 税等未収金 未収金 貸倒引当金	純資産の部	
		純資産合計	純資産合計
資産合計		負債及び純資産合計	

【行政コスト計算書】

要約版表示科目	流山市(基準モデル)
経常費用	経常費用
1. 人にかかるコスト (1) 人件費 (2) 退職手当引当金繰入等	議員歳費 職員給料 その他の人件費 賞与引当金繰入 退職給付費用
2. 物にかかるコスト (1) 物件費 (2) 減価償却費 (3) 維持補修費	消耗品費 その他の物件費 経費合計 資産売却損 その他の業務関連費用 減価償却費 維持補修費
3. 移転支出的なコスト (1) 他会計への支出 (2) 補助金等 (3) 社会保障給付	他会計への移転支出 補助金等移転支出 その他の移転支出 社会保障関連費等移転支出
4. その他のコスト (1) 公債費(利払)	公債費(利払分)
経常収益	経常収益
業務収益・業務関連収益	業務収益・業務関連収益
純経常行政コスト (経常費用－経常収益)	純行政費用(純行政コスト) (経常費用－経常収益)

【純資産変動計算書】

要約版表示科目	流山市(基準モデル)
期首純資産残高	期首純資産残高
1. 財源の使途(純資産の減少)	
(1) 純経常行政コスト	純経常費用への財源措置
(2) 資産形成等支出	固定資産形成への財源措置 長期金融資産形成への財源措置 その他の財源の使途
2. 財源調達	
(1) 地方税	税収
(2) 地方交付税	地方交付税(別途計算)
(3) 補助金	補助金等移転収入から地方交付税を控除した額
(4) その他	上記以外の財源の調達
3. その他の純資産の変動	
(1) 資産評価替	評価・換算差額等の変動
(2) その他	
・直接資本減耗	直接資本減耗
・固定資産形成	固定資産形成
・その他	当期純資産変動額のうち、上記以外の変動額
期末純資産残高	期末純資産残高

【資金収支計算書】

要約版表示科目	流山市(基準モデル)
(当期収支)	
1. 経常的収支	経常的収支
2. 資本的収支	資本的収支
3. 財務的収支	財務的収支
当期収支(1+2+3)	当期資金収支額
期首資金残高	期首資金残高
期末資金残高	期末資金残高
(基礎的財政収支)	
収入総額(A)	経常的収入 資本的収入 財務的収入
支出総額(B)	経常的支出 資本的支出 財務的支出
財務的収入(C)	財務的収入
財務的支出(D)	財務的支出
(基礎的財政収支)(A-C)-(B-D)	基礎的財政収支

■平成23年度 流山市財務書類（基準モデル）～単体会計

【貸借対照表】

【様式第1号】

(単体会計)

貸借対照表(BS)

(単位:千円)

【資産の部】

1. 金融資産

資金

32,901,572 F=D+E

金融資産(資金を除く)

9,843,264 E

CFより

債権

23,058,308 D=A+B+C

税等未収金

3,260,236

3,579,449 A

未収金

496,896

貸付金

6,616

その他の債権

212,005

(控除)貸倒引当金

△ 396,304

有価証券

B

投資等

C

出資金

12,233,736

基金・積立金

7,209,242

財政調整基金

3,564,583

減債基金

403,000

その他の基金・積立金

3,241,659

その他の投資

35,881

2. 非金融資産

350,885,815 M=J+K+L

事業用資産

79,926,720 J=G+H+I

有形固定資産

G

土地

48,684,179

立木竹

24,568,329

建物

102,684

工作物

129,201

機械器具

898,734

物品

船舶

航空機

その他の有形固定資産

建設仮勘定

H

無形固定資産

I

地上権

15,701

著作権・特許権

1,492

ソフトウェア

電話加入権

その他の無形固定資産

棚卸資産

K

インフラ資産

公共用財産用地

194,123,862

公共用財産施設

75,728,642

その他の公共用財産

1,106,590

公共用財産建設仮勘定

繰延資産

L

資産合計

383,787,387 N=F+M

【負債の部】

1. 流動負債

8,481,097 O

未払金及び未払費用

1,333,483

前受金及び前受収益

71,926

引当金

509,347

賞与引当金

1,541,523

預り金(保管金等)

5,002,207

公債(短期)

22,612

短期借入金

その他の流動負債

2. 非流動負債

73,002,231 P

公債

65,370,449

借入金

7,631,782

責任準備金

7,615,982

引当金

15,800

退職給付引当金

損失補償引当金

その他の引当金

その他の非流動負債

負債合計

81,483,328 Q=O+P

【純資産の部】

財源

3,126,175 R

資産形成充当財源

25,056,695 S

その他の純資産

274,121,188 T

NWMより

開始時未分析残高

274,121,188

その他純資産

純資産合計

302,304,059 U=R+S+T

負債・純資産合計

383,787,387 V=Q+U

※千円未満を四捨五入しているため、合計値が表示と一致しない場合があります。

【行政コスト計算書】

【様式第2号】

(単体会計)

行政コスト計算書(PL)

(単位:千円)

【経常費用】

1. 経常業務費用			25,919,625 E=A+B+C+D
①人件費		10,478,116 A	
議員歳費	154,621		
職員給料	6,475,811		
賞与引当金繰入	509,347		
退職給付費用	△ 399,990		
その他の人件費	3,738,328		
②物件費		5,593,664 B	
消耗品費	830,067		
維持補修費	1,651,549		
減価償却費	1,280,488		
その他の物件費	1,831,560		
③経費		8,234,871 C	
業務費	21,680		
委託費	7,023,547		
貸倒引当金繰入	267,107		
その他の経費	922,537		
④業務関連費用		1,612,974 D	
公債費(利払分)	1,344,898		
借入金支払利息			
資産売却損	8,429		
その他の業務関連費用	259,648		
2. 移転支出			35,434,301 F
①他会計への移転支出			
②補助金等移転支出		27,268,802	
③社会保障関係費等移転支出		8,036,561	
④その他の移転支出		128,938	
経常費用合計(総行政コスト)			61,353,926 G=E+F
【経常収益】			
経常業務収益			6,771,812 J=H+I
①業務収益		5,134,809 H	
自己収入	5,044,269		
その他の業務収益	90,540		
②業務関連収益		1,637,003 I	
受取利息等	24,893		
資産売却益	11,259		
その他の業務関連外収益	1,600,851		
経常収益合計			6,771,812 K=J
純経常費用(純行政コスト)			△ 54,582,114 L=K-G



NWMへ

※千円未満を四捨五入しているため、合計値が表示と一致しない場合があります。

【純資産変動計算書】

【様式第11号】PL&NW報告形式より

(単体会計)

純資産変動計算書(NW)

(単位:千円)

Ⅰ. 財源変動の部

1. 財源の使途

①純経常費用への財源措置	54,582,114	M(PLより)	715,977	K=V-Q
②固定資産形成への財源措置	6,387,117	N	64,011,721	Q=M+N+O+P
事業用資産形成への財源措置	2,640,217			
インフラ資産形成への財源措置	3,746,900			
③長期金融資産形成への財源措置			119,603	O
④その他の財源の使途			2,922,886	P
直接資本減耗	2,910,533			
その他財源措置	12,353			

2. 財源の調達

①税収	24,714,862	R	64,727,697	V=R+S+T+U
②社会保険料	6,950,828	S		
③移転収入	28,193,404	T		
他会計からの移転収入				
補助金等移転収入	18,489,149			
国庫支出金	14,170,528			
都道府県等支出金	4,318,622			
市町村等支出金				
その他の移転収入	9,704,255			
④その他の財源の調達			4,868,603	U
固定資産売却収入(元本分)	171,137			
長期金融資産償還収入(元本分)	506,390			
その他財源調達	4,191,076			

Ⅱ. 資産形成充当財源変動の部

1. 固定資産の変動

①固定資産の減少	4,686,434	Z	1,073,469	L=AB+AC+AF
減価償却費・直接資本減耗相当額	4,191,020		2,024,409	AB=AA-Z
除売却相当額	495,413			
②固定資産の増加	6,710,843	AA		
固定資産形成	6,387,117			
無償所管換等	323,725			

2. 長期金融資産の変動

①長期金融資産の減少	506,390	△ 386,787	AC	
②長期金融資産の増加	119,603			

3. 評価・換算差額等の変動

①評価・換算差額等の減少	564,382	AD	△ 564,153	AF=AE-AD
再評価損				
その他評価額等減少	564,382			
②評価・換算差額等の増加	229	AE		
再評価益	229			
その他評価額等増加				

Ⅲ. その他の純資産変動の部

1. 開始時未分析残高

2. その他純資産の変動

その他純資産の減少		AK	AG=AH+A.J
その他純資産の増加		AL	AH
			AJ=AL-AK

当期純資産変動額

期首純資産残高

期末純資産残高

1,789,446 AM=K+L+AG

300,514,613 AN

302,304,059 AO=AM+AN

※千円未満を四捨五入しているため、合計値が表示と一致しない場合があります。

【資金収支計算書】

【様式第4号】

(単体会計)

資金収支計算書(CF)【3区分形式】

(単位:千円)

【経常的収支区分】

I. 経常的収支

1. 経常的支出

①経常業務費用支出

人件費支出

物件費支出

経費支出

業務関連費用支出(財務的支出を除く)

②移転支出

他会計への移転支出

補助金等移転支出

社会保障関係費等移転支出

その他の移転支出

2. 経常的収入

①租税収入

②社会保険料収入

③経常業務収益収入

経常収益収入

業務関連収益収入

④移転収入

他会計からの移転収入

補助金等移転収入

その他の移転収入

経常的収支

【資本的収支区分】

II. 資本的収支

1. 資本的支出

①固定資産形成支出

②長期金融資産形成支出

③その他の資本形成支出

2. 資本的収入

①固定資産売却収入

②長期金融資産償還収入

③その他の資本処分収入

資本的収支

基礎的財政収支

【財務的収支区分】

III. 財務的収支

1. 財務的支出

①支払利息支出

公債費(利払分)支出

借入金支払利息支出

②元本償還支出

公債費(元本分)支出

公債(短期)元本償還支出

公債元本償還支出

借入金元本償還支出

短期借入金元本償還支出

借入金元本償還支出

その他の元本償還支出

2. 財務的収入

①公債発行収入

公債(短期)発行収入

公債発行収入

②借入金収入

短期借入金収入

借入金収入

③その他の財務的収入

財務的収支

当期資金収支額

期首資金残高

期末資金残高

※千円未満を四捨五入しているため、合計値が表示と一致しない場合があります。

■平成23年度 流山市財務書類（基準モデル）～連結会計

【貸借対照表】

【様式第1号】

(連結会計)

貸借対照表(BS)

(単位: 千円)

【資産の部】					
1. 金融資産				31,780,617 F=D+E	
資金				10,123,385 E	
金融資産(資金を除く)				21,657,232 D=A+B+C	← CFより
債権		3,671,711 A			
税等未収金	3,260,236				
未収金	588,657				
貸付金	6,616				
その他の債権	212,507				
(控除)貸倒引当金	△ 396,304				
有価証券			665,899 B		
投資等			17,319,621 C		
出資金		9,818,750			
基金・積立金		7,464,990			
財政調整基金	3,654,864				
減価基金	403,011				
その他の基金・積立金	3,407,115				
その他の投資			35,881		
2. 非金融資産				363,995,300 M=J+K+L	
事業用資産				80,658,068 J=G+H+I	
有形固定資産			75,055,143 G		
土地	48,825,327				
立木竹					
建物	25,082,255				
工作物	103,789				
機械器具	129,201				
物品	914,571				
船舶					
航空機					
その他の有形固定資産					
無形固定資産			65,906 H		
地上権	52				
著作権・特許権					
ソフトウェア	15,701				
電話加入権	1,603				
のれん					
その他の無形固定資産	48,549				
棚卸資産			5,537,020 I		
インフラ資産				283,337,231 K	
公共用財産用地	194,737,780				
公共用財産施設	83,312,848				
その他の公共用財産	3,723,163				
公共用財産建設仮勘定	1,563,441				
繰延資産					L
資産合計				395,775,916 N=F+M	
【負債の部】					
1. 流動負債				8,976,584 O	
未払金及び未払費用		1,566,906			
前受金及び前受収益		71,926			
引当金		509,347			
賞与引当金	509,347				
預り金(保管金等)			1,541,588		
公債(短期)			5,263,036		
短期借入金					
その他の流動負債			23,782		
2. 非流動負債				76,661,129 P	
公債			68,855,809		
借入金					
責任準備金					
引当金			7,776,865		
退職給付引当金	7,716,654				
損失補償引当金					
その他の引当金	60,211				
負ののれん					
その他の非流動負債			28,455		
負債合計				85,637,713 Q=O+P	
【純資産の部】					
財源			2,342,150 R		
資産形成充当財源			26,852,718 S		
少数株主持分				T	
その他の純資産			280,943,336 U		
開始時未分析残高	280,935,102				
その他純資産	8,234				
純資産合計				310,138,204 V=R+S+T+U	
負債・純資産合計				395,775,916 W=Q+V	← NWMより

※千円未満を四捨五入しているため、合計値が表示と一致しない場合があります。

【行政コスト計算書】

【様式第2号】

(連結会計)

行政コスト計算書(PL)

(単位: 千円)

【経常費用】

1. 経常業務費用

①人件費		10,721,379	A	26,783,453	E=A+B+C+D
議員歳費	154,621				
職員給料	6,638,764				
賞与引当金繰入	509,347				
退職給付費用	△ 394,569				
その他の人件費	3,813,216				
②物件費		5,926,317	B		
消耗品費	890,252				
維持補修費	1,694,842				
減価償却費	1,304,542				
その他の物件費	2,036,681				
③経費		8,415,726	C		
業務費	25,266				
委託費	7,147,649				
貸倒引当金繰入	267,107				
その他の経費	975,704				
④業務関連費用		1,720,031	D		
公債費(利払分)	1,451,955				
借入金支払利息					
資産売却損	8,429				
のれん償却額					
その他の業務関連費用	259,648				

2. 移転支出

①他会計への移転支出				35,259,397	F
②補助金等移転支出		27,093,852			
③社会保障関係費等移転支出		8,036,575			
④その他の移転支出		128,970			

経常費用合計(総行政コスト)

62,042,850 G=E+F

【経常収益】

経常業務収益

①業務収益		6,422,210	H	8,063,646	J=H+I
自己収入	6,326,972				
その他の業務収益	95,238				
②業務関連収益		1,641,436	I		
受取利息等	25,645				
資産売却益	11,259				
負ののれん償却額	2,986				
その他の業務関連外収益	1,601,547				

経常収益合計

8,063,646 K=J

【少数株主利益(または少数株主損失)】

L

純経常費用(純行政コスト)

△ 53,979,204 L=(K-G)-L

NWMへ

※千円未満を四捨五入しているため、合計値が表示と一致しない場合があります。

【純資産変動計算書】

【様式第11号】PL&NW報告形式より

(連結会計)

純資産変動計算書(NW)

(単位:千円)

Ⅰ. 財源変動の部

1. 財源の使途

①純経常費用への財源措置	53,979,204	M(PLより)	1,133,136	K=V-Q
②固定資産形成への財源措置	6,704,405	N	66,640,770	Q=M+N+O+P
事業用資産形成への財源措置	2,648,703			
インフラ資産形成への財源措置	4,055,702			
③長期金融資産形成への財源措置		2,289,128	O	
④その他の財源の使途		3,668,033	P	
直接資本減耗	3,655,422			
その他財源措置	12,611			

2. 財源の調達

①税収		24,714,862	R	65,507,634	V=R+S+T+U
②社会保険料		6,950,828	S		
③移転収入		28,223,991	T		
他会計からの移転収入					
補助金等移転収入		18,519,736			
国庫支出金	14,194,400				
都道府県等支出金	4,325,336				
市町村等支出金					
その他の移転収入		9,704,255			
④その他の財源の調達		5,617,953	U		
固定資産売却収入(元本分)		171,148			
長期金融資産償還収入(元本分)		506,390			
その他財源調達		4,940,415			

Ⅱ. 資産形成充当財源変動の部

1. 固定資産の変動

①固定資産の減少		5,714,841	Z	2,526,049	L=AB+AC+AF
減価償却費・直接資本減耗相当額	4,957,958			1,313,290	AB=AA-Z
除売却相当額	756,883				
②固定資産の増加		7,028,131	AA		
固定資産形成	6,704,405				
無償所管換等	323,725				

2. 長期金融資産の変動

①長期金融資産の減少		506,390		1,782,738	AC
②長期金融資産の増加		2,289,128			

3. 評価・換算差額等の変動

①評価・換算差額等の減少		570,208	AD	△ 569,979	AF=AE-AD
再評価損	5,822				
その他評価額等減少	564,386				
②評価・換算差額等の増加		229	AE		
再評価益	229				
その他評価額等増加					

Ⅲ. 少数株主持分変動の部

1. 少数株主持分の減少

2. 少数株主持分の増加

AG=AI-AH
AH
AI

Ⅳ. その他の純資産変動の部

1. 開始時未分析残高

2. その他純資産の変動

その他純資産の減少		AM	7,959	AJ=AK+AL
その他純資産の増加	7,959	AN		AK
			7,959	AL=AN-AM

当期純資産変動額

期首純資産残高

期末純資産残高

1,400,872 AO=K+L+AG+AJ
308,737,332 AP
310,138,204 AQ=AO+AP

※千円未満を四捨五入しているため、合計値が表示と一致しない場合があります。

【資金収支計算書】

【様式第4号】

(連結会計)

資金収支計算書(CF)【3区分形式】

単位:千円)

【経常的収支区分】

I. 経常的収支

1. 経常的支出

① 経常業務費用支出

人件費支出

物件費支出

経費支出

業務関連費用支出(財務的支出を除く)

② 移転支出

他会計への移転支出

補助金等移転支出

社会保障関係費等移転支出

その他の移転支出

2. 経常的収入

① 租税収入

② 社会保険料収入

③ 経常業務収益収入

経常収益収入

業務関連収益収入

④ 移転収入

他会計からの移転収入

補助金等移転収入

その他の移転収入

経常的収支

【資本的収支区分】

II. 資本的収支

1. 資本的支出

① 固定資産形成支出

② 長期金融資産形成支出

③ 連結の範囲の変更を伴う出資・出捐支出

③ その他の資本形成支出

2. 資本的収入

① 固定資産売却収入

② 長期金融資産償還収入

③ 連結の範囲の変更を伴う出資・出捐償還収入

③ その他の資本処分収入

資本的収支

基礎的財政収支

【財務的収支区分】

III. 財務的収支

1. 財務的支出

① 支払利息支出

公債費(利払分)支出

借入金支払利息支出

② 元本償還支出

公債費(元本分)支出

公債(短期)元本償還支出

公債元本償還支出

借入金元本償還支出

短期借入金元本償還支出

借入金元本償還支出

その他の元本償還支出

2. 財務的収入

① 公債発行収入

公債(短期)発行収入

公債発行収入

② 借入金収入

短期借入金収入

借入金収入

③ その他の財務的収入

財務的収支

当期資金収支額

期首資金残高

経費負担割合変更に伴う差額

期末資金残高

※千円未満を四捨五入しているため、合計値が表示と一致しない場合があります。

財政用語の説明 《本編にない用語もありますが、参考に掲載します。》

(あ行)

依存財源

歳入のうち、国庫支出金や県支出金、市債などのように国、県などの意思決定に基づいて収入される財源をいいます。〔関連語〕自主財源

一般会計

地方公共団体の会計の中心をなす会計で、行政運営の基本的な経費全般を計上する会計です。本来会計は単一で経理をするのが理想的ですが、行政活動は広範で多岐にわたるため、特定の目的については、必要に応じて特別会計を設置し、経理を明確にしています。〔関連語〕特別会計、企業会計、普通会計

一般財源

市税や地方交付税のように、財源として使途が特定されず、どのような経費にも使用できるものをいいます。〔関連語〕特定財源

インフラ資産

基準モデルで定義されている考え方です。資産形成のための資本的支出がなされた後、当該資産から将来の経済的便益（現金）の流入が見込まれない非金融資産のことをいいます。一例として、道路が挙げられます。道路を整備するために投資を行った後、基本的には、その道路資産から現金収入は見込まれないためです。〔関連語〕事業用資産

(か行)

会計年度

地方公共団体の収入及び支出を区分整理して、その関係を明らかにするために設けられている一定の期間をいいます。普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされています。

貸倒引当金

債権額のうち、将来的に回収が見込まれない額のことを言います。債権は資産として貸借対照表に計上されますが、その計上額は債権額満額ではなく、将来的に実際に回収できると見込まれる額で計上することが求められています。

企業会計

地方公共団体が行う事業のうち、地方公営企業法に基づく病院事業や下水道事業、水道事業など独立採算を基本とする企業的経営を行うものの会計をいいます。

基金

特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てまたは定額の資金を運用するために設けられる資金または財産をいいます。

〔関連語〕 財政調整積立基金・減債基金・特定目的基金

起債

市債（地方債）などの発行や募集をすることをいいます。

起債制限比率

地方公共団体の公債費による財政負担の度合いを判断する指標のひとつで、地方債の元利償還金に充てられた一般財源のうち、地方交付税措置されるものを除いた額の、標準財政規模に対する割合をいいます。この比率が20%を超えた場合は、一部の地方債の発行が制限されます。

基準財政収入額

地方交付税のうち、普通交付税の算定に用いる標準的な税収入のことをいいます。市町村分にあつては、税収見込額の75%と各譲与税収入見込額が算入されます。〔関連語〕 普通交付税・基準財政需要額

基準財政需要額

普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行う場合の財政的な需要額を一定の手法により合理的に算定したものをいいます。〔関連語〕 普通交付税・基準財政収入額

基準モデル

平成18年5月に総務省「新地方公会計制度研究会報告書」で示された、財務書類作成モデルの一つです。インフラ資産を区分掲記したり、純資産変動計算書に特有の考え方が採られている点などが特徴として挙げられます。流山市ではこのモデルを採用しています。他に、総務省方式改定モデルがあります。

〔関連語〕 総務省方式改定モデル

義務的経費

歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減することが困難な経費で、人件費、扶助費、公債費の三つをいいます。

繰出金

各会計相互間において支出される経費をいいます。例としては、一般会計から国民健康保険会計などの事務費等へ充当するために繰出すものや、競輪事業会計のような収益事業会計から一般会計へ繰出すものがあります。

形式収支

決算において、歳入総額から歳出総額を単純に差し引いた額を形式収支といいます。〔関連語〕実質収支、実質単年度収支、単年度収支

経常一般財源

毎年恒常的に収入される財源のうち、用途が特定されない一般財源をいいます。具体的には、地方税のうちの普通税や、普通交付税などをいいます。

経常一般財源比率

標準財政規模に対する経常一般財源の割合をいいます。この比率が高いほど、経常一般財源に余裕があり、歳入構造に弾力性があることとなります。

経常収支比率

財政構造の弾力性を示す指標で、経常経費に充てた一般財源の、経常一般財源に対する割合です。

経常的経費

歳出のうち、毎年恒常的に支出される経費をいい、主なものとしては、人件費、物件費、維持補修費などがあります。〔関連語〕臨時的経費

決算

一会計年度の歳入歳出予算の執行実績を決算といいます。地方公共団体の決算は、会計年度終了後において作成され、監査委員の審査に付した後、議会の認定を経ることで確定します。

決算統計

「地方財政状況調査」の通称で、各地方公共団体の普通会計を基本に決算について分析調査が行われます。

減価償却（費）

固定資産の価値は、使用したり、時間の経過によって徐々に目減りしていきます。この価値の目減り分をコストとして会計記録することを減価償却といい、目減りコストのことを減価償却費といいます。

現金主義

現金主義とは、現金の収入・支出という事実に基づいて会計処理を行う考え方です。現金の動きがない取引は会計記録がされません。現行の地方自治体の会計（官庁会計）では、予算統制の観点から現金主義を採用しています。

減債基金

将来の地方債の償還及びその信用の維持のために設置される基金です。

減収補てん債

地方税の収入が、普通交付税における標準税収入額を下回った場合、その減収を補うために発行が許可される特例の地方債をいいます。

減税補てん債

市民税減税などによって市税収入が減収となることに対して、その減収を補うために発行が許可される特例の地方債をいいます。

公会計制度改革

現在の地方自治体の会計制度（官庁会計）の弱点を補完するため、企業会計の考え方を取り入れようとする取り組みのことです。官庁会計は、現金の収支のみを適正に把握するという点で優れていますが、建物や道路等の資産や減価償却費等の情報を取り扱わないため、正確なコスト分析や総合的な財務情報を説明するうえで、限界があるといわれています。

総務省は、平成 18 年 5 月に「新地方公会計制度研究会報告書」において、企業会計の考え方を取り入れた新たな会計制度（新地方公会計制度）として、改訂モデルと基準モデルの 2 種類を示しています。また、この 2 つ以外にも、東京都が企業会計の考え方を導入した会計制度を独自に構築しています。

公債費

地方公共団体が借り入れた市債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額をいいます。公債費は、人件費、扶助費とともに義務的経費に分類され、その増加は財政の硬直化の原因となりかねません。また、公債費の償還には地方税や使用料収入等が充当されますが、中には国からの元利補給や地方交付税でその元利金の償還財源が措置される場合もあります。

公債費比率

各年度の公債費の一般財源に占める割合をいいます。

公債費負担比率

公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合をいい、この率が高いほど財政の硬直性の高いことを示しています。一般的には、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

(さ行)

歳出

会計年度における一切の支出をいいます。

財政調整積立基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために設置している基金で、経済事情の変動等で財源が不足する場合や、大規模な建設事業、災害などの財源として活用します。〔関連語〕基金・減債基金・特定目的基金

財政力指数

普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を、基準財政需要額で除した数値の過去3か年の平均値をいい、各地方公共団体の財政力を示す指数です。この指数は1に近く、あるいは1を超えるほど財政的に余裕がある団体といわれています。

歳入

会計年度における一切の収入をいいます。

事業用資産

基準モデルで定義されている考え方です。資産形成のための資本的支出がなされた後、将来の経済的便益（現金）の流入が見込まれる非金融資産のことを言います。一例として、文化施設（美術館、博物館等）が挙げられます。文化施設を整備するために投資を行った後、その文化施設から、入場料という現金収入が見込まれるためです。〔関連語〕インフラ資産

市債（→地方債と同義語）

地方公共団体が資金調達のために負担する債務で、その返済が一会計年度を越えて行われるものをいいます。

市債現在高（→地方債残高と同義語）

市が借り入れた市債の、各年度末の未償還元金の額です。

市は市債を借り入れた後、元金の他に利子を返済します。

自主財源

地方公共団体が自主的に収入できる財源です。地方税、使用料、財産収入などがあります。〔関連語〕依存財源

市場公募地方債

地方公共団体が、起債市場において公募し、発行する地方債をいい、単に市場公募債ともいいます。

実質収支

決算において、歳入歳出差引額（形式収支）から、繰越事業に伴って繰り越すべき財源を控除した決算額をいいます。

実質単年度収支

単年度収支の中には、基金への積立金や取崩しによる繰入金などの要素が含まれているため、これらの黒字や赤字に関わる特別な要素を取り除いた単年度収支を、実質単年度収支といいます。

人件費

第1部では、決算統計上の性質別分類の項目のひとつで、義務的経費に属し、職員等に対して勤労の対価、報酬として支払うものをいいます。なお、臨時職員に対して支払う賃金は、物件費として取り扱うこととされています。

第2部では、行政コスト上の経常業務費用の項目のひとつで、議員歳費、職員給料、賞与引当金繰入、退職給付費用、その他の人件費からなります。なお、臨時職員に対して支払う賃金を含みます。

出納整理期間

会計年度末までに、確定した債権債務について、未収未払いの整理を行うための期間で、会計年度終了の翌日（4月1日）から、5月31日までの2か月間をいいます。

性質別分類

地方公共団体の経費を、経済的性質で分類したものを性質別分類といい、人件費、物件費、維持補修費、補助費等、普通建設事業費などに分けられ、それらの分類はさらに「義務的経費」、「投資的経費」、「その他の経費」の3つに分類されます。〔関連語〕目的別分類

政府資金

地方債のうち、政府機関から借り入れる資金をいい、財政融資資金、地方公共団体金融機構資金があります。

総務省方式

平成 12 年 3 月、平成 13 年 3 月に総務省「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」で示された、財務書類作成モデルです。官庁会計の決算を組み換える方法で作成します。

総務省方式改訂モデル

平成 18 年 5 月に総務省「新地方公会計制度研究会報告書」で示された、財務書類作成モデルの一つです。資産の段階的な整備等、地方自治体での財務書類作成の負荷軽減を考慮したモデルです。売却可能資産を区分掲記したり、行政コスト計算書が行政目的別のマトリックス表示になっている点等が特徴として挙げられます。他に基準モデルがあります。〔関連語〕基準モデル

その他の経費

性質別分類のなかで、「義務的経費（人件費、扶助費、公債費）」「投資的経費（普通建設事業費）」以外の物件費、維持補修費、補助費等、繰出金などをいいます。

（た行）

単式簿記

ある取引を現金の増加・減少という観点からのみ帳簿に記録する方法です。現金の動きのみが記録されるため、ある時点の現金残高のみは把握可能です。現行の地方自治体の会計（官庁会計）では、単式簿記を採用しています。

〔関連語〕複式簿記

単年度収支

実質収支から前年度の実質収支を差引いた額をいいます。これは、実質収支中には前年度以前からの収支残が累積されているため、これを控除し、当該年度だけの収支を算出します。

地方交付税

地方公共団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税をいいます。

地方債（→市債と同義語）

地方公共団体が資金調達のために負担する債務で、その返済が一会計年度を越えて行われるものをいいます。

地方債現在高（→市債残高と同義語）

地方公共団体が借り入れた地方債の、各年度末の未償還元金の額です。
地方公共団体は地方債を借り入れた後、元金の他に利子を返済します。

地方譲与税

国税として徴収した税を地方公共団体に譲与するもので、「地方揮発油譲与税」、「自動車重量譲与税」、「特別とん譲与税」などがあります。

地方税

租税のうち、国が課税権の主体であるものを国税、地方公共団体が課税権の主体であるものを地方税といいます。地方税のうち、市町村が課税するものを市町村税といい、主なものとしては、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、都市計画税などがあります。

地方特例交付金

地方税の減税に伴う減収などの一部を補てんするために、国から交付されるものです。

積立金

計画的に財政を運営するため、または、財源的に余裕がある場合に積み立てるものをいい、積み立てたものは、基金として管理されます。

東京都方式

総務省からの「新地方公会計制度（実務）研究会報告書」の公表前に、東京都が独自に企業会計の考え方を取り入れ整備した新たな会計制度です。システムを活用し、日々、複式簿記仕訳を行うといった特徴があります。東京都では、平成18年度決算から、この方式に基づいた財務書類を作成し、公表しています。

投資的経費

資本形成のための支出で、施設等がストックとして将来に残るものを投資的経費といい、性質別分類では、普通建設事業費、災害復旧費などであり、義務的経費などとは区分されます。〔関連語〕義務的経費

当初予算

一会計年度を通じて定められる基本的予算で、一年間の歳入歳出の全てを計上することが原則となっています。〔関連語〕補正予算

特定財源

財源のうち、使途が特定されているものをいい、主なものとしては、国庫支出金、県支出金、地方債などがあります。〔関連語〕一般財源

特定目的基金

財源のうち、使途が特定されているものをいい、主なものとしては、国庫支出金、県支出金、地方債などがあります。〔関連語〕基金・減債基金・特定目的基金

特別会計

特定の目的の歳入歳出について経理するため、法律や条例によって設置された会計をいいます。〔関連語〕一般会計

特別交付税

地方交付税のうち、突発的な災害などの特別な事情を反映して配分されるものです。地方交付税の総額は、94%が普通交付税として財政力に応じ各地方公共団体へ交付されますが、残りの6%が特別交付税として突発的な災害などの特別な事情を反映して配分されています。〔関連語〕地方交付税・普通交付税

(は行)

発生主義

現金の収支にかかわらず、資産の増減や費用・収益が発生したという事実に基づいて会計処理を行う考え方です。現金の動きだけでなく、例えば、減価償却費といった現金の動きを伴わない取引についても会計記録がなされます。企業会計では、発生主義を採用しています。〔関連語〕現金主義

標準財政規模

地方公共団体の一般財源における標準規模を示すもので、次の算式によって算定されます。

(市町村の場合) $(\text{基準財政収入額} - \text{譲与税等}^*) \times 100 / 75 + \text{譲与税等}^* + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$

(※譲与税等：地方譲与税＋交通安全対策特別交付金＋地方特例交付金)

標準税収入額

法定普通税を標準税率をもって算定した収入見込額で、市町村分にあっては、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額のうち、基準税額に75分の100を乗じて算出します。

複式簿記

取引を二面的に捉え、仕訳という処理によって帳簿に記録します。そこでは一つの取引に対して二つの記録、例えば、「資産の減少」と「費用の増加」というように、資産、負債、純資産、費用、収益のいずれかの増減の組み合わせという二面的記録がされます。現金以外の要素についても記録がされるため、ある時点での残高は、現金以外についても把握可能です。企業会計では、複式簿記を採用しています。〔関連語〕単式簿記

扶助費

法令に基づいて支給する生活保護費や福祉手当のほか、法令外で支給する給付金などで、性質別分類では義務的経費に属します。

普通会計

各地方公共団体では、独自に特別会計を設置するなど、会計の範囲が異なります。そこで全国的に比較を行う統計処理のために、一定のルールで作り上げる仮想の会計で、一般会計と、一定の条件の下にある特別会計を合算し算出します。〔関連語〕一般会計・特別会計

普通建設事業費

道路、橋りょうなどの公共土木施設や、学校、文化施設などの公共施設などの新設や改良に要する経費で、投資的な事業費をいいます。また、そのうちで国の補助・負担金を受けて行う事業を補助事業といい、それ以外を単独事業といいます。

普通交付税

地方交付税の主体をなすもので、総額の96%に相当する額をいいます。その交付額は、基準財政需要額が基準財政収入額を上回る額となります。

〔関連語〕特別交付税

補助金

補助金には、国や県が予算などの定めにより特定の目的実現のために、市町村へ現金を給付する場合と、市町村が公益上の必要により、財政的支援として市民等へ現金を給付する場合があります。

補助事業

地方公共団体が行う事業のうち、国の補助を受けて行うものをいいます。〔関連語〕単独事業

目的別分類

地方公共団体の経費を、行政目的によって分類することで、議会費、総務費、民生費、土木費などに分類しています。〔関連語〕性質別分類

(や行)

有形固定資産

地方自治体が行政活動を行うために保有している財産のうち、一定の形を有し、長期にわたって使用することが想定されている財産のことをいいます。

予算

一定の期間における収入支出の予定を予算といい、地方公共団体の予算は歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債、一時借入金などを定め、議会の議決により承認を得ます。〔関連語〕当初予算・補正予算

(ら行)

臨時財政対策債

平成13年度から、国の地方財政対策上見込まれる地方の財源不足に対して、国と地方が折半で負担するという考えの下、その地方負担相当額を地方が地方債によって賄う場合に発行する特例的な地方債をいいます。

臨時的経費

一時的な財政需要により支出する経費で、経常的経費に対応しています。代表的なものとしたしましては、選挙に要するや単年度限りの行事経費、建設事業費などです。〔関連語〕経常的経費

ラスパイレス指数

国家公務員行(一)の俸給月額を100とした場合の地方公務員一般行政職の給料の水準を示したものです。

類似団体

指定都市、中核市、特例市等の行政権能の相違を踏まえつつ、国勢調査をもとにした人口と産業構造(産業別就業人口の比率)によって市町村を35の類型に分類し、同じ分類となった全国の市町村を指します。

財政白書（平成２３年度決算版）

発行 平成２５年２月

編集 流山市財政部財政調整課

千葉県流山市平和台１丁目１番地の１

電話 ０４－７１５０－６０７１